

令和 2 年第 4 回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9 月 1 6 日（水）	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町政に対する一般質問	8
7 番 関 口 雅 敬 君	8
4 番 岩 田 務 君	1 8
5 番 村 田 徹 也 君	2 7
3 番 野 原 隆 男 君	3 8
1 番 板 谷 定 美 君	4 0
9 番 新 井 利 朗 君	4 3
8 番 大 島 瑠美子 君	4 6
○発言の訂正	5 3
○町長提出議案の報告及び一括上程	5 3
○議案第 5 3 号の説明、質疑、討論、採決	5 3
・議案第 5 3 号 長瀬町議会議員及び長瀬町長の選挙における選挙運動の公営に 関する条例	
○議案第 5 4 号～議案第 5 7 号の説明	5 6
・議案第 5 4 号 令和元年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第 5 5 号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	
・議案第 5 6 号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第 5 7 号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて	
○会議時間の延長	6 8
○延会について	7 7
○次会日程の報告	7 7
○延 会	7 7



9月17日（木）

○開　　議	8 1
○議案等の説明のため出席した者の紹介	8 1
○議事日程の報告	8 1
○議案第54号～議案第57号の説明、質疑、討論、採決	8 1
・議案第54号 令和元年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第55号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第56号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第57号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○発言の訂正	9 9
○発言の訂正	1 0 9
○議案第58号の説明、質疑、討論、採決	1 2 8
・議案第58号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）	
○議案第59号の説明、質疑、討論、採決	1 3 5
・議案第59号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
○議案第60号の説明、質疑、討論、採決	1 3 7
・議案第60号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第61号の説明、質疑、討論、採決	1 3 8
・議案第61号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
○議案第62号の説明、質疑、討論、採決	1 3 9
・議案第62号 財産の取得について	
○議案第63号の説明、質疑、討論、採決	1 4 2
・議案第63号 長瀬町教育委員会委員の任命について	
○議案第64号の説明、質疑、討論、採決	1 4 3
・議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○議案第65号の説明、質疑、討論、採決	1 4 3
・議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
・発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	
○議会運営委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件	1 4 6
○字句の整理	1 4 6
○閉会について	1 4 6

○町長挨拶	1 4 7
○閉　　会	1 4 7

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第100号

令和2年第4回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年9月11日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 令和2年9月16日（水）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１０名）

１番	板	谷	定	美	君	２番	井	上	悟	史	君
３番	野	原	隆	男	君	４番	岩	田		務	君
５番	村	田	徹	也	君	６番	野	口	健	二	君
７番	関	口	雅	敬	君	８番	大	島	瑠美子		君
９番	新	井	利	朗	君	１０番	染	野	光	谷	君

不応招議員（なし）

令和２年第４回長瀬町議会定例会 第１日

令和２年９月１６日（水曜日）

議 事 日 程 （第１号）

１、開 会

１、開 議

１、議案等の説明のため出席した者の紹介

１、諸般の報告

１、町長挨拶

１、議事日程の報告

１、会議録署名議員の指名

１、会期の決定

１、町政に対する一般質問

７番 関 口 雅 敬 君

４番 岩 田 務 君

５番 村 田 徹 也 君

３番 野 原 隆 男 君

１番 板 谷 定 美 君

９番 新 井 利 朗 君

８番 大 島 瑠美子 君

１、町長提出議案の報告及び一括上程

１、議案第５３号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第５４号～議案第５７号の説明

１、延会について

１、次会日程の報告

１、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	板	谷	定	美	君	2番	井	上	悟	史	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	齊	藤	英	夫	君
教育長	野	口			清	君	総務課長	福	島	賢	一	君
企画財政課長	大	栗			徹	君	会管理者兼計 会務税課長	相	馬	孝	好	君
町民課長	福	嶋	俊	晴	君		健康福祉課長	中	畝	康	雄	君
産業観光課長	玉	川			真	君	建設課長	若	林		智	君
教育次長	内	田	千	栄	子	君	代表委員 監査委員	田	島		毅	君

事務局職員出席者

事務局長	野	口			晃	書記	石	川	正	木
------	---	---	--	--	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（野口健二君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和 2 年第 4 回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にて出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 10 名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 4 回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（野口健二君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野口健二君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第 121 条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（野口健二君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和 2 年 5 月から 7 月に係る例月出納検査及び令和元年度工事監査の結果報告を受けております。その写しを皆さんのお手元に配付してありますので、ご了承願います。

6 月 25 日、当町の全員協議会室で秩父地域議長会定期総会が開催され、副議長、岩田務君と出席いたしました。

6 月 26 日、秩父地域地場産業振興センターで秩父地域地場産業振興センター評議員会が開催され、出席しました。

7 月 8 日、当町の全員協議会室で秩父地域議長会第 1 回定例会が開催され、副議長、岩田務君と出席しました。

7 月 30 日、秩父地方庁舎で秩父地域議員連盟第 2 回役員会が開催され、副議長、岩田務君と出席しました。

8 月 19 日、秩父地域議員連盟による要望活動が行われ、国土交通省、総務省、環境省、農林水産省、関東地方整備局を訪問いたしました。

8 月 24 日、さいたま市埼玉県健康センターで埼玉県町村議会議長会役員会が開催され、出席しました。

8 月 25 日、埼玉県庁で秩父地域議員連盟による県の施策に対する要望が行われ、出席しました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員から組合会議の報告をお願いいたします。

新井議員、よろしくお願いします。

○9番（新井利朗君） おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会の概要を説明させていただきます。

秩父広域市町村圏組合は、本年で創立50周年を迎えました。私たちの生活に身近なことを秩父地域全体が進めていくについて、一部事務組合として発足して以来50年ということでございます。

それから、最近では水道事業が統一されましたけれども、まだ先にいろんな面で生活に直結するようなことの連携、広域化が進められようとしているところでありますけれども、また順次説明させていただきます。

7月15日水曜日、全員協議会が開催されました。これは秩父市と横瀬町で組合議会議員が変更になりました。これの議席の指定等についての説明でございます。

それから、令和2年第2回7月定例会の管理者提出議案の概要説明がありました。

それから、水道料金統一に係る住民説明会について話がありました。長瀬町にしましては、10月9日19時、中央公民館というふうに報告を受けております。コロナ禍によりまして人数制限等ありますけれども、町から広報等でお知らせがあると思いますが、ぜひ御覧いただきまして、ご出席賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

それから、7月22日、7月定例会が実施されました。出席議員は全員でありまして、副議長の黒澤秀之議員が辞職いたしまして、代わりに、副議長選挙が行われ、指名推選で赤岩秀文議員が副議長に就任いたしました。

そのほか予算繰越額等の管理者報告がありました。

もう一つ、特別に議員発議といたしまして、議会休憩中には議会改革調査研究特別委員会という議案が提出されまして、その委員会が発足いたしました。50周年に当たりまして、いろいろと管轄する事業も増えてきたりなんかしていること、またいろんなことを含めて、このままでよいのか、またもう少し改革できることはないかということで、全般的に調査をし、研究して、これから提言し、やがて来年度また再来年度に向けて提言し、実施できるように向けていきたいというところでの調査研究特別委員会でございます。

また順次報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（野口健二君） 以上で、諸般の報告は終わりにします。



◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで許可をいたします。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。本日、令和2年第4回9月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

9月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

長い期間にわたって断続的に大雨をもたらした今年の梅雨が明けますと、熱中症警戒アラートが発令さ

れるなど、一転して記録的猛暑の日々が続きました。コロナ禍による行動の自粛等が要請される中、猛暑と闘いながら、議員各位をはじめ町民の皆様お一人お一人が感染拡大防止のための取組を実践いただきましたことに、改めまして深く感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症でございますが、長瀬町においては、先月の15日に1名の感染者が発生して以降、新規の感染者はいない状況でございましたが、昨日、1名の新規感染者が発表されました。流行の第2波も多少落ち着きを見せてはおりますが、いまだ埼玉県内においても連日新規感染者の発生が確認されるなど、依然として予断を許さない状況が続いているところでございますので、町民の皆様には引き続き3密を避けるなど新しい生活様式への取組をお願い申し上げます。また、あわせて、感染者に対し不当な差別や偏見、いじめ等が生じないよう、重ねてお願いを申し上げます。

さて、内閣府が8月17日に発表した4月から6月期の国内総生産速報値は、前年比7.8%の減、年率換算で27.8%の減となり、戦後最大の下げ幅を記録いたしました。新型コロナウイルス感染拡大による経済的影響は深刻であり、言うまでもなく地域経済への影響も甚大でございます。地域経済活性化に向けて、町といたしましても、さきの議会でご議決いただきました施策を中心に各種取組を行っているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎつつ、経済を回していくことは非常に困難であり、経済活性化については様々なご意見があるところでございます。町としましては、経済活動と感染の拡大防止の両立に向けて、必要な情報を適宜発信しながら取組を進めてまいり所存でございますので、議員の皆様におかれましても何とぞご協力のほどよろしくお願いをいたします。

ここで、6月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、企画財政課関係について申し上げます。

9月1日に、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社と包括連携に関する協定を締結いたしました。この協定は、移住定住に関すること、東京オリンピック・パラリンピックに関すること、観光・産業・農業振興に関することなど多岐にわたる分野で連携し、協働で地域社会の発展と住民生活向上につながる取組を進めていくものでございます。今後は、本協定を活用し、町の地域活性化を推進してまいります。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

毎年8月15日に開催しております長瀬の夏の風物詩、長瀬船玉まつりにつきましては、新型コロナウイルスの拡大防止の観点から花火大会は中止となり、祭典である水上安全修祓祭を関係者のみで執り行いました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

例年、学校の夏休み期間中に実施していただいている秩北建設組合長瀬支部の皆様による小中学校3校の校舎等の修繕奉仕作業ですが、8月9日に実施していただきました。当日は、15名の支部員さんにより、3校合わせて20か所の修繕を実施していただき、大変ありがたく感謝をしております。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議をいただきます案件は、条例案1件、令和元年度決算認定4件、令和2年度補正予算案4件、契約の議決案1件、人事案件3件の合わせて13議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げますので、ご了承いただきますようお願いいたします。いずれも町政進展のための重要な案件でございますので、十分にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（野口健二君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、お手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（野口健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長から指名申し上げます。

4番 岩 田 務 君

5番 村 田 徹 也 君

7番 関 口 雅 敬 君

以上の3名を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（野口健二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から18日までの3日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から18日までの3日間に決定しました。



◎町政に対する一般質問

○議長（野口健二君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告一覧表の順に従って発言を許可します。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭に発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう、特にお願い申し上げます。

それでは、最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、質問いたします。

民生委員の補充について町長に伺います。民生委員は、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談、援助活動を行ったり、地域にはなくてはならない存在だと思います。昨年の改選後に6名の欠員が生じているようですが、その後、人員の補充ができたのか伺います。今回、このように6人もの欠員が生じてしまったことがどのような理由なのか、また欠員状態をどう解消していくのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

民生委員の欠員の補充、また欠員が生じた理由及びその解消方法についてでございますが、いまだに6人の欠員は解消できておりません。候補者の選出は、推薦会を開催し、退任を希望される地区の候補者を選定してもらい、交渉に行くという流れで実施しておりましたが、大変だから、仕事を持っているからといった理由で大半で断られ、改選時までに見つけることができませんでした。民生委員になっていただけないことに関しては、民生委員の活動内容があまり知られていないことや、課題の複雑化、多様化による業務の困難化、業務量の増加により大変なところばかりが強調されてしまっていることなどが原因と考えております。

今回の欠員の解消については、他自治体の取組などを参考に、候補者の選出、選定方法を検討し、欠員地区の区長さんに候補者の推薦をお願いをしているところでございます。その結果、現在までに2名の候補者を推薦いただいております、うち1名は10月1日付で委嘱される予定でございます。もう一名は、委嘱に向けた手続を進めているところでございます。また、他の欠員地区につきましても、区長さんを中心に候補者の選出を進めていただいております。

なお、今後につきましては、欠員解消に向け引き続き努力するとともに、補充できるまでの期間、町民の皆さんに支障が生じないように、職員及び欠員地区の隣接の民生委員とカバーしていくとともに、町民に対して、民生委員への理解を深める取組を行ってまいります。また、次回の改選に向けて、他自治体の取組などを参考に候補者の選定方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁でいくと、そんなに地域に密着している必要があるようにも感じられないし、ちょっと無理です。これだけ民生委員が守備範囲が広いのに、他の地域の民生委員の人に見つかるまで手伝ってもらって、こんなおきなことを言っていて、民生員が見つかるわけないです。私、調べていろいろ見ると、長瀬町民生委員推薦会規則などという、こういう文書も見せてもらいました。こんなご立派な、ここに町議会議員、民生委員、社会福祉事業実施に関係のあるもの、町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者とか7項目、ここにそういう人が載っている。

この推薦委員会は、今の話でいくとあまり重要視していないし、この人たちが、この人がいいというようなピックアップをしてきているようにも聞こえないし、ただこれ形があるだけで、地域から上がった人を、はい、推薦します。印鑑をぽんと押せばいいという、軽々しく見ているのだと思うのです。民生委員に多分負担が多過ぎるのを地域住民の人はみんな知っています、大変だというのは。だから次の人が見つかってこないのだから、負担軽減を何とかしてあげる、そういう対策、これ町は持っているかどうかちょっとお聞きをします。

本来、民生委員の方は講習などを受講して、民生委員の委員長まで選任し、いろいろな場面でしっかり

任務をこなしてきている中で、例えば今言う負担軽減に持っていくには、社協のボランティア団体に民生委員が入っているのです。これは、ボランティア団体ではないですよ、社協の。もっと社協をしっかりさせなければ。社協も負担が重くなってくるのだから、どこかで負担軽減策を見つけてあげないと、これから本当に各地域の区長だって見つけるのが大変です。

各地区では、そういう役員を見つけるために、もう本当にいろんな策を講じているのです。町長は地域のそういうのに出ていないから分からないだろうけれども、民生委員を見つける、何を見つけるかというと、本当に一生懸命みんないろんなことを考えて、やって、努力をしているということで、もう一度町長に聞きますけれども、6名不足しているけれども、補充ができない。これをカバーするのが、さっき言うように他地域の人に手伝ってもらう。他地域の人が負担がもっと重くなって、今度そこが見つからなくなりますよ、そこから。

私は、前回の答弁を、8番の議員がこれ質問したのを議事録を読んできました。今、町長の答弁は、その当時に8番議員に答弁したのをちょっと抜いて今答弁しているだけで、何の進歩もないではないですか。負担軽減策も含めて、もう一度伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

業務範囲が広過ぎるのではないかというお話でございます。業務範囲は、民生委員法、児童福祉法で規定をされておりまして、近年は少子化や核家族化により地域のつながりが薄れる中で、独り暮らし高齢者や独り親家庭など民生委員の相談を必要とする方が増えております。また、老老介護など課題が複雑化、多様化して、困難度が高くなっておるということが、負担が増加している原因かなという思いがしております。

そうした業務量の増加、困難化にどう対応していくかということでございますけれども、高齢化が進むにつれて高齢者の見守りなどが増加、また近所付き合いの希薄化、周囲への関心が薄れている、こんなことも影響しているかなと思っております。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、住民の支え合いによるまちづくりを進めるとともに、高齢者一人一人が自ら生き生きと活動し、健康で長生きに満ちた生活を送ることができるという、そうしたまちづくりを進めるために、現在、長瀬町では平成29年度から生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託し、これらの委員さんたちが大変活躍をいただいております。こんなところも幾らか民生委員さんの負担軽減にはなっているのかなという思いがいたしております。

それからまた、6名というお話でございますけれども、先ほど答弁させていただきました2名は、これから委嘱をさせていただく予定になっておりますので、今現在4名の欠員ということでございます。

それからまた、定年が年々延長されておりまして、これも民生委員さんになっていただく方たちが減少しているというような原因にもなっているかなという思いがいたしております。民生委員のみならず交通指導隊ですとか、もろもろにそうしたものが影響してきているということ、これも一つのそうした委員がなかなか見つからない原因ではないかなと私は思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 質問に答えていないのですよ、町長。今言うように見つからない理由は、負担が重くなっているというのはもう誰でも分かっていることなのです。だから、その対策を何か検証しているか

どうかということも踏まえて質問をしているのであって、今読んでもらったのは時間の無駄じゃないです、はっきり言って。

私が、民生委員が6名不足だということを聞いてから、本当に大変だな、この町はという思いでいます。その負担軽減をするために何をしたらいいか、これみんなで取り組まなかったら駄目です。さっき、何か会ができて、それができたから、そこも少し負担が軽くなるなんて、そんなものではないです。民生委員があれもこれも、あれもこれもと出ているのは私も知っていますけれども、そんなのは違う人にやらせればいいのになと思いつつ私も見えています。なるべく町長、私のへぼ将棋ではないけれども、持っている駒は手のひらでころころ、ころころ転がし、何でもぺたぺた、ぺたぺた貼っていったのでは駄目なのです。ちゃんと適材適所、要所要所にこれをしていかないと、今後も民生委員だけではなくて、いろんな役員の人がなくなっていくます。

この町は、私不思議だなと思ってずっと来ているのが、婦人会がいつの間にかなくなってしまっている。婦人の意見を聞く場面なんかはいい婦人会だったのに、解散しましたという報告も何もどこにもないです、私が議員になってからなくなったのであって。

そういうことからして、民生委員の今後、どんな対策があるのか。今なかったら、ないでもいいですよ、しょうがないのだから。これから考えて検証していかないと、本当に子供から年寄りまでの守備範囲を持っている民生委員に、何とか力を貸してあげられる方法をしっかり考えてほしいと思うので、この質問をしました。最後にどうぞ。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど私の答弁で、民生委員の仕事が複雑、多様化しているというお話をさせていただきました。そのような中で、町では高齢者の皆様方のために、介護、福祉、健康、医療などいろいろな面から支援を行おうということで地域包括支援センターを健康福祉課内に設置し、高齢者やその家族の皆さんが抱える悩み、心配事など何でも相談可能、相談内容によって個々のケースに対応させていただいております。これも一つの民生委員さんへの負担軽減になっているのではないかなと思っております。

それから、また民生委員さんの仕事が大変だという、その言葉が独り歩きをされている部分もあるのでないかなという思いがいたしております。その中で、やはり民生委員をお願いにまいりますと、大変だからと固辞される方が多いようでございます。そのお一人の委員さんに困難な事例を一人で抱え込ませないように、チームで連携をして活動しておりますので、そうしたこともぜひ皆さんにお知りいただきたい部分かなと思っております。いずれにいたしましても、あと6名のところ4名不足でございますので、これからしっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、次の質問に移ります。2番目、新型コロナウイルス対策について町長に伺います。

町では、新型コロナウイルスにより、冷え切った観光業に対して復興支援策を次々と打ち出し、事業者の救済を行うとともに、町の景気需要喚起を図ることは必要であると思われます。しかし、その復興支援策は一部の観光事業者のみが救済され、町内にある大半の商工業者に行き渡らないようにと思われます。新型コロナウイルスにより、今後支援が必要になる事業者が増加するものと思われますが、町はどのように

対応していくのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、各種報道や国の発表、統計速報などを見ましても、景気の回復やコロナウイルス感染拡大がいつ収束するか、先行きが全く見えない状況でございます。このようなことから、関口議員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染拡大により冷え切った観光業に対して復興支援策を実施し、事業者の救済を行うとともに、町の活性化を図ることは必要であることから、対策を打ち出しているところでございます。そのため、補正予算でお認めいただきました各種事業を実施しているもの、また実施に向け現在、事務を進めているものもでございます。

ご質問の中に、一部の観光業者のみが救済されるとの内容でございますが、今回実施いたしますクーポン券の発行は、観光協会加盟店だけではなく、全町に募集をかけてご賛同をいただきましたお店で使えるクーポンとなっております。現在、協賛店の募集を行っているところでございます。

また、感染拡大の状況により、今後の支援が必要となる事業者は増加する可能性は十分あることは、町といたしましても認識をしておりますが、先行きは見えない状況でございます。いずれにいたしましても、現在予定しています事業をまずはしっかり進めさせていただき、今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況や国、県の動向を注視し、町としてどのようなことが必要になるのか、役場内での検討や各関係機関とも緊密な連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今、答弁をいただきました。先に気づいたことを述べさせていただきますが、クーポン券を発行して、町内全域の業者に行き渡るという話ですけれども、このクーポンは、私が言いたいのは、ライン下りだとかラフティングだとか、そういう体験型のお客さんに配るクーポンを言っているのかどうか、まずお聞きをします。

それで、町は本当に危機感が私は感じられなくて質問をするのだけれども、国の方針で観光には本当に手厚い補助でした。おっしゃるとおり、観光にはすごく手厚く補助ができたと思います。観光客対策でバンジージャンプがやりたい、補助金がもうすぐ100万つく。これは町長、私、商工会の青年部の方が言ったかを確認したところ、観光協会の若者より相談があって、それをうのみにしたという発言だったと思います。

もし、観光協会の若い人が町長に、バンジージャンプやりたいから100万予算つけてやってくれという話をしたときに、こんな簡単に予算がつくのであれば、私は観光協会なんて要らないと思います。ちゃんと観光協会、親を通して話をしていくのが筋だと思います。まず、ここもお聞きをします。

私は、町内の商店や工場などにどんな意識調査をし、どんな対策をしようとしているのか、またどんな広報をしてコロナウイルス対策指導を町はしているのか、これを聞きたいと思います。

そこで町長、うちに商工会からこういう資料が会員日より届きました。商工会はこうやって業種ごとに意識調査をした結果、こういう円グラフで出してくれたのだと思って、私はこれをうのみにして質問をしますけれども、商業部門では57%、工業部門では47%の減少、そしてそのほかは変化なしというグラフが出ていますので、ああ、こんなに変化なしが長瀬町の町内業者、商店、こんなにも分かれるのかなと思ってよく調べたら、この変化なしというのは、調査をしたときに、まだ締切日から現金が来たり、手形が来

たりしているので帳簿上は変化なしということらしいです。そうすると、この変化なしというのも含めれば相当なダメージです、観光ばかりではなくて。ほぼ増加というのが商業部では5%、工業部で増加は2%、観光部はもうさっきも言うようにほぼ100%、そういう形に出ているので、これははっきりした数字が出てくるのは後からダメージがどかんと来ますよ、早くこうやって手だてをしてあげないと。

そこで、事業者の経済の悪化が予測されたり、税金等が今後気になります。町でも早く手当てをしないとかなりの影響が出てくる。そこで、救済策を考える気持ちがあるかどうか、ここで教えてほしいと思います。

また、県では、高齢者の安心で生き生きした暮らしを実現する社会づくりを進めることを目的に、プラチナ・サポート・ショップ事業を実施しています。これは町内の商店に力を借りて、こういう高齢者も生き生きした社会と一緒に生活してもらうためのプラチナ・サポート・ショップ事業、そういうのにも商業の人たちは協力をして、あっ、送迎が必要なのだったら送迎をサービスの中につけます。それはいろんなサービスが各商店ごとにあるのだと思うのです。うちも送迎のところに丸をくれて、もし高齢者の方が足がなくて来られないのだったら、送迎うちでもやりますよというのを出しておきました。

そこで、新型コロナウイルス対策の財源不足が深刻化している中で、本当に種を植え付けて、前回、企画財政課長が種を植え付けておいて、後からその芽を出して、収穫してというあれだったので、同じことだと思います。そこで、この間、新聞記事には、全国知事会では5,000億円程度の財源不足が見込まれるとして、国に地方創生臨時交付金の増額を要望したと。埼玉県でも予備費の執行など、法律の見直しを早急をお願いをしているところですよという記事がありました。

多くの自治体が財政調整基金を取り崩し、コロナウイルス対策費に充当している。財政運営は厳しさを増している。この町も同じでしょう。財源不足を県では地方税の徴収猶予や減収補填債などの発行などの対策を検討しているとのこと。町では、法人町民税の減収が目に見えているこのときに、町内のそういう商店、工場、本当に町税に第一線で活躍してもらわなくてはならないところにどんな手を打っているのか、町長、お聞きします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、バンジージャンプのお話でございますけれども、これは観光協会の若者からトップセールスで来たわけではございません。前回の議会でもお話をさせていただいたと思いますけれども、観光協会と若者との意見交換会がありましたというお話が観光協会から町のほうに報告ございました。そのときに、若い青年部の人たちに、長瀬の今後の観光について、これからどのような事業を行っていったらよいか、皆さんから意見を出してほしいということを話しましたところ、たしか三、四十あったのではないですか。いろいろな意見が出てきたわけでございます。

その中で、バンジージャンプをやってみたいというのも入っておりました。また、ご議決いただきましたお宝に関しての事業もそうでございます。そうした中で取り上げた事業でございます、決して直接町のほうに来た事業ではございませんので、そこのところをご承知おきいただきたいと思います。

それから、クーポンについてでございますけれども、体験型もございますが、もう一つ、全町民向けに1世帯2,000円のクーポン券をお配りして、皆さんに使っていただくというのもございますので、船ですとか、ラフティングの方たちだけを対象ということではなくて、町全体のお店をやっている方、いろいろ2,000円が使える範囲内の事業になるわけでございますけれども、そういうことで今回、クーポ

ンをお出しするということになっております。

それから、あと関口議員、実はコロナ禍になってからの長瀬町商工会会員の売上げ状況は私の手元にも届いておりまして、その中で私は思うのですが、商業部というのは、これは観光は別ではなくて、商業部の中に観光も入っているのではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。その中で、このグラフを見てみますと分かりますけれども、商業部では57%減少しているということでございますが、観光としては91%減少しているという円グラフが出ておるわけでございますので、観光業が大変困っているということは新聞報道等を見ましてもよく出ておりますし、当然ほとんどの業種で困っているのです、今は。その中でも、特に観光業者が影響が大きいということだと私は認識をしております。

今回の関口議員のご質問の中でも、先ほども申し上げましたけれども、冷え切った観光業に対して復興支援策を次々と打ち出し、事業者の救済を行うとともに、町の景気需要喚起を図ることが必要であると関口議員もおっしゃっているわけございまして、その中で長瀬町といたしましても、そうしたもろもろの施策を講じておるわけでございます。その中で、工業に対しての支援、これにつきましては現在、町独自の事業といたしまして、運転資金を限度額1,000万円で民間金融機関から借入れをした場合には、利率2分の1を補助する事業と、4月8日から5月31日に5日間以上休業した中小企業、個人事業主に5万円の補助を行う事業を行っております。

しかしながら、工業系の会社につきましては、取引相手が特定されること等から、どのような支援策がよいのか、これは国、県、関係機関等の動きを見ながら、また対応策を講じてまいりたい、検討してまいりたいと思っております。

なお、プラチナ・サポート・ショップ事業につきましては、関口議員から先ほど細々としたお話をいただきましたので、こちらにつきましては今後、検討課題かなと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 商工会の商業部の中に観光業者も入っているのではないかと、町長、これ商工会でつくっている資料を私は運用して質問をすると言いましたけれども、商工会の中には商業部会、工業部会、観光部会で、この工業部会の中の建設業というのは一部こうしてあるという、私は説明聞いてあるので、この商業部というのは要するに商店です。町うちにある商店。だから、では町長が言うように同じではないかといったら、ではラーメン屋なら全部同じだったら、さっき言ったプラチナ・サポート・ショップ事業、こういうのに観光のラーメン屋さんにもそれにできるかどうか。はい、迎えに来てください、ラーメン食いにいきたいのと言ったときに、やれるかどうか。

だから町長、これは商工会でいう商業部会で取りまとめたアンケートだから。町は何もやっていないでしょう、町は。産業観光課長でもいいのです。町は何か意識調査をしているかどうか、どれだけ商店の人が苦しんでいるか。5日間休んだ人には5万円くれます。それはどういう資料ですかといったときに、いや、手を挙げればいいのですよという答弁だったけれども、そんな程度での答弁だったから私、特に心配してこういうのをやっているの。町としてどんな意識調査をして、広報もどの程度しているか、最後にお聞きします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ちょっと認識が違うかなと思うのですけれども、観光協会に入っていらっしゃる方は当然観光になるわ

けだと思うのですが、商業部にも入っていらっしゃるのではないかなと思うのです。だから両方どちらにも入っていらっしゃる方たちも大勢いらっしゃるのではないかなと。

ちなみに、よその町のお話をさせていただくのも何かなと思うのですけれども、皆野町の観光協会は、商工会に入っている方は、ほとんど観光協会にも入っています。長瀬町もそういう方たちもいらっしゃるのではないかなという思いがいたしております。ですので、全員が商業部ではないかもしれませんが、ダブっていらっしゃる方もいらっしゃるのではないかなという思いがいたしているところがございます。

それから、町としては何もしていないというお話でございますが、観光協会とは連携を密にさせていただき、会長が報告に来ていただいたりということはしております。ただ、今のところいろいろな事業が入っておりまして、まだアンケート調査をするというような状況には現在のところなっておりません。いろいろな事業を今後進めていかなければならない状況の中で、まだそこまでいっていないというのが状況でございまして、電話での聞き取り調査は商工会に行っておりますけれども、そうした細かい、細部まではまだ至っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、税収が減らないように、ひとつしっかりサポートをしてやってください。

続いて、3番目、人口減少対策について町長に伺います。平成28年3月に作成された人口ビジョンによると、国提供ワークシートで推計したパターン1の人口は、2020年で6,927人であり、本年度8月1日時点の当町の人口が6,910人であり、ほぼ推計どおりの人口になっています。人口ビジョンでは、推計どおりに推移しないよう、まち・ひと・しごと創生総合戦略により人口維持を図るよう努めていると思いますが、結果に結びつかない原因はどんなことでしょうか。このまま人口が減少すると、消滅する可能性があるという人口ビジョンに記載されていますが、今後どのように対応していくのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、人口減少対策につきまして、関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、当町の人口は減少が続いている状況でございます。そのため町では、子育て支援事業や定住促進対策事業など人口減少対策に係る施策に取り組んでおります。その中でも特に住宅取得奨励補助金につきましては、過去5年間で82件の実績があり、237人の人口維持に寄与しております。令和元年度の住民移動者数を見ますと、自然動態がマイナス91人であるのに対し、社会動態はプラス3人となっております。人口の流出に一定の歯止めがかかっていると考えられます。

しかしながら、人口減少が続いていることは事実であり、今後も対策を講じ続けなければなりません。人口減少対策につきましては、これを行えば必ず人口が増えるという特効薬はありませんが、知恵を絞って対策を検討、実施してまいります。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今、答弁いただきました。82件で237人を食い止めたというお話です。では、そこで再質問は、少子化問題は人口減少にも関係し、さらには高齢化問題を含め大きな行政の課題であることから、先日、県の発表によると、人口減少率が最も高かったのは長瀬町との発表でしたが、創生総合戦略、質問しました平成28年3月に作成した資料により質問をいたします。

将来の消滅都市に長瀬町も含まれている中、５年ごとに目標、政策の基本的な方向など地方版（地方人口ビジョン）の策定が望ましいということで、長瀬町創生総合戦略を作成し、人口の現状と展望を提示し、将来に向けた計画的なまちづくりを展望するため、方向性を示すのに策定をしたと目的に書いてあります。

この冊子を作るだけで、現在の状況をどう考えているのか。冊子の作成どおりになっていません。その冊子には、2020年には町は7,533人、これが目標です。無対策でこのまま出発した場合には、6,927人になりますと書いてある。今、どうでしょう。今年の８月１日現在、6,910人が現状です。これでは、無対策のままいくと6,927人になって消滅都市に向かっていきますよとうたって冊子を作って、いろんな各事業、今も移住定住などという話が出ているけれども、無策よりも低くなっているのですよ、数字が。今までどれだけのお金を使ったのでしょうか、税金に。

思い起こせば、雇用促進住宅壊すときからもう移住定住という話で始まり、若者定住促進だと。さあ、やれ、さあ、やれでやってきた今、振り返れば無対策の数字が的中しているのです。的中以下ですよ、もっと減っているのだから。私も議会の報告の統計を平成30年に業者に取ってもらったところ、ちょっと甘く見てあげろよということで、7,027人と議会報告だよりに載せました。28年から今まで、本当に何をしていたのか。資料作成費や今までの対策費も我々の税金ですよ。本来ならここで、現在までの対策費用の費用対効果を聞きたいところです。でも私は、執行部の皆さんを懲らしめるためにここで意見言うわけではないので、それはこっちへ置いておいて、早く負の連鎖を止めなければ、大変なことになってくるのです。長瀬町を消滅させないように、誇れる町を子供たちの代に残してほしい。人口が減ると、若者は減る。若者が減ると、納税が減る。納税が減ると、住民サービスが減る。この繰り返しのですよ、早く止めないと。このサイクルを早く止めるように努力をしてほしいために、この質問をしました。

町長、お答えをお願いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、長瀬町の人口減少、大変著しいわけですが、この一番の原因は関口議員も分かっていらっしゃるのではないかと思います。高齢化がこれは一番の原因ではないかなと思っております。要するに自然減、転入、転出はそれほど変わっておりません。先ほども申し上げましたけれども、令和元年度、昨年度は転入者が356人に対して転出は353人で3名増となっておりまして。しかしながら、亡くなられた方が102名いらっしゃる。生まれた方は11名。これがずっと続いているわけでございます。

先ほども申し上げましたけれども、人口減少対策について、これを行えば人口が増えるという特効薬はない、これはいろいろなところで言われておるわけでございます。その中で施策を講じなければ、もっともっと人口は減っていくのではないかなと思っております。先ほども申し上げましたけれども、若者定住促進、これは大分功を奏しているのではないかなと私は思っております。

そのような中で、本日、菅内閣が誕生するわけでございます。国の少子化対策も大分変化しそうでございますので、これなどもこれからは期待できるかなと思っております。今のところ、これまで続けてまいりました子育て支援事業ですとか定住促進事業を地道に続けてまいりたいと思っております。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） まだあと10分ありますから大丈夫です。今の町長の答弁でいくと、高齢者が悪い、そう聞こえました。高齢者は、もう平成28年のときからこの形態は変わっていないのです。山あり谷あり

の人口推移をしていれば大丈夫だったのを、長瀬町はいつの間にか山あり谷ありがなくなっていたのです。それは今の町長の責任ではなく、その前の町長の責任でも何でもありません。でも、その当時の前の町長から私は議員やらせてもらったから、この話をすると町長は、今、関口議員、今日、議場に来るまで電車で来たら、電車で若い子がいたから声かけたら、それでは長瀬町の町長に声かけられたのだから、長瀬町に転入してきます。こんなに簡単に転入してくるのだと思って、私は聞いていました。信じていました。これだけ立派な人口ビジョンを作成して、高齢者がいたからと、それは失礼です。これつくると言ったら、ただではできないでしょう、これは外部に出したのだから。

それと、町長がそういうふうに言うのだったら、今までいろんな対策に税金を打ってきました。それ失敗したのでしょうか、では。失敗、お金をかけたとこの業者が言っているのだから、何もしなければこの人数だと。では、何もしないほうがいいではないですか。だから５年ごとに見直しをしてやっていくのだという目的が書いてあると、私さっき町長に助け船出してあげたではないですか。それも放っておいて、何もしないで、年寄りが悪い。はっきり言って、この議会の中で高齢者といったらほとんどですよ、本当に。町長だってそうだから、俺がそうなのだから。

だからそういうことを言わないで、何か自分たちの今までの対策が失敗したなら失敗したでいいのだよ、しょうがないから、もうやってしまったのだから。直して何とかこれから先、食い止めて、人口の負のサイクルを止めなければ、消滅都市になりたくないから、こういうのつくったのでしょうか。

副町長、あなたは私の質問に、何もしなければと言ったのは副町長ですから。何もしなければと言って、やれやれ、やったで、やった後に、あのとき、私以外にも質問した人が、今日、傍聴席にいるかな、多分いるのだと思うのだけれども、いろんなことを質問出しました。だけれども、これをつくってきた、これは何とか人口減少を食い止めて、消滅都市にならないように、いろんな方向へかじ切りながら行くのだろうなと信じていました。たまたま埼玉県の新聞記事を読んだら、県内で減少率が一番低いのは長瀬町とでかか出たのでは、これ議員として黙っていられないではないですか。

町長、お金だって本当に我々の貴重な税金ですから、ただ何でもばらまいて、食い止めたから、食い止めたからと、こんなの褒美になりはしません。最後に、しっかり答弁をお願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

その前に、私は高齢者が悪いとは言っておりませんので、この部分のご訂正を願いたいと思います。

また、何もしなければというお話、何もしなければもっと私は減ったのではないかなと思っております。

〔「書いてあるんだよ、そういうふうに」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 書いてあっても、そうなのです。やはりなかなか理想どおりにいかないのです。それは何というのですか、こういう方向で行きたいという100%というのは、なかなかそうした思いの中で100%というわけにはいかないというのが、思いどおりにいかないというのは何でもそうではないかなと思うのですけれども、しかしながら私たち執行部としては、それに近づけたいということでしっかり努力をしておるわけでございます。

昨年度の新設の住宅着工数でございますけれども、秩父地域では長瀬町が比率でいくとトップでございました。そうしたよい部分もございますので、関口議員にもそうしたよい部分もぜひ見て、知っていただきたいなと思っておるところでございます。

また、何の施策も打たなければという、なかなか人口減少に歯止めがかからない、これに対しての特効

薬はないというお話をさせていただきましたけれども、秩父地域、長瀬町は人口減少が一番著しいわけでございますけれども、当然秩父市も入りますが、秩父市1市4町、どこも人口減少には非常に歯止めがかからない状況の中で施策を考えておるわけでございます。その中で、秩父地域は東京にも便がよいですし、子供さんたちも高校から大学、専門学校に入られる方が大分多くなっておる。そうした状況の中で、首都圏のほうに出ますと、なかなか秩父地域に戻ってきてくれない、そういうような状況で今日まで来ておるわけでございます。

そのような中で、今回、働く場がないから秩父地域には帰ってこれないのだというような声が大分聞かれるというお話の中で、このたび厚生労働省の事業でございます地域雇用活性化推進事業に秩父地域が手を挙げ、こちらが採択されました。この事業を活用して、秩父雇用対策協議会が中心となって、Iターンですとか、Uターンですとか、Jターンですとか、そうした秩父に帰ってきてても、秩父に行ってもいいかなという方たち、こうした大学生ですとか、もう社会に出ていらっしゃる方でもいいのですけれども、この秩父地域への誘導を図るということに今後なってまいります。

それだけではなくて、講習会ですとか、現在秩父地域で頑張っている方たち、企業さんたちに伴走型の支援を行ったり、秩父地域が魅力ある雇用の確保や地域産品のブランド化を図るとか、そうした目的を持って頑張ってくださいのように、多岐にわたり支援をしてまいるという事業でございます。年間1市4町、一緒にやるわけですが、4,000万いただくことになっております。これらがうまく功を奏して、若い人たち、それからまた県南、首都圏に行っている方たちが秩父地域に戻ってきていただければいいと、そのために努力をするわけでございますので、そのようなことも今後始まりますので、そうしたことも秩父地域に人口を増やす手だてになってくれるのではないかなと、今現在、期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 次に、4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問いたします。

新型コロナウイルスの影響による当町の施策や対策等について町長に伺います。本年8月に株式会社日本総合研究所が日本経済の展望を発表しましたが、その中には、企業収益の悪化とともに設備投資は減少、失業率は年末にかけて少なくとも4%近くに上昇し、令和2年度の倒産件数は、前年度に比べ3から4割増加するなど、数々のよくない指標が挙げられていました。長瀬町でも新型コロナウイルスによる自粛等の影響で、特に観光関連事業者の売上げは深刻な状況であり、事業の継続、税収、雇用、消費に与える影響は壊滅的なものとなっています。また、これらの影響は令和4年以降まで続くと考えられ、個人消費の落ち込み、学校、医療機関、高齢者施設、農業、商工業、観光業など多岐にわたります。町としても新しい生活様式等を取り入れながら、様々な取組や支援をすることが必要かと思われます。そこで、今後の施策や対策等について伺います。

- 1、新しい生活様式等を取り入れるための学校や町内事業者等への今後の支援、施策などについて。
- 2、町内の産業振興、経済の活性化対策などについて。
- 3、今後の町債や財政状況の見込みについて。

4、新たな財源となる法定外目的税等の設置について伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、1点目でございますが、新しい生活様式等を取り入れるための学校や町内事業者等への今後の支援、施策などについてでございます。学校におきましては、登校時の健康状態把握、机の間隔の確保や透明な飛沫防止ガードの使用、定期的な換気による、いわゆる3つの密の回避といった対策を取っているほか、各校にスクールサポートスタッフを配置し、机やドアノブなどの消毒を行っております。町内事業者に対しましては、観光協会を通じての注意喚起やフェースガードの配布により、新しい生活様式が取り入れられるよう取り組んでまいりました。今後も継続して支援を実施してまいります。

次に、2点目でございますが、町内の産業振興、経済の活性化対策などについてでございます。先ほど関口議員の一般質問に対しても答弁をいたしましたが、新型コロナウイルスの影響につきましては、国の発表や各種報道を見ておりまして先行きが見えない状況でございます。その中で、観光復興支援事業など、これまでにお認めいただきました補正予算における各種事業をしっかりと実施することで、経済の活性化を図りたいと考えております。今後の施策につきましては、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大の状況や国、県の動向を注視しつつ、商工会、観光協会などの関係機関とも緊密な連携を図りながら検討してまいります。

次に、3点目、今後の町債や財政状況の見込みについてでございます。今年度の歳入につきましては、町税の徴収猶予制度創設に伴う減収が見込まれますが、今年度に限り町税の徴収猶予額に相当する額については、徴収猶予特例債を発行することにより一時的な減収に対応できることとなっております。また、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されているところでございます。以上のことから、今年度につきましては財政状況に与える影響は限定的であると考えております。

来年度以降の財政状況につきましては、今年度減収となっている個人、法人が多いと考えられるため、税収が大幅に減少することが予想されるものの、現時点では、その影響がどの程度になるかを見込むことは難しい状況でございますが、引き続き国、県から提供される情報を注視し、適切に対応してまいるとともに、機会を捉えて国、県に対し来年度以降の財政運営に支障を来さぬよう、一般財源総額の確保を要望してまいります。

最後に、4点目、新たな財源となる法定外目的税の設置についてでございます。厳しい財政状況が続いている当町において、財源の確保は大きな課題であり、長瀬町未来づくりプロジェクトチームからの提案を受けて、これはご承知のとおり、職員で長瀬町の今後をどうしていこうかという未来づくりプロジェクトチームでございますけれども、こちらからの提案を受けまして、法定外目的税等の導入の可能性について検討を進めているところでございます。その中で、法的強制力を持つ法定外目的税を導入することにつきましては、公平、中立、簡素という租税の基本原則を踏まえつつ、受益と負担の関係性や人の考え方、課税方法及び徴収方法の妥当性などについて、住民の皆様の意見を聞きながら慎重に検討を重ねる必要があると考えております。

一方で、観光施設の維持管理等に係る費用の財源として、協力金という形で募金をお願いしたいと考えております。まずは、試みといたしまして、長瀬駅前のトイレに募金箱を設置するための経費を今回提案する補正予算案に計上しているところでございます。今後とも、新しい生活様式を踏まえた支援策につき

まして、町としてできることを検討し、継続的に対策を講じてまいります。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 本来であれば4つの質問を一度に出しますので、時間の関係で少し早口でお話をいたしますが、まず1点目、新たな生活様式等を取り入れるための支援、施策等についての答弁をいただきました。現在、飲食店や小売店、娯楽施設をはじめ、学校や公共交通機関等でも新型コロナウイルスの感染予防のために、政府の専門家会議からの提言を踏まえて新しい生活様式を取り入れている事業者が増えています。しかしながら、どこまで気をつければ本当の意味で感染予防対策になるのか難しいところではあると思います。

例えば、皆さんご存じの浦安市にある某テーマパークですが、運営会社のサイトを見ますと、ここ数年は2つのパーク合わせて年間約3,000万人が訪れており、1日の来訪者数は、通常それぞれ3から7万人程度、現在はコロナの関係で1万5,000人程度に制限しているそうです。感染予防対策としては、入場する時間帯を分け、入り口で非接触型の体温測定を行い、並ぶときは距離を取り、パーク内では極力マスクをし、アルコール消毒液は各施設の出入口に設置してあるようです。

しかしながら、アトラクションなどの乗り物や飲食店のテーブル等は、アルコール消毒を徹底しているわけではないようです。以前にウイルスの残存は、プラスチックやステンレスの表面では72時間まで認められたので危ないといったニュースもありましたが、このテーマパークの状況を見る限り、再開園から現在まで2か月以上がたち、1日1万5,000人が60日で約90万人の中から、集団感染等の報告は出ていないようです。このことからもしなければ3日間ウイルスが残存しているのかもしれませんが、皆さん自身がアルコール消毒を小まめにする事でウイルスも死滅して、クラスターなどが発生していないと言えるのかもしれません。

今年になって新型コロナウイルス感染症について、講話などでも専門医等の話を聞いたのは3回目になりますが、先月も慶應義塾大学医学部外科の先生から、メディアの情報ではなく、世界最新の論文等を基に見解を示したことについて勉強会に参加してきました。致死率という場合もありますが、厚労省は死亡率としているので、死亡率に統一してお話をしますが、皆さん、重症者と死亡者の割合がどのように変化しているのかご存じでしょうか。

厚労省のサイトの情報を基に話しますが、6月2日時点の陽性者数累計は1万6,930人で、死亡者数の累計は894人です。この時点での死亡率は5.28%になります。この原稿を作成した8月21日の時点では、新規陽性者数は大幅に増えており、国内での陽性者数累計は5万9,721人、死亡者数は1,155人でした。重症者数は243人です。6月下旬から新規の陽性者数が増え続けて、約2か月後の8月21日時点での死亡率は1.93%です。そして、その後、9月13日までの陽性者数から算出した死亡率は1.91%でした。

ちなみに、死亡者数の累計グラフの推移を見てみますと、緊急事態宣言を発令した4月7日の1か月程度前、3月の初旬から徐々に上昇していき、4月23日以降一気に上昇し、解除された5月25日頃には上げ止まっております。今から約2か月遡って7月9日から8月9日までの約1か月間の新規陽性者数の合計は2万8,216名でございますが、この間の死亡者数は65人で、この期間で算出した死亡率は0.23%でした。そして、約1か月前の8月10日から9月13日までの死亡率は1.49%になりましたが、これらの公表されている新規陽性者数には、無症状者や軽症で検査を受けていない方は入っておらず、さらに死亡率は下がるのは明白でございます。

メディアは不安をあおって視聴率を上げるのが仕事ですので、毎日のように今日は陽性者が多いです。

ここ数日、死亡者が増えてきましたといった報道をします。私は、メディアの情報は全て信じられないと言っているわけではなく、私ももちろんですが、町当局や政府、医者などの専門家は感情的にではなく、正確なデータを基に分析し、説明や話をする責任があり、日々の新聞やテレビのニュース情報だけに一喜一憂されることなく、しっかりとデータを読み解いて、政策に転換をしていただければと思っています。

1点目の再質問になりますが、ある学校では検温検査やアルコール消毒、換気はもちろん、机ごとにアクリル板の仕切り、水分補給は授業中でもオーケー、手持ちの扇風機を持参して使用してもオーケーなど、万全と言えるのか分かりませんが、万全と思われる対策をされているようですが、当町の小中学校の対策は、先ほども説明がありましたが、そのほかの学校のように、さらにできる限りのことをしていくといったような考えがあるのか伺います。

次に、当町でも宿泊業、飲食店、小売店、医療機関などなど、様々な分野にコロナの影響で損害が出ております。私は、一刻も早く産業振興や経済の立て直しを図ることが必要だと考えております。先月の臨時議会で審議されたキャンペーン等の事業などについても、今はまだやるべきではないといったご意見もあるかとも思います。いろいろな考え方がありますので、議論をすることはいいことだと思いますが、やはりこれらにも根拠がなければと思います。

私は、このときに賛成の立場で討論をいたしました。それはなぜだったのか加えますが、1点は先ほどよりお示ししている新型コロナウイルスの危険性等について、Go To キャンペーンを始めると決断したころには、新規陽性者数は増えても死亡者数は安定しており、死亡率は大幅に下がっていたこと。また、この時点、最近でもそうですけれども、大型テーマパークなどでクラスターと呼ばれる集団感染が起こっておらず、これらの客観的データや実践データから考えたこと。

次に、日本における経済や生活苦を理由とした自殺者数の数は、2003年で8,897人、その年の完全失業率は5.3%で、前年度も5.4%でした。失業率が1ポイント増えると自殺者数は1,000人から2,000人増えるということです。2009年のリーマンショックのときには、自殺者は8,377人、失業率は5.1%です。2019年には、失業率が2.4%で、自殺者数は3,395人ということです。これらのデータからも失業率と自殺に至る方の数には因果関係があると言えるのではないかと考えていること。さらには、半年前の3月時点で、サービス業や飲食店の倒産、無期限営業停止の事業者が出てきており、アルバイト、派遣切りなども続出し、内定取消しまで起きており、これらは生活苦にも直結します。

ゼロリスクを目指して何もかも規制すると、社会が壊滅します。生活する上では事故や災害に遭うかもしれないし、生活習慣等による病気になるかもしれないので、ゼロリスクというのはあり得ません。新型コロナウイルス感染症の動向を見ても、心血管疾患、糖尿病、慢性呼吸器疾患などやはり持病がある方、また60代以上の方は死亡率が高くなります。しかしながら、それはリスク回避と同じで、皆さん方がそれぞれで考えて、危ないと思うところには近づかず、行かない。自身の体調に気をつけ、管理していかなければならないのだと思います。

まだ理由はありますが、まとめますと、Go To キャンペーンや町としての経済対策について、早期に進めてほしいと主張したのは、感染者数が増えても死亡率が大幅に下がっていたこと、大型テーマパークや観光地で集団感染はほぼ発生していないこと、インフルエンザと死亡者数と比較をして、それほど変わりがないと推測できること、経済や国の財政のことを考えても、緊急事態宣言の期間中のような状況をいつまでも続けられないこと、そして新型コロナウイルスにより亡くなるのではなく、自ら命を絶つ方のほうが多いのでは元も子もないということ、そういったことからキャンペーンや産業振興事業は経済

対策であって、体調の悪い方を含め全ての皆さんに外出、消費をしてくださいというお願いではなく、例えばほぼリスクのない若者やリスクの少ない持病がない方、または自身で日常どおりに外に出たいという方が今までどおり消費をし、経済を回していかなければならないという考えから賛成をいたしました。

もちろん現状まだやるべきではないといったご意見、今後、さらにコロナの影響で死亡者が急速に増えるような状況になったとしたら、ほら見ろ、言ったこっちゃないと言われると思います。しかしながら、専門家の想定のとおり、毒素が弱まり、感染者が増えても死亡者は増えずに徐々に安定していき、1年たってみたらワクチンも治療薬もなかったのに、インフルエンザと同じ程度の死亡率だったとなった場合、その程度でよかったねで終わってしまうのではないのでしょうか。

自粛が続けたことにより、様々な仕事が減少し、それが原因で命を落とす方、会社を倒産、廃業せざるを得なくなった方、そしてそれらの会社に勤めていた方の損害や被害の責任は、どなたが取るのでしょうか。私も含め、この中には感染症の専門家はいません。私たちは意見や主張、反対や賛成ができて、最終的に判断をし、責任を取るのはトップです。今後も未曾有のことについて判断を迫られることもあるかもしれませんが、ぜひ日々の報道で右往左往するのではなく、町としての考えをしっかりとまとめて、改めて経済の再生や産業振興、そして少しでも早く日常の日々、学校生活に戻れるように対策をしていただければと思います。

次に、町債や財政状況の見込みについて、時間の関係で少し詳細を飛ばしますが、6月議会、8月議会でも補正予算がありました。現在のところ、新型コロナウイルスに関する支援金などには、町からの持ち出しとすると1,115万円程度で収まっているような状況のようです。今、説明がないので分かりづらいと思いますが、試算するとそのぐらいでございました。

しかしながら、今は町の持ち出しは少ないとはいえ、国、県からの補助金も皆さんの税金や国債を発行して支出をしているので、今後の負担が増えるということです。長瀬町の一般会計の予算額が30億円だとすると、約4分の1の8億円が町税ですが、半分の15億円は地方交付税や国県支出金で賄われております。今回の補正予算では、町とするとそれほど負担がないように思いますが、今後は国や県としてもあらゆる部分の経費削減や増税などをしていかなければならなくなり、その結果、町の負担も出てくることでしょう。

こういったことから考えましても、やはり町単位で税収を上げていくということではなく、県税や国税といったことも考え、日本全体の経済がよくなることで、その結果、国県支出金や税収に結びついてくるといった考え方も必要なのではないのでしょうか。もちろん町として最低限やるべき町税の減収を抑制する施策を実行することは必要ですが、部分個別最適化ではなく、全体最適化、ミクロな視点ではなくマクロな視点で考えなければなりません。ぜひ今後もそういった視点を持って町政運営に当たっていただければと思います。

最後に、法定外目的税の設置について、今から6年前の平成27年6月議会の一般質問でも法定外目的税について提言しており、例えば河川を利用して遊ぶ方に課税する占有税などの設置をしてはいかがかという話をしました。この時の回答では、舟下り、ラフティング、カヌー業者の理解が得られるかが不安との答えがありました。その後、先ほどお話にもありましたが、可能性について検討しているということでございますが、私も一部そういう関係しそうな事業者の方などに聞いてみても、そうなった場合は協力できるのではないかと、あとは乗り気の方もいらっしゃるようでございます。

私は、これらのことから早急に法定外目的税の設置をすべきだと考えますし、難しい場合には、企業

版ふるさと納税が今年度から拡充されたことはご存じかと思いますが、法人関係税において最大で寄附額の約9割が軽減されるようになったようです。この機会を逃したら、今後どう変わってしまうか分かりません。さらに魅力のある観光地づくりをするためにも、こちらもぜひ進めるべきと考えますが、再度ご意見を伺います。

長くなりましたが、再質問に関しましては学校の対策関係と今の法定外目的税の関係の2点になりますので、お願いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

学校の管理につきましては、こちらは教育委員会のほうからお願いしたいと思います。私のほうからは、法定外目的税ですか、こちらについて過去に舟下り、カヌー、ラフティングについて検討をさせていただいたという経緯がございましたけれども、なかなか実施には至らなかったということもございました。その中で、今回、取りあえずそうした箱を置いて皆さんにご協力をいただくことから始めようということで、進めさせていただきたいと思っておるところでございますので、今後、このようなこともまた改めて検討してまいりたいと思います。

それから、企業版のふるさと納税、これにつきましては私も大変関心があるのですが、今のところちょっと財政上、各企業さんも大変な状況でございますので、どうかなという思いがいたしております。財政が上昇してまいりましたときには、そのようなことも検討しながら、ぜひご協力していただける企業さんがございましたらば、お願いできればなと思っておるところでございます。

それから、先ほど岩田議員、当初おっしゃいましたけれども、メディアの報道をうのみにしてはいけない、これは私もそのところは相通ずるところでございます、いつも申し上げているところでございますけれども、正しく恐れながら、経済活動と感染拡大防止の両立を図りながら、様々な事業を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 岩田議員の質問にお答えいたします。

学校における具体的な対策は、どのようなものであるかということであつたかと思ひます。初めに、児童生徒の感染防止に対しましては、今考えられるできるだけへの対応を行っております。まず、登校時の健康観察、健康観察票により、児童生徒の検温結果と家族も含めた健康状態の確認を行っております。家庭で検温等ができなかった場合は、別室にて検温及び健康観察を行っております。家庭で発熱等の症状がある場合、登校しないよう徹底しております。

次に、授業中の対策でございます。アルコールによる手指の消毒、ハンドソープを使った手洗い、マスクの着用、これにつきましては熱中症の危険がある場合はソーシャルディスタンスを確保して、外すよう指導もしております。また、机の間隔を空ける、これにつきましては、一小は4年生、5年生が1クラス大分多いですので、いつもの教室ですと1メートル以上の間隔がなかなか空けづらいということで、ちょっと広い音楽室、それから図書室等を活用して行っております。今、5年生については普通教室に戻りましたが、これにつきましては後ほど報告いたします飛沫が生じるような活動の際には、透明なガードを机に設置しております。5年生については、常時、やや1メートルということがぎりぎりですので、マスクを着用、そしてフェースガードは必ずする。そして、相向かいの相談等はしない。給食については、

前を向いて、大きな声を出さないで、気持ち楽しんで給食をやってもらうよう心がけております。

それから、空気清浄機の設置、それから定期的な換気、また体育館には大きな送風機を設置していただきましたので、活用を行っております。そして、時々といいますか、しょっちゅう使うドアノブや手すり、スイッチなどの消毒については、スクールサポーターを派遣していただきましたので、この方々に実施をしてもらっております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） まず、先ほど、町長より法定外目的税の関係と企業版ふるさと納税について答弁をいただきました。ぜひ外からのお金という点とあれかもしれませんが、そういう収入で観光事業に使えた場合には、それらに使っていた町の予算をそのほかの町の事業にも使えますので、ぜひそういうことを考えていただければと思います。

また、教育長からも、現在、いろいろと工夫されているという内容の答弁をいただきましたので、さらに子供たちが安心して通えるようなことを進めていただければと思います。

さて、学校の全国一斉休業といったことは、当初からやらなくてもよかったと言っていた医師の先生方もおりましたが、やはりコロナの感染が発生していない地域や感染者の少ない地域では必要なかったのではないかという見解があります。しかしながら、新型コロナウイルスの感染者数が増えるにつれて、メディアのあおりもあったことから、結局のところ政府としては、学校を休業せずに感染が広がってしまうかもしれないというリスクよりも、休業にして、もしかしたら広がってしまうかもしれないので、国民の安心とリスク回避のためになるほうを選んだのではないかと思います。

先ほど、先に話してしまいましたが、皆さん、日本国内のインフルエンザはワクチン接種もありますが、死亡者数などはご存じでしょうか。東邦大学のサイトから統計を見ましても、2018年の死者数は3,000人を超え、関連死を含めると1万人を超えるということです。感染者数は1,000万人、新型コロナウイルスの死亡者は9月14日時点で1,439人、感染者は7万5,218人です。どちらが危険なイメージを持たれますでしょうか。

未知のものに対する場面に遭遇したときは、本当に判断が難しいと思います。しかしながら、今は徐々にデータが集まってきて、いろいろなことが分かってきております。例えば、最近のデータでは、ワクチンはできても数か月しか効果が続かない可能性がある。エアロゾル感染も起こっている。感染は発症の二、三日前から発症後の4日の間に起こる。アビガンは危険で、子供に影響があるかもしれないなど様々なことが分かってきたようです。また、強毒過ぎるウイルスは、人とともに死に絶え、ウイルスは流行の進展に伴い弱毒化すると言われており、これは東京医科歯科大学のウイルス治療学の先生も発表しております。そして、ウイルスは簡単に絶滅には至らず、共存していくことを考えなければならないということから、これからは人が生まれたときから持っている自然免疫と、風邪ウイルスなどがコロナにも反応する交差免疫と、それらの集団免疫が必要だという考え方が主流になってきているようです。

まだまだいろいろな話ではありますが、時間内には到底説明し切れませんのでこのくらいにしますが、学校の休業時間の分を取り戻すことは大変なことですし、児童生徒が本当に楽しみにしていた修学旅行やイベント等は、学年が変わったり、卒業してしまうので来年やればよいというわけにはいきません。また、緊急事態宣言などにより落ち込んだ経済を立て直すのは、容易なことではありません。失った数か月は取り戻せるものではありませんし、再び緊急事態宣言を出して、国が事業者や国民生活をフォローするだけ

のお金が出せるのかということ、こちらも厳しいということです。

ウィズコロナとは言われておりますが、古来、克服できなかった感染症はなかったということからも、コロナを恐れるのではなく、コロナと共存していくための知識をつけ、対策をしながら一日も早く元の生活に戻れるようにするにはどうすればよいかということを考えていかなければならないのではないのでしょうか。

産業振興と経済の活性化対策などについて、再度になりますが、産業振興、経済の活性化対策を進めていくに当たって、よく観光が税金につながっていないという話を耳にもしますが、当局ははっきりとした答えを出せずにいるようでございます。先ほど某テーマパークの話をしていましたが、テーマパークも観光です。分かりやすいようにこのテーマパークで説明しますが、2020年3月期の売上高は4,644億で、経常利益は968億円、純利益は売上高の約13.5%、622億円ほどとなっております。年間4,644億円、この売上高を聞いて、皆さん、よほど税収に貢献しているのだろうかと思いませんかでしょうか。しかしながら、浦安市で考えれば、その他の産業もあり、この会社の市税に対する納税額は約1割程度となっているということです。

ここで言いたいのは、観光業や商業というのは比較的少ない金額の積み重ねになるので、製造業のように1回で何十億円という仕事を受けるわけではありません。例えば、中堅クラスの某自動車メーカーSの2016年の決算データですが、単体の社員は1万4,708人で、売上高は2兆593億円、純利益は売上げの約1割で2,083億円となっております。先ほどの年間3,000万人ほどが訪れる比較的客単価の高いテーマパークでも、単純に売上高を人数で割った客単価ですと1人1万5,000円程度です。例えば車が1台売れたときの客単価は数百万円です。純利益の部分から考えても……

〔何事か言う人あり〕

○4番（岩田 務君） 何でしょう。質問を4つもやっているのです。

○議長（野口健二君） 早くやってください。

○4番（岩田 務君） しかしながら、雇用の面で考えますと、先ほどのテーマパークでは、2019年4月時点で社員が3,411名、準社員は1万9,697名、このほかに役員の方々もおり、約2万3,000人の雇用を生んでいます。テーマパークの中に飲食店やアトラクション、お土産屋があるように、長瀬町もこの町の中で同じような現象が起こっているわけです。働く場所がなければ、その地域で暮らすのは難しく、雇用につながれば、それは給料をもらい、少なからず地域内消費にもつながります。そして、なぜ直接多額の税金につながらないのか。例えば、飲食店や宿泊業では地域で食材を仕入れます。小売店では商品を仕入れます。また、交通機関、燃料、広告関連、運輸などにも関連する産業が多数あり、観光業が経済に対する波及効果が高いと言われるゆえんです。言わば直接税金につながらないのは、これらの消費が様々な分野の事業者の仕事につながっていて、純利益の部分が少ないからです。簡単に言えば、様々な経費を使って、残ったもうけの部分に税金がかかるようなイメージですので、法人であれば節税対策をする事業者も少なくないでしょう。町や国に納める納税額だけで経済効果があつたのかということは、示すことは難しいのではないのでしょうか。

しかしながら、事業者は自宅のほかに営業所や店舗、駐車場なども持っているもので、資産家等ではなく普通に勤めている方以上に税金を納めているのは間違いのない事実でしょう。先ほども言いましたが、長瀬町の一般会計予算額の約4分の1、8億円が町税ですが、半分の15億円は地方交付税や国県支出金で賄われております。

少し短くしますが、もしも現在の法人税を倍にすれば、観光による経済効果があったと認めようと言われて増やせたとしても、地方交付税が減らされるだけにすぎないかもしれません。これらのことから、もちろん町税を増やすことは重要ですが、長瀬町の税収を上げればいいという視点ではなく、日本経済がよくなることで、それが長瀬町や県内の事業者が潤うという視点で考えることが必要ではないでしょうか。それらが国全体、県、町の企業に響き、皆さんの雇用や給与につながることは明らかなです。こういったことから、もし私が観光に対する税収への効果を求められたならば、結局のところ、長瀬町の現在の観光客数では様々な分野への波及効果はあるものの、雇用をつくることと町での消費額を増やすこと、町のにぎわいをつくっていること程度となっている。

しかしながら、直接税収に結びついているものがあり、法人であれば法人税、法人事業税、法人住民税、個人事業主でも固定資産税、消費税、所得税などがあり、事業者があるのとないのとでは、町への与えるインパクトは全く異なります。そして、町の活力を上げるためにも町内企業等の産業振興に力を入れることは当たり前のことであり、さらに税収を上げるためには、長瀬町に大手の企業を誘致するには物理的にも難しい環境であるので、ほかの手段としては観光客を劇的に増やすことで観光業の経営の安定化を目指し、仕事をさらにつくり、事業者を増やすこと、事業規模を拡大することが必要であります。なぜならば、それらが町税の大きなウエートとなっている固定資産税等や雇用の増加、従業員の賃上げにもつながるからです。そして、観光業だけでなく、観光客が訪れ、人が行き交うことでは、町内の商業者でもあるスーパーやスタンド、コンビニなどの集客も上がり、それぞれの事業者が利益を上げることで、やがては建物を改築したり、設備を整えたり、自動車を購入することにより、町の電気店、建築業、その先には家電や車などの製造業までにも、その効果が波及することは間違いないのではないのでしょうか。

私が言いたかったことは、町が様々な事業を行う際にも、私たち議員もですが、住民にも納得できるように分かりやすく示していただければよいだけでございますので、ぜひ今後も全体最適化の視点を持って安心安全で活力や魅力あるまちづくりのため、町政、行政運営に邁進していただければと思います。いろいろなところを飛ばしてしまったので分かりづらくなってしまったかもしれませんが、最後に今までの話の中で、もしお気づきの点等ありましたらそちらを伺いまして、質問を閉じたいと思います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員のただいまのお話、大変目からうろこということですか、よく聞かせていただきました。まさに長瀬町の観光が、雇用、消費、そしてにぎわいの創出になっているということでございまして、このことを執行部も当然そうですけども、私たちが町民にもよく理解していただけるように、今後はしっかりと周知させてまいりたいと思っております。観光業で税収が上がっているのかとか、そうしたご意見をたくさんいただくわけでございますけれども、やはり全てが観光によって、周りの方たちがいろいろな部分で恩恵を受けているのだということ、ここのところを今後、周知してまいりたいと思います。

○議長（野口健二君） 暫時休憩いたします。11時15分までお願いします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野口健二君） 次に、5番、村田徹也君、質問してください。

○5番（村田徹也君） それでは、災害対応について町長にお伺いします。

近年、未曾有の災害が頻発していますが、緊急時対応では訓練なくして対応は不可能と言われています。このことから町は町民の安心安全を確保するために役場内での訓練が必要不可欠であり、それを踏まえて全町的な総合訓練が必要ではないでしょうか。そこで、次の点について伺います。

1、昨年の台風19号を踏まえ、防災計画の見直しをどの程度進めているのか。

2、昨年度は、事業が重なったことにより、防災訓練を見送ったと答弁されているが、今後、役場内で実施予定の啓蒙活動や防災訓練について。

3、町民の防災意識の高揚施策とその浸透状況。

4、全町的総合防災訓練の実施。

5、新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の対応について。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の災害対応についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の防災計画につきましては、昨年の令和元年東日本台風を踏まえ、見直しを行っている最中でございます。その中でも特に災害対応時における町職員の役割など、町の裁量で決定できる部分におきましては、災害対応や避難所の対応に当たった職員からの意見等を参考にしながら検証を行い、より実践的な内容となるよう検討を進めておるところでございます。また、町の防災計画は作成から5年以上が経過しており、内容的にも変更すべき点が生じておりますので、計画全体の見直しも今後行ってまいります。

次に、2点目の役場内で実施予定の啓蒙活動や防災訓練についてですが、災害時、避難所を開設する際に、新型コロナウイルス感染症予防への対応が課題となっていることから、全職員を対象に感染症対策に配慮した避難所設営訓練を中央公民館で来月上旬に行う予定でございます。

次に、3点目の町民の防災意識の高揚施策とその浸透状況でございますが、毎年1回、町広報紙に防災特集ページを掲載しているほか、今年度作成するハザードマップには防災学習のページも含まれており、防災意識の高揚が図れる内容となっております。また、自主防災組織単位で防災訓練を実施していただいたり、秩父市で行われる自主防災組織リーダー養成講座に参加していただいたり、区長さんをはじめ町民の方にもご協力をいただきながら、防災意識の啓発を図っております。

防災意識の浸透状況につきましては、把握が難しいところでございますが、昨年の令和元年東日本台風で、長瀨町でも470人余りの方が指定避難所や行政区の集会所に避難されました。幸いにも人的被害はございませんでしたが、住宅や事業所等の床上・床下浸水が29件発生するなど、今までは長瀨町は災害の少ないところだと言われてきましたが、このような状況を経験したり、日本各地において台風や豪雨による洪水被害が相次ぎ、異常気象とも言える事象が発生していることから、町民の方たちには防災意識が浸透してきているのではないかと感じております。

次に、4点目の全町的総合防災訓練の実施ですが、本年度実施する予定で計画を進めておりましたが、

関係機関とも相談をさせていただき、新型コロナウイルス感染症の現在の状況を踏まえ、感染拡大防止及び参加者の安全を第一とするため、中止とさせていただきました。また、来年度以降の実施を検討してまいります。

なお、昨年度の台風で避難指示を発令した風布区におきましては、今年の6月7日に防災行政無線戸別受信機を利用した避難情報の伝達訓練を実施しました。

最後に、5点目の新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の対応についてですが、まず真っ先に想定されますのが避難所での感染リスクでございます。避難所はいわゆる3密の環境になりやすい場所でございます。一度に多くの避難者が集まりますので、指定避難所のほかに分散避難をしていただくよう、野上コミュニティ集会所と樋口地区コミュニティ集会所にエアコン設置を整備し、避難所として開設いたします。避難所では、換気やマスク着用、手洗い、消毒といった基本的な対策のほかに、受付時の検温や問診を実施し、発熱者等を別スペースへ避難させることや、避難者同士の間隔を空けたり、パーティションで区切ることなどが重要となってきます。こういった避難所内での感染防止対策用資機材につきましては、8月臨時議会において補正予算を承認していただきましたので、急ピッチで配備を進めているところでございます。

また、避難所の運営など、災害対応に当たっている町職員につきましては、不特定多数の方と接する機会が多くなることから、感染リスクや感染を拡大させてしまうリスクが比較的高いと考えております。このことから、そういった対応に当たる前に、職員の体調確認を厳密に行うことはもちろん、フェースシールドやビニール手袋などの着用、小まめな手洗い、消毒を行うようにしてまいります。いずれにしても、災害はいつ発生するか予測できませんので、今申し上げましたこと以外に、ふだんから行っている感染予防を確実にしながら、臨機応変に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、長瀬町地域防災計画、これは町の防災、減災の要で、計画や職員役割が明確化されていると思いますが、町民の役割、自主防災組織、民間防災組織等の防災体制は、災害発生時果たして機能できる状態なのでしょうか。

以前、同じ質問をしたところ、町内で多分21だったと思うのですけれども、自主防災組織が組織されているというふうな、数字、これ21が誤りでしたら訂正をお願いします。との答弁でしたが、果たして幾つの自主防災組織が機能できるのか。長瀬町の地域防災計画の中の第2章に、防災まちづくりの基本方針に協働の実現を図るということがうたっており、地域における防災体制の確立を進めるというふうなことがうたっております。実際問題として自主防災組織、どのようにこれを確立していくのか。前の答弁では区長さんをお願いするというふうなことでしたが、これも言いましたが、私の区では全くそれが、できているかもしれないけれども、認識されていないと。機能できない状況です。町内で機能できるような組織が本当にどれだけあるのかと。機能するためには、訓練がなければならないというふうなことだと思います。この点について。

訓練と言いましたが、訓練の意味は、当然のことながら継続的に練習し、会得することということですが、では災害発生時に情報収集とか、伝達指示とか、救助とか、避難誘導とか、そのようなことは継続的に行わなければならないと。庁舎内で計画的な訓練が必要ではないでしょうか。

特に前回、全職員が必ず防災マニュアルに目を通してというふうなお話でしたが、部署別訓練、机

上訓練、このたび10月5日に役場職員の防災訓練をやるということは大変進歩したことだと思いますが、このようなことをどのように積み重ねていくのかということについてお伺いします。

次に、災害ボランティアの育成と登録について、これどう進められているのでしょうか。これ社会福祉協議会に一任ということでしょうか。災害ボランティアとして、これ育成や登録はどう進めているのかと。

もう一つ、災害を想定した避難行動支援者名簿は、健康福祉課が保有というようなことで答弁がありました。それが、それでは実際にそれが災害時にどう地域に伝達されるのかと。さあ避難ですよとなった場合に、避難行動要支援者というものを地域で確認できていなければ、これは不可能なのではないかなと。この避難行動要支援者名簿、これ個人情報とかあるかもしれないけれども、地域の区長さんなら区長さんに伝達して、地域で災害時に誰を誰が避難誘導の支援をするのかというようなことが実際にできるのかどうかと。

それから、町長もご存じだと思いますが、ちょっとこちらを見ていただきたいと思うのですけれども、これは東京都のピクトグラムというのですか、ということでヘルプマークということで、今、東京都の活用に従って行えばこれを使えるというふうなことでありますが、こんなふうなことで当町ではこの活用ということについて考えはあるかどうか。埼玉県でも、もう今現在3万1,000人だったかな、これ県でも出しているというふうなことがあります。このことについて答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

訓練している区、何区あるかという、まず最初にご質問でございましたけれども、訓練をされている区がちょっと何件というのが私のところには届いておりませんので、はっきりした数を私としては申し上げられませんので、こちらにつきましては課長のほうから答弁をしていただきます。

それから、ボランティア育成でございますけれども、こちらにつきまして昨年度の台風19号の経験の中で、やはりこのボランティア育成は必要であるということで痛感したわけでございますけれども、こちらにつきましては社会福祉協議会とこれから協議をしてまいるということで、まだたしかしていないですよ。まだですよ。これからですよ。

〔「まだです」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 今後、させていただくということになっております。

それから、要支援者に対する避難行動計画です。こちらにつきましては、細かいことは健康福祉課長のほうからご説明申し上げます。

それから、先ほどの東京都の活用というお話でございますけれども、こちらにつきましてはまだ全く町といたしましては、そのようなものを活用するという予定はございません。今後、これも検討課題かなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「あと、町の訓練を庁舎内で、その後どうなっているか」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 町の訓練は、先ほど申し上げましたけれども、来月、10月に行うことになっておりますけれども、そのほかにもここでやっている中で、実は昨年10月に19号、あのときに、その結果がうまく機能したかなという思いはいたしております。それぞれ職員も自分の持ち場持ち場をしっかりとっていただいたと思っております。ですので、これからまた10月にもやりますけれども、今まではコロナというものはございませんでしたので、今年度からは、またコロナ対策というものも出てまいりますので、こちらにつきましてもしっかりと10月にやってまいりますので。

また議員の皆様にもこれはご通知差し上げますけれども、全員の職員に訓練をやっていただくというこ

とになっておりますので、ぜひその模様をその節は皆さんに見学をしていただければと思っております。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災組織ですけれども、村田議員おっしゃっていました21より昨年度1行政区増えまして22、今自主防災組織がございます。前回は話しましたが、現在組織されていないのが2行政区ございます。井戸地区3行政区、風布区につきましては4行政区で1つとして、井戸・風布地区防災支援隊というものが結成されております。その中で自主防災組織の訓練なのですけれども、定期的にやっている行政区は2行政区ございます。

〔「幾つですか」と言う人あり〕

○総務課長（福島賢一君） 2つです。2つ行政区あります。そのほかにつきましては、隔年ごとにやっている行政区もございます。必ずやっているという行政区につきましては、先ほど言いました2行政区でございます。

町のほうとしても、まず初年度の第1回の区長会議において、区長さんにはそういった訓練を行ってくださいということと、先ほど町長も答弁しましたけれども、新しく区長さんになられた方、区長さんが防災組織のリーダーになっている行政区がほとんどですので、秩父市で行われておりますそういった防災組織のリーダー養成講習会には参加していただいております。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿の関係でございますが、これにつきましては登録がなかなか進んでいない状況でございます。このため、今までこちらで持っております冷蔵庫の中に緊急情報なんかを入れて進めている事業ですとか、それから冬場に消防、社協と独り暮らしの高齢者を訪問している、そのような情報がございますので、そういうもの、様々な情報を活用して、災害時に支援が必要な人を把握しまして、区長等実際に連絡をしてまいりたいと思います。ただし、今までそういうものを連絡したことはございません。また、停電時等どうやって連絡するかとかという課題もございますので、これから総務課のほうの防災訓練とか等々を併せまして検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） まず、自主防災組織なのですが、これ埼玉県のホームページにも長瀨町は幾つというようなことも出ています。今22という答弁だったわけですが、その22は分かるということなのですが、本当に機能するかどうかということが、これ町民の安心安全を守ることだと思うのです。

以前も、なかなか難しいとは思いますが、最初の区長会議に区長さんをお願いしたというふうなことです。区長さんが毎年替わるところもあるというところで、実際問題として、では大きな災害が起こったときに、例えば全町停電してしまったとか、そういう可能性、最悪の場合を想定したときに、ではうちの区ではどうなるのだろうという区は多いと思うのです。ですから、やはりこれは常時2つの区で訓練をやっていると。この内容についても、私、多少は知っています、年によって違うとか。だからこれが22の区が、やはり自主防災組織を確立したならばどのように、はっきり言って少なくともごみゼロよりこれのほうが大切なのではないですか、人命とかそういうことに関わってくるのですから。また、このことについては担当課でもよく検討していただいて、ごみと人命どちらが大切なのだろうという観点に立って、オーバー

かもしれませんが、進めていただきたいと思います。

なお、災害ボランティアについては、今後というお話だったのですけれども、やはり今後は遅いのです。ですから、これ町内だけではなくてもいいと思うのです。町外にいて被災するとか、そういうこともあるわけです。近隣町村でそういうことが起こることもあると。では、長瀬町では災害ボランティアを派遣といますか、行ける人はそこでお手伝いをする。そういうやっぱりこれも共助だと思うのです。近隣の町との共助になりますので、そういう精神をつくるようなぜひ災害ボランティアを育成すると。声をかけていただければ、ぜひ私もそういうものには参加してやってみたいと思いますので、そういう組織を立ち上げていただきたいと思います。

あと、健康福祉課長の答弁なのですけれども、これやはり個人情報とかそういうこと難しいと思うのですけれども、一昨年度かな、この避難行動要支援者名簿の維持管理とかそんなふうなことで三十数万円とかお金出しているのですよね、このために。だから、そういうものはあるのだろうけれども、これは毎年更新しなければ、新たに要支援に当たるような人も出てくるのではないかと。これが地域に来なければ、先ほども言いましたように、それが生きたものとならないということをぜひ検討して、地域に下ろしていただく。そうでなければ、いや逃げ遅れたとか、そういうことも出てくると思いますので。それを意識することによって、災害が起こらなかったときも、あの人はどうしているだろうというふうなことの声かけにもつながると思いますので、ぜひお願い、お願いといいますか、検討していただきたいと思います。

まだほかに、災害防災の意識が町民にどう浸透しているかというふうなことなのですが、広報に毎年1回は出ていますよね。そのほかに、以前防災ハンドブックというのを配布したのではないかなと思うのです。これちょっと何年かたっています。そうすると紛失してしまったりとか、これ幾らかかるか、何か私ちょっと調べてみたら、470円ぐらいかければできるかなという、ちょっとこれはあくまでも一例です。2,900世帯で計算すると136万3,000円、まあそのくらいお金がかかってしまうのだけれども、やはりもしだったら役場の窓口において、防災ハンドブックを紛失された方はぜひ持っていってくださいというふうなことをすれば、やはり町民の防災意識ということも広がると思います。そんなふうなことで、再度再質問ということで答弁をお願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど社協と今後というお話をさせていただきましたけれども、ボランティア養成講座は、失礼いたしました。たしか10月に社協のほうで2回やることになっておりますので、申し訳ありません。

〔「人数が限られちゃっているんですよね」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そうなのです。また、もし皆様方、関心のある方がたくさんいらっしゃるようでしたら、また続けてやるように社協のほうと相談をさせていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

それから、ボランティアブック、これは結構よその町でもやっているのです。東京都あたりは毎戸配っていますよね。確かにこれは効果があると思いますので、もう何年もたっていますので、これからまた予算がつけられればつけて、毎戸配布ですとか、そういうことができればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

あとは、各課長からお願いいたします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

自主防災組織を機能するにはということです。役場からも積極的に自主防災組織に呼びかけて訓練を行っていただくとともに、やはり消防団とか秩父消防署、そういった方たちも協力して一緒になってやりたいと思っております。

また、自主防災組織の活動についても、町として補助金を出しておりますので、そういったところで必要な資機材とか、そういうものを買っていただければと思っています。こちらについても区長さんには、毎年その都度説明はしているところでございます。

また、先ほど町長からも答弁がありましたけれども、防災ハンドブックなのですけれども、初めの町長のほうの答弁で、今年度、ハザードマップを新しくします。その中に防災学習的なページも含めまして、そういった避難するには何を持っていったらいいとか、備品をどういうものを準備したらいいとか、そういった情報的なものも入れる予定ですので、またそちらのほうは全住民に配布しますので、御覧いただければと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再々質問にお答えいたします。

避難行動支援者名簿の件でございますが、いigo提案をありがとうございます。検討してまいりたいと思います。ただし、議員もおっしゃったとおり、個人情報の関係で身内にも知られたくないとかというふうな方も中にはいらっしゃいますので、その辺を含めながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、次に移りますが、ハザードマップと防災ハンドブックはちょっと内容が違うので、やはり分けたほうが私はいいと思います。

学校臨時休業等による学習保障について、教育長に伺います。今回の学校臨時休業は、かつて類を見ない出来事で、教育面に多大な影響を与えたと思われます。特に子供たちの学習や生活面に差し響いたのではないのでしょうか。そこで、授業を再開後の状況から休業措置により不足した授業時間数確保の見込みや、子供たちの状況把握と生活面や精神面の援助等について伺います。

1、授業時間不足数と補完策により解消できる時間数はどのくらいか。

2、3月卒業学年の進学先での補完方法と進級学年での前学年末指導分の措置をどのように行った、または行うのか。

3、文科省通達により変更した学習指導要領内容や指導方針はあるのか。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、1点目、授業時間の不足数とその解消できる時間数についてでございます。前提として、いまだかつてない長期臨時休業後の授業時数の確保については、文部科学省は標準時数を満たすことができなくても、それをもって法令違反となるわけではないとしています。あわせて、今年度在籍している最終学年以外の児童生徒に関しては、令和3年度または令和4年度までに見通した教育課程を編成し、学習の遅れを取り戻すことが可能としております。

その一方、今年度の小学6年生、中学3年生は、次年度以降を見通した教育課程の編成を認めておりま

せん。今年度の履修終了が求められております。つまり標準時数を満たす必要はないが、履修は終了しなくてはならないということになります。標準時数からの不足という縛りはございませんが、児童生徒に適切な学習指導を行うためには、当然一定の授業時数の確保は必要不可欠となります。

お尋ねの時数は学年によって異なりますが、今年度中の履修終了が求められる小学6年生では、できなかった授業時数は約200時間となり、工夫により補うことのできる時数は約165時間、中学校3年生では、できなかった授業時数が約180時間、工夫により補うことのできる時数は約100時間となります。このほかにも始業前の活動時間を見直し、朝学習として全学年の学習の時間に充てるなどの工夫を行った結果、町内小中学校3校とも8月末までに1学期の学習範囲の全てを終えることができました。

次に2点目、3月卒業学年の進学先での補完方法と進級学年での前学年末指導分の措置についてでございます。今年度の対応につきましては先ほどお答えしましたので、全国一斉の臨時休業下にありました令和元年度の卒業学年の対応についてお答えをいたします。

中学3年生につきましては受験学年ということもあり、例年2月半ばまでに配当された学習内容は終了するよう計画されております。昨年度も3月2日からの臨時休業以前に履修は終了しております。履修内容の定着に向けた復習は家庭学習で行い、課題提出の登校日を設定しフォローしてまいりました。

小学6年生につきましては、例年、卒業式の練習に入る2月下旬から3月上旬までにおおむね履修を終えていますので、臨時休業における授業時数結果の影響は比較的少ない学年であります。昨年度も臨時休業に入る前に、ほぼ履修は終了しておりました。教科によっては一部未履修の単元がありましたが、進学先の中学校には、小学校から教科ごとに未履修の学習を明記した未履修内容確認表を作成して申し送りを行い、中学校への円滑な接続に努めました。

最後に、3点目です。文部科学省通達により変更した学習指導要領内容や指導方針についてですが、ご指摘のとおり、文部科学省はいまだかつてない長期の臨時休業について、柔軟な教育課程の再編成を認めています。さきに説明申し上げたとおり、最終学年以外の児童生徒に関しては、指導事項の一部を令和3年度または令和4年度まで移した特例的な教育課程編成を認めております。

また、6月5日に発出された通知、学校における学習活動の重点化に係る留意事項等については、授業は、共同学習などで学校でしかできない学習活動に重点化し、個人でも実施可能な学習活動は、家庭学習など授業以外場で実施することも可能としています。そのため文部科学省は、教科書発行会社の協力も得て、限られた授業時数の中で効果的に学習するため、学校で行う学習内容をホームページに掲載し、学習活動の重点化を支援しております。

そのような状況にあります。当長瀬町においては町内の小中3校とも、原則該当学年の学習内容は学校で指導しない学習内容はつくらず、全て授業で扱っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 途中ではありますが、ここで休憩させていただきます。午後また続けてやってもらえればと思います。よろしくお願いします。午後1時からやりますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番、村田徹也君。

○5 番（村田徹也君） では、午前中に続いて教育関係について教育長に質問します。

まず、これ私が計算したのでよく分からないのですが、休業になって欠科目数は、これ分らないですよ、学校行って調べたのではないので。3 月が18日間、4 月が16日間、5 月が18日間、多分52日間。これはそのくらい学校が休みになったということで、4 月と5 月で34日間なのです。これも多分の数字です。7 月と8 月に充足された日数は、これも多分ですが20日間。そうすると34マイナス20ですから、14日分が積み残しになっているというふうなことだと思います。

文科省のほうでは、小学校1 年生が850時間、2 年生が910時間、3 年生が980時間、それで4、5、6 年生と中学生が1,015時間というふうなことが学習指導要領に決められていると。これを考えると、先ほど8 月でほぼ取り返したというような答弁だったと思います。

それで、よく考えると、子供たちだけではなくて先生方の負担というのも大きくなっているわけです。朝行ったらば体温を測ると。測ってこなかった子については検温すると。それから、記入カードというのは第一小学校なんか入り口でやっていますよね、玄関でやっています。そうすると先生方についても非常に今までよりも負担が多いということが、まず考えられると。子供たちも当然そうです。取り返したということは、相当言葉で言うとは飛ばした、スピードアップした授業が行われたと想定されます。すると、能力格差とか家庭間格差というのが、非常に子供たちには出てくるのではないかなという懸念がされます。

そのところを終わればいいというわけではないけれども、どういうふうに考えて、学校のほうへ伝達しているのかということで、特に非常に慣れない環境で家庭や学校での居場所がない子供がいると、授業内容が理解できないと、親からの虐待があると、友達関係のつまずきがある、不登校、非行、ひいては自殺志向等もあると。そうでなくても、例年、夏休み明けは非常に非行とか不登校が多いと言われています。そういう子供たちの実態は大丈夫なのだろうか。

文科省通達はいろいろ私もネットで見ています。中学校については、来年度、新学習指導要領になるわけです。ということは、来年度、次年度に2 年間に飛ばしてもいいよと文科省は言っているけれども、実際問題としてそんなことが可能なのかなということが非常に懸念されます。やはりそれをやるために、これはないと思うのですが、文科省では教科、科目の移行はいけないのだというようなこと言っていますが、そういうことはないのだろうと。あと、例えば1 時間の時間割の中で、小学校は45分を基本としていますが、40分授業で要するに5 分詰めて1 時間プラスして授業をやったとか、そういうふうなことはしたのかどうか。そうしないと追いつくというのは、さっきの計算では20日間足りないのだから無理なのではないかなと思います。ということで、今のことについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） それでは、村田議員の再質問にお答えをいたします。

村田議員、細かいところまで検証していただき、いろいろ研究を重ねていただきまして、さすがに元プロだなという感じがいたしますけれども、今年度の取扱いについて私のほうで把握しているものについてお答えをしたいと思います。

まず、挽回した方法でということなのですが、どのように授業時数を確保していたか。これは授業時数の確保については、各学校において学校長を中心に児童生徒や地域の実態を踏まえ、カリキュラムマネジメントの視点に立って、教育課程の再編成を行ってまいりました。一度決めたことを再度やるということ

で、これは休業中に相当研修をしたのではないかなと考えております。

具体的には、余剰時間の活用、これは学校行事の縮減や、その準備にかかる時間の見直し、長期休養日の短縮等の取組により、授業時数の確保に努めてまいりました。一例ですが、今週末に実施予定の小学校の運動会では、プログラムを大幅に見直し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、実施できる種目を精選しました。開・閉会式の簡略化や種目を精選することで、準備にかかる時間を大幅に縮減することができています。当日も運動会は午前中で終え、午後は授業を行う予定でいます。今まではこんなこと考えられなかったことですが、発想の転換ということが大きなものだと思います。それに感染症対策を講じ、運動会という学校ならではの学びを大切にしながら、授業時数も確保する。このような取組を、今後も教育委員会としても支援してまいりたいと思います。

それから、次に、児童生徒の理解度の確認方法ということになるかなと思いますが、授業は通常よりも多少早く進んでおります。臨時休業期間の家庭学習において、現学年の教科書の内容を予習していたため、大きな支障もなく進めることができましたという学校長の話であります。

授業の進みが早いことで心配される学習の習熟や定着についてですが、小学校においては、教科書準拠の単元テストは全て学校で実施いたしました。そして、担任をはじめ教職員、習熟度を確認してまいりました。中学校では、定期テストは日程の関係から期末の1回限りとなりましたが、各教科において小テストやプリントの提出などを設定し、習熟度の確認に努めてまいりました。また、ちょっと遅れがあるかなんていう子供については、休み時間だとか、それから放課後だとか、様々な工夫をし、議員さんの言われるように、教職員は相当負担が多かったのではないかなと考えております。これからは、ある程度正規の教育課程に戻りますけれども、子供たちの様子を見ながら、よりよい学力の定着に努めてまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をいただければありがたいなと思います。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 学校行事については、運動会等を二兎を追う者は一兎も得ずと私は思います。運動会やって授業をやる、これは生徒に非常に負担をかけるのではないかなということで、これはやるということで実施するそうですが、果たしてそれがいいのか、それで時間を確保したということで子供たちがいいのか、行事に集中できたのかという、これは非常に疑問を持つところです。

それから、行事の精選もあると思うのですが、例えば修学旅行、修学旅行はどうなるのだろうと。いまだ実施していないと思うのですが、そういうものが実施できないと。先ほどの答弁でなかったのですが、能力差については放課後といっても、なかなかこれ厳しいのではないかなと。それから、スピードを上げて授業を行うと。これはまだ現場で友達が働いているというふうなところもありますので、文科省ではいろいろ言ってくると。1年、2年かけてやっていいのだよと。

ところが、調査については、どこまでやったのだと、どこまでいっているのだとか、そういう調査が非常に多いと。ギャップが非常に大きいというふうなことで、現場の先生方は苦しんでいると。それで、実際に子供たちにかなり負担をかけているのではないかと。これは日本中そうだからやむを得ないと思うのですが、やはりこういうときだからこそ、その理解ができないとか、家庭内での虐待とかですか、そういうふうなこと。特にこれ8月20日付の埼玉新聞で、今年1月から6月の児童虐待通告が過去最高になったと報告されていると。県警が、埼玉県です。4,986人の18歳未満の子供を児相に通告したと、約5,000人近くをこの6か月で児相に通告しているのです。これ論評には、コロナ休校が一因であるというふうに記さ

れておりました。

あと一点、自主登校自粛と、要するに自分からコロナが怖いので学校へ行かないと。県南地域では、そういうことあるそうです。これは欠席にカウントしないというところもあるのですが、もしそういう事態が起こったときに、当町としてはどういうふうに考えているのかと。コロナが蔓延するの嫌だということ で欠席した場合に、これ欠席扱いにするのかどうか。それから、発熱があるということ で休むのは、欠席 扱いなのか、それとも欠席ではなくて登校と認めるのか、その点について伺います。

特に子供たちの置かれた非常に厳しい状況をどういうふうに、学校の先生方、一生懸命にやっていると 思います。現在、そういう問題が出てきたとか、それが起こらないように対策を講じているとか、その点 について伺いたいと思います。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 村田議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、虐待問題についてからでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） これにつきましては、当町でも対象の子供たち、保護者ございますので、緻密にい ろんな教育相談等を絡めながら、素早い対応を心がけております。特に教育委員会といたしましては、S S W、スクールソーシャルワーカー、それからさわやか相談員、これらの相談員を配置しておりますので、 早めに対応を心がけております。

今のところといいますか、特に本町では虐待問題につきましては健康福祉課が随分支援していただい ております。当町に赴任してきました職員も長瀬町はすごいね、健康福祉課の人がこんなに面倒見てくれる のか。特に健康福祉課の職員は、オギャーと生まれてからずっと学校に入るまで継続的に観察、指導をし てもらっていますので、その様子が学校に逐一報告されておりますし、また担任はなかなか自分で言うの も言いづらいという、健康福祉課にお願いすると即座に対応していただく。これについて、本当に虐待 等については、うまくいっているのではないかなと考えております。

それから、次に、コロナが心配で学校に行かせないという事例ですけれども、本町については今のとこ ろございません。漏れ承りますと、秩父市では相当の数がいらっしゃるようです。これについては、欠席 ではありません。学校長の判断、保護者の申入れ、それから熱だとかコロナの心配があることについては、 来られないときには欠席にはなりません。そして、担任も家庭訪問すればいいですけれども、なかなかそ ういう家庭については担任等の訪問もあまりいい印象は持っておりませんので、電話なり文書をポスト等 に置いてくるというような対応がいいのかななんて考えております。

それから、学校行事につきましてですが、本当に議員さんの言われるように、私もそうですけれども、 学校行事というのは子供は大好きなのです。私は個人的には毎日運動会でもいいと思っていますから、そ んな感じで学校生活を送っていましたから、今の子供たちは本当に残念だと思っている。特に今申し上 げました修学旅行につきましては、小学校の修学旅行については、本町では泊を伴わない日帰りの修学旅 行を企画してもらっています。それで中学の修学旅行については、今検討中でございます。ただ、泊を伴 う旅行については、すごく心配しておるところですけれども、また中学では、来週でしょうか、保護者会 を持って説明しながら、アンケートを取りながら決定をしていくという予定になっております。

それから、授業についてですけれども、今、教室で行う学習については全範囲を指定しておりますけれ ども、技能教科においては感染症対策を講じて、なお感染リスクの高い活動としては、県教委が指定して

いますガイドラインで、特にリスクが高い活動として挙げられるのは、学習活動には音楽科における室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカなどの管楽器演奏……

〔「教育長、そういうことは分かっているからいいです」と言う人あり〕

○教育長（野口 清君） いいですか。

〔「科目変更したかどうかだけ」と言う人あり〕

○教育長（野口 清君） 科目変更は特にしていません。

〔「それを聞きたいです」と言う人あり〕

○教育長（野口 清君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育長（野口 清君） よろしいですか。それでは、全て子供たちにできるだけ全員が分かるような丁寧な授業を心がけていくように、これからも指導を重ねていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、農業振興施策について、産業担当課長。現在、町の農地面積は減少傾向にあるようです。理由として地目変更、産業構造変化による農業従事者の減少や高齢化、農産特産品がないことなどが挙げられると思います。遊休農地の拡大を食い止め、活用する施策が必要ではないでしょうか。そこで、次の点について伺います。

1つ、町の農地面積と農業生産額、農業従事者数の状況。

2つ、農業従事者の高齢化に伴う遊休農地拡大の抑止策。

3つ、商品作物としての農産特産品開発の状況。

以上について伺います。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、初めのご質問の町の農地面積と農業生産額、農業従事者数等の状況につきましては、農地台帳面積382ヘクタール、田んぼ25ヘクタール、畑357ヘクタールでございます。農業生産額につきましては、家庭菜園のものまでは把握できておりませんが、農業センサス2015で農業出荷額、推計額になりますが、長瀬町は1億円となっております。内訳につきましては、野菜4,000万円、果実3,000万円、花木2,000万円等と推定されております。また、農業従事者数につきましては、71人となっております。

2つ目のご質問の農業従事者の高齢化に伴う耕作放棄地拡大の抑止策といたしましては、高齢などの理由で耕作できなくなった農地を耕作意欲のある方への橋渡しを行っている農地中間管理機構による担い手への集積・集約化事業を活用して、耕作放棄地拡大の抑止を進めております。

また、3つ目のご質問の商品作物としての特産品開発の状況につきましては、長瀬町の地質、気候、降雨量などの地理的条件などを把握している秩父農林振興センターの担当職員に相談を行うなどして、農産物による特産品開発を図るようにしてまいりましたが、なかなかこれといった農産物には巡り会っていないのが実情でございます。今後につきましても、長瀬町と言えこれといった農産物による特産品の開発ができますよう、埼玉県秩父農林振興センターや農協など関係機関と情報共有を図りながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。あと1分。

○5番（村田徹也君） 今、課長の答弁の中にあつたのですが、ちょっと私が調べたのでは、町の農地面積は307ヘクタール、これは調べた年が違うのでしょうか。だと思ふので、これはしようがないかなと思ひますけれども、ちょっと違つてゐるかなというところがありました。これ課をまたぐと思ふのですけれども、多分企画財政とも絡むと思ふのですが、地域協力隊の方々も今そのような農産物を販売したりとかいうこともありますので、これは連携してそんなものを進めるということもできるのでしょうか、どうかというのをそれだけお聞きしたいと思ひます。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員の再質問にお答えします。

地域おこし協力隊の方との協力ができるかどうかということでございますが、地域おこし協力隊の暮林さんにつきましては農産品の販路拡大などのことをやっているということなので、共通する部分もありますので、協力してやっていけるかと考えます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

○3番（野原隆男君） 質問します。梅の木沢及びその支流の改修について、建設課長にお伺ひいたします。

令和元年10月12日の深夜に台風19号は関東地区を通過し、甚大な被害をもたらしました。矢那瀬下郷区の梅の木沢も豪雨により、山からの大量の土砂が流出したために秩父鉄道の線路下周辺で堆積し、国道140号下の水路を塞ぎ、数日間にわたり道路を冠水させる状態になっていました。そのことにより秩父鉄道は運行停止、国道140号の通行車両に支障を生じさせる結果となっていました。現在は土砂等が撤去され支障はないようですが、今後において再度このような事態が発生しないよう改修することができないのかお伺ひいたします。

また、梅の木沢に流れ込む支流については、七、八年前に水路の改修に対する要望書を提出していますし、今回の台風により大量の土砂が流れ込んだために、近所の田畑に被害が及んでいます。支流に対する改修予定についても、併せてお伺ひいたします。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、野原議員の梅の木沢及びその支流の改修についてのご質問にお答えいたします。

まず、梅の木沢の改修についてでございますが、ご質問の場所につきましては、秩父鉄道の踏切を渡り、国道140号へ抜ける矢那瀬1号線の脇を流れる場所になるかと思ひますが、議員のご指摘のとおり、昨年の台風19号では、梅の木沢の国道と線路をもぐるところにおきまして、流木や土砂が堆積したことにより水路が塞がれてしまったため、水路から水があふれ、国道と線路が冠水し、秩父鉄道と国道140号の通行車両の支障となる事態が発生いたしました。このときは、堆積した流木と土砂を撤去し、水路の河道確保を行いました。この場所は秩父鉄道の線路下よりも国道下に埋設しているヒューム管が狭いため、線路下で流木や土砂が堆積しやすくなっていることが判明いたしました。

今後の対応につきましては、抜本的な解決方法として秩父鉄道の線路下と国道下を流れる場所の改修が必要と考えられますが、現在では日常の定期巡回で状況を把握し、早期の土砂等の撤去に努め、土砂等の堆積が少ない状況を維持する方法により対応してまいりたいと考えております。

また、梅の木沢に流れ込む支流の改修についてでございますが、平成22年度に水路整備に関する要望書が提出されておりますが、現在まで整備の実施には至っておりません。この場所のほかにも町で管理しております水路で整備されていない水路も多くあることは認識しておりますし、しかしながら町の水路の整備事業につきましては、毎年、一、二か所程度でございまして、全ての箇所の整備を行うことは困難な状況にあります。今後も現地の状況を確認するとともに、危険度や緊急度などを考慮し、水路整備を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） ただいま若林建設課長の答弁に対しまして、再質問させていただきます。

そこで、1つ目の質問ですが、課長の答弁では、梅の木沢と併せて国道140号を横断しているヒューム管などの管理、これは全て町で管理していることとなっているのでしょうか。それとまた、であれば改修に向けた協議、実施しているのか、また秩父盆地へのルートは、皆野寄居有料道路や長瀬玉淀自然公園などの様々な道路はありますが、国道140号は秩父地域の第一の生命線と言って過言ではないと私は思っていますので、あえて質問いたします。

また、2つ目の質問ですが、梅の木沢に流れ込む支流対策についてもお伺いいたします。先ほどの答弁で22年ということで、費用面でいろいろとあるでしょうが、それでよろしいでしょうか。いろんなことがあっても、要望書を提出してから何の動きも見えない。要望書を提出した住民の皆さんがささやいておりますので、今回の台風の土砂でも被害状況をどのように把握しているのか、重ねてお伺いいたします。

今回の台風では、同支流から山の土砂と併せて田畑からのたくさんの表土など梅の木沢に流入させていました。つまり同支流の対策遅れが、ひいては梅の木沢の秩父鉄道付近の冠水や国道140号の冠水につながっているのではないかと私は考えています。費用面もかかるでしょうが、今後、梅の木沢の支流に対する対策をどのように考えていくのか、コロナの自粛もありますし、危険なところもありますので、ビジョンだけお聞きいたしまして、以上をもちまして一般質問は終了させていただきます。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、野原議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、1つ目の質問なのですが、関係機関と協議をしているかというご質問かと思われませんが、梅の木沢の管理は町の管理水路となります。国道の横断部の修繕等を行う場合には、秩父県土整備事務所との協議が必要となってまいります。現在のところ協議等は行っておりません。今後の状況を見ながら、必要であると判断した場合には、関係機関等と協議を進めることも検討いたしていきたいと思っております。

それから、2つ目の梅の木沢に流れ込む支流対策についてのご質問かと思われませんが、先ほどの回答と同様になってしまいますが、町の水路整備事業につきましては全ての要望箇所の整備を行うことは困難な状況にあります。

また、昨年の台風19号で、被害状況の把握についてをしているかということですが、昨年の台風19号では、多くの場所で浸水被害、それから倒木被害、土砂等の流出等がございました。住民の皆様や関係機関からの通報や情報提供、また町の職員の巡回により被害状況の把握に努めました。そうした中で、梅の木

沢につきましては、町で把握していたのは、ご質問の今回の秩父鉄道をくぐる箇所のみでございました。

また、梅の木沢の支流の対策をどのように考えていくのかということでございますが、こちらも同様の回答となりますが、今後も現地の状況を確認するとともに、危険度や緊急度などを考慮して検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 次に、1番、板谷定美君の質問を許します。

○1番（板谷定美君） 町長にお伺いします。

職員の人材育成について、6月定例会では、町外に居住する役場職員の町内居住について質問いたしましたが、その際に、町長から有能な人材を育てることが重要と答弁がありました。町は限られた人材で最大の効果を発揮することが求められており、個性を生かしたまちづくりを進めるためには、人材を育成することが必要かつ不可欠なことと思われます。そこで、職員の人材育成について、どのような計画を立て、進めているのかお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 板谷議員の職員の人材育成についてのご質問にお答えをいたします。

長瀬町では人材育成の基本的な方向とその方策として、平成17年度に人材育成基本方針を策定しております。この人材育成基本方針では、1、一般の住民感覚及びコスト意識を持ち、町民の視点で行動する職員、2、公務員として、高い倫理観を持ち、住民から信頼される職員、3、住民への説明責任を自覚し、透明性の高い行政運営を行う職員、4、広い視野と柔軟性を持ち、行政課題に的確に対応する職員を求められる職員像として定めており、この基本方針に基づきながら計画的な人事配置、職員採用、研修、異動、昇任を行い、人材育成を進めているところでございます。

まず、職員研修でございますが、職場外研修として彩の国さいたま人づくり広域連合で行っております階層別基本研修、階層別選択研修、講師養成研修、特別研修、郡町村会で行っています町、県、国の若手職員の交流事業などの研修に職員を計画的に受講させております。その他専門研修として埼玉県総合技術センターで行う土木研修、測量調査、設計、道路構造物、災害について土木担当職員を受講させ、設計業務等に生かしております。

また、職場内研修といたしましては、メンタルヘルス研修、例規システム操作研修、人権教育研修会などを実施しており、業務中においては上司や先輩が業務に必要な知識や技術などを指導し、人材育成を図っております。

次に、人材交流でございますが、平成30年度からは埼玉県より職員を派遣していただき、企画財政課長として県で蓄積した業務スキルやノウハウ等を助言、指導していただき、町からも秩父県土整備事務所や県地域政策課へ若手職員を派遣するなど、広域的な視野の確保等に努めているところでございます。

その他、能力、実績に基づく人事管理を行えるよう、平成27年度からは人事評価を導入しており、また昨年度より自己申告制度を見直し、短期的な異動希望だけではなく、将来的なキャリアプランも聞き取るようにし、併せて総務課と各課で人事ヒアリングを実施して、職員の適正等を把握し、職員一人一人が計画的に成長できるよう取組を実施しております。

なお、人材育成ということではございませんが、職員採用試験の受験可能年齢の引上げ、民間希望者でも受験しやすい公務員試験対策不要の採用試験の実施なども行い、優秀で多様な人材の確保も図っております。

板谷議員のご指摘のとおり、職員数も減少している中で魅力あるまちづくりを進めていくためには、職員一人一人が常に目的意識と高い意欲を持って自らの能力開発に努めるとともに、組織としては自己啓発に取り組みやすい職場の環境づくりや自己啓発に取り組む職員を支援することが必要となります。職員育成には時間とコストがかかり、一朝一夕には効果が見えませんが、地方公務員を取り巻く環境の変化を踏まえながら、人材育成のさらなる推進を図るよう方策を検討し、今後も各種取組を行ってまいります。

○議長（野口健二君） 1 番、板谷定美君。

○1 番（板谷定美君） いろいろなところに研修、また人材交流というようなことを、一般的な計画だというふうに思います。

町長、自治体運営ゲームというのをご存じでしょうか。これは2017年12月の日経に載っていたのですが、これは参加者が自治体の幹部になりきり、まちづくりの課題解決を試みる対話型のシミュレーションゲームです。ゲームとはいっても、実務に近い実践的なものがあり、真剣な話合い、議論が行われることから、実際の業務にも役立つと思われます。こういった手段の活用導入について、お伺いしたいと思います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 板谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

勉強不足で申し訳ございません。自治体ゲームというのをただいま初めてそうした言葉を知りまして、もう少し勉強なくてはならないなという思いをいたしたところでございます。

その中で、先ほどご答弁させていただきましたけれども、私は人材育成、これは上司が一番のかがみだと思っております。その中で日々接する頻度が高いわけですから、私も含めてでございますけれども、常にそのような意識を持って私たちも日々仕事に取り組みたいと思っておるところでございます。

また、そのゲームにつきましては、後で細かいお話をお聞かせいただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 1 番、板谷定美君。

○1 番（板谷定美君） 上司がかがみということですが、それだけでは果たして人材が、本当に有能な人材が育つかどうかというのは、ちょっと疑問に思います。本当にこの町を考えるのであれば、やっぱりいろんなことを体験させ、それを持ち帰ってきて、若手の職員が自分で率先して、またそれを若手に教育するというような一つのパイですか、そういうものが必要ではないのかなと思います。

今まで、町の行政を見ますと、やっぱり上意下達の中で、年寄りの年配の方の命令下の下で動いているような感じもいたします。最近、結構若手の職員も活用に出ていると思いますけれども、やっぱり若手がこれからの長瀬町を引っ張っていくと思いますので、ぜひ若手の教育、再度見直していただきたい、そんな感じをして質問を終わります。

次の質問でよろしいでしょうか。

○議長（野口健二君） はい。

○1 番（板谷定美君） 次、実現された職員の提案について、企画財政課長にお伺いしたいと思います。

役場内では、若手職員を中心にプロジェクトチームを結成し、行政課題に取り組んでいるとお聞きしま

す。職員の提案は研究心と意欲を高め、職員の個々の資質の向上が期待できるものと思われます。そこで、これまでに実現された提案はどのようなものがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

当町では、地域課題及び複雑・多様化する行政課題の解決に向けて、多角的に検討し、具体的な取組を推進するため、長瀬町みらい創りプロジェクトチームを設置しております。メンバーは若手職員が中心となっており、所属や年代の垣根を越えて様々な取組を企画、提案しております。

令和元年度には、動画によるふるさと納税のPRなど3件の提案があり、町長を含む幹部職員にプレゼンテーションを行った結果、3件全て令和2年度に取り組む事業として採択されました。このPR動画につきましては、9月3日に町公式ユーチューブアカウントで公開し、新聞でも取り上げられるなど職員が提案した取組が実現しております。議員のおっしゃるとおり、職員による提案は意欲や資質の向上につながるものと考えておりますので、今後も長瀬町みらい創りプロジェクトチームをはじめとした職員提案型の施策検討を積極的に進めてまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君。

○1番（板谷定美君） 実現された提案というのは、その3件だけですか。どのくらいの提案があつて、それで何件それが実現したのか、その辺あたりをもう一度お聞きしたいのと、要するに長瀬町の職員だけのプロジェクトチームの中で、行政問題、いろんな問題を解決するというのは、ひとつまだ問題があるような気がします。やっぱりこの長瀬町をよくしようという考え方の下であれば、若手の高校生なり中学生なり、そういうような人たちも交えて一つのプロジェクトをつくったほうが、結構いい案が出るのではないかと思います。

今、調べた結果、愛知県のS市では、市民の諮問機関として若者議会を設置し、市長に答申を行っており、実績もあるそうです。メンバーには高校生、中学生、それと若手の働いている方、主婦だとかそういう人たちも入れて、職員や議員では思いつかない発言もあると聞いております。このような取組は、住民が真に必要と感じております。

さらに、行政や議会への信頼、関心を高める効果も得られる一つの方策だと思います。このような仕組みづくりをつくることについて、ちょっと見解をしていただけますか。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 板谷議員の再質問にお答えいたします。

まず1点、実現されたのが何件中何件かということでございますけれども、過去2年につきましてお答え申し上げます。令和元年度につきましては、先ほどの答弁でもお伝えしたとおり、3件の提案がありまして、3件全てが採択されております。うち2件につきましては、予算がつく事業となっているということでございます。

その前、平成30年度につきましては、7件の提案がありまして、こちらも7件全てについて翌年の取り組む事業として採択されております。うち2件については、予算がつくような事業となっているという状況です。

また、お話しいただきました町職員だけの事務だけではなく、住民、高校生ですとか、そういった方も入れた提案の組織をつくる考えがあるかという質問についてですが、昨年度ですか、長瀬町若者会議とい

うものを設立に向けて予算も取った上で、町民の皆様に広報で募集をかけさせていただきました。その際は、残念ながら応募がなかったということで、現在、その組織には至っていないのですが、引き続き対象の年齢を広げるですとか何か工夫をしまして、組織化できないかどうかというのを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○1 番（板谷定美君） 終わります。

○議長（野口健二君） 次に、9 番、新井利朗君の質問を許します。

○9 番（新井利朗君） 新型コロナウイルス感染症拡大状況下の今日ですが、学校関係について次の質問を行いたいと思い、教育長にお伺いいたします。

3 月、4 月、5 月の学校休業の後、6 月 1 日から新学期がスタートし、短い夏休みを挟み、8 月 17 日から 2 学期が始まり、児童生徒や先生方及び関係者は慌ただしい毎日を過ごされていると思います。そこで、次の点について伺います。

1、酷暑対策と感染症予防対策に特に配慮されたことはどんなことでしょうか。

2、学校再開後に学習効果を高めるために取り組んだことはどんなことでしょうか。

3、さきの臨時会で G I G A スクール推進のためのタブレット購入予算が賛成多数で可決されましたが、児童生徒用のタブレットを活用して、どのように双方向授業を進めるのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 新井議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、1 点目、酷暑対策と新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてでございます。長瀬町では、熱中症対策は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策と同様、児童生徒の生命と健康を守り、安心安全な学校生活を送るために必要不可欠と考え、様々な対策を講じてまいりました。

幸いにも、普通教室に空調設備が完備されておりますので、校舎外の活動、とりわけ教員の目が届きにくい登下校時の対策を喫緊の課題と捉えておりました。また、登下校時、持ち帰る学用品を精選しランドセルを軽くすることや、十分な距離を保てる際はマスクを外すことなどの指導に加え、登下校時だけでなく、授業中も使用可能な冷感タオルを全児童生徒に配付するなどの対策も講じてまいりました。

また、感染症予防対策に特に配慮した点ということでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、埼玉県教育委員会より示されたガイドラインに基づき、感染拡大防止対策を徹底しております。どれが欠けても対策としては不十分ですので、1、感染源を絶つ、2、感染経路を絶つ、3、抵抗力を高めるの 3 つの対策を実践しております。

次に、2 点目、学校再開後に学習効果を高めるために取り組んだことについてでございます。学校再開後、教育活動の実施については、感染拡大対策を取りながら、限られた時間で履修するという大きな制限がある中で授業を行っております。その中で、町内 3 校がそろって効果を実感しているのが、始業前活動の見直しと人的支援であります。始業前の活動時間を見直し、朝学習、以前は朝自習としておりましたけれども、全学年の学習の時間に充てるなどの工夫を行って、未指導部分の学習への対応に当たってまいり

ました。未指導部分の学習を朝の時間に行うことにより、授業時間は本来の学習である現学年の内容を中心に行うことができました。

もう一つの人的支援であります。各学校にスクールサポートスタッフや学習指導員を追加配置いたしました。このことにより、教材、教具の作成や印刷などに加え、今年度、教員が新たに担い、負担過重となっていた学校の消毒作業などを教員以外で行うことができるようになりました。人的支援を行うことにより、教員が授業に集中でき、子供たちと向き合う時間が増えたことが学習効果を高めることにつながったと考えております。

最後に、3点目、児童生徒のタブレットを活用した双方向授業についてですが、GIGAスクール構想により整備されたICT環境の活用の方についてご説明いたします。埼玉県は、現段階におけるICT活用の考え方として、学校教育活動を継続するためのICTの活用と新たな学びを想像するためのICTの活用の2点を掲げております。前者は、臨時休業の際に児童生徒の学びを止めないためのICTの活用、後者は本来のGIGAスクール構想の考え方でございます。児童生徒用のタブレットも、平時は学校の授業で活用されます。

ちまたでは様々なイメージが先行しておりますが、現段階において学校に1人1台のタブレットが導入されても、全ての授業をタブレットを使い双方向授業を行うわけではございません。教室では、教師との対面授業が中心となりますし、現在の主な教育資源である教科書は紙であります。各教科の授業では、県が新たな学びの創造として示している活用方策であるインターネットを使った調べ学習での活用や、写真や動画、音声等による表現、制作、意見や回答等の効果的な集計などに活用し、児童生徒の情報活用能力を高めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 6月1日から始まって、7月31日まで授業が行われていて、学校へ子供たちも行ったのですが、ちょうど梅雨期でありまして、梅雨が明けなかったためというか、割と涼しいといいますが、そんな状況下で7月は過ごされていたのですけれども、8月に入ったらその後の返しといいますが、すごく暑い日が続いております、8月17日からの2学期というのでしょうか、8月の授業日は非常に子供たちが汗びっしょりになって通っていたというのを見受けました。

いろんな面で、そういう中にあっても熱中症のことを聞いたり、感染症には誰もかかっていないですけれども、熱中症にかかるようなことがなかったのか、また気分不快で保健室利用をするような生徒は出なかったのか、そのようなこともちょっと心配したりしていました。でも、本当にたくましく子供たちは育っていき、また結局、学校で学んでいるなというのを強く感じているので、いろんな面での関係者の配慮というものがよくよく届いているのかなと思ったりしております。

冷感タオルなんていうものが配布されて、いいものを持っているなという感覚で子供たちから見せてもらったりしていて、子供たちも非常によくそれを活用していたようです。あまり金のかからない中で配布されたりして、使えてよかったなと思います。

とにかく水を飲みながら、一生懸命に通っていく。ただ、今の時期ですと非常にマスクを着用して、なかなか子供は外さないで、汗かきながら通っているのがちょっと気の毒だなというのと同時に、今週はもうすぐ運動会があるというのに、ちょっと元気がないというような、夏の疲れでしょうか、そんな感じがしないでもないのですけれども、これ以上にいろんな面で子供の負担がかからないで、元気に過ごせて

いけたらいいなと思います。

先ほど5番議員の質問に関して、非常に授業時数というのですか、内容に関しては大分確保されている見通しの話を聞きました。確かに私も前回6月に、34日間休業していることについてどうなのかなと。結局、その1日は1日でなくては埋められないのかというのが私らの発想であったのですが、いろいろな面での工夫で時数という、学校の特別な時数、時間数、そういうふうな関係でやりくり、ふだんは非常に余裕がある時間帯もあるのかなというような感じであります。

でも、多分大分急いでいると思うのです。非常に気の重い状況ながら、学校へ行こうとしている子もいるのではないのです。そんなことと、あと同時に、学校へ親が結構車で連れてきているというのを見かけます。そんなので何かいろいろ事情があるのかなという思いもするのですが、歩いているのを見ると、さほど障害があるようにも見えないのですが、学校は親が通勤途上に乗せてきてしまうのかどうか分かりませんが、そんなようなものを見受けたりしているのです。そういうふうなことも含めて、子供に全部が全部平等にいくわけではないのですが、いろいろな面でよく見ていただきたいと思います。

それから、だからさっきちょっと言いましたけれども、熱中症的な気分不快状況の保健室利用とか、そういうものはなかったのか。

また、あともう一つ、冷水機ですか、そのようなものは設置されていたのか、また設置したのか。

それから、ちょっと通告していなかったのですが、この間の臨時会で各校の校長先生が独自で使える予算というものを200万円ですか、可決されましたけれども、そのようなことについて何か感染症対策、また暑さ対策等について、そのような200万円がどのような活用をされたかお聞かせいただけたらと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 新井議員の再々質問にお答えをいたします。

新井議員、本当に子供たちの様子を朝晩見ていただいて、その時々に応じてご指導を、またご支援をさせていただきましたことに本当に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

学校では、熱中症対策といたしましては様々な取組があるかと思いますが、特に校庭での活動、今、運動会の練習等をしていると思うのですが、今年度から気象庁と環境省が連携して運用を開始した熱中症警戒アラートを指針に、当日の教育活動を随時見直しております。また、熱中症警戒アラートに加え、地理的条件をより正確に反映した対策を実施するため、学校独自に熱中症警戒モニターや暑さ指数というのでしょうか、数値計を設置したり、環境省の熱中症予防情報サイトを随時確認したりするなどして、厳重な警戒を行っております。そして、激しい運動は中止、危険を示したときは体育的活動に加え、外遊びも中止しております。

また、万が一体調を崩した際の備えとしまして、経口用補水液の準備、これについては学校で、先ほどお話が出ました200万円のうち、対応して様々なことでやっております。それから冷却材、頭部を冷やして体温を下げるようなもの、それから一般医療機器を保健室に整備するとともに、高速製氷機も各校に配置いたしました。これについては200万円の中から支出しております。

それから、そのほかに5番議員にもお話ししましたように、授業の進みが早いようなご心配も議員さんお持ちであったと思うのですが、教職員についても細かな配慮をしながら、自己評価をしながら、これはちょっと早過ぎたなということについては、また元に戻って指導し直すとか、そういうような振り返り等

も十分にやってもらって、なるべく全員の子供たちにしっかりした学力をつけるようお願いを申し上げます。

それから、感染防止についてですけれども、これについても先ほどお話ししましたように、1つ目は感染源を絶つ行動、これは家庭と連携して登校前に健康観察票を活用した検温、健康観察、体調管理を行うとともに、同居の家族の健康管理にも協力を依頼しております。なお、学校では、登校時に家庭での健康状態が確認できない場合は、別室にて検温及び健康観察を行っております。また、登校時には非接触型体温計を使い、全児童生徒の検温も実施しております。

2つ目の感染経路を絶つ行動は、手洗い、咳エチケット、3密を避けた清潔な空間を保つことの実践です。教室に入る前にはハンドソープを使用した手洗いやアルコールに注意し、手指の消毒、教室内など十分な身体的距離が取れないときは、マスクの着用を基本としております。

ただし、身体的距離が確保できる場合や熱中症など健康被害が及ぶような場合には、距離を保ち外すよう指導しております。これについては、なかなか子供たちは融通性がそんなにないですから、マスクをしろと言われるとそのままやっておりますけれども、暑いときには取るというような指導も続けていただきたいと思います。

それから、密閉、密集を避ける対策といたしましては、エアコンの使用時でも教室は常時2方向の窓を開けた上、換気扇も活用して換気を行い、新たに空気清浄機も設置しました。体育館においても換気が可能な大型扇風機を設置し、活動の際には常時換気を図っております。これらの対策とともに、大勢がよく手を触れるドアノブや手すり、スイッチなどは各校に配置しているスクールサポートスタッフを活用し、適宜消毒を行い、清潔な空間の保持に努めております。

最後に、3つ目の抵抗力を高める行動といたしましては、十分な睡眠やバランスのよい食事を取る。早寝、早起き、朝御飯等の規則正しい生活を指導しております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

○8番（大島瑠美子君） 8番、大島瑠美子、質問します。

まず、熱中症対策について、健康福祉課長お願いします。今年の夏は、酷暑地獄と言っても過言ではありません。温度計を見ると体温を超える日も多く、外出しづらい状態である上に、新型コロナウイルス感染症のおそれもあるため、さらに外出を控えることが日常となっています。町では、防災無線や安心・安全メールを活用し、水分補給と温度管理について注意を促す放送をしていますが、高齢者は温度管理や水分補給等に気が回らずに熱中症になってしまうケースが増加しているようです。町ではこうした高齢者に対し、どのような対応を行っているのか伺います。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

熱中症対策、特に高齢者に対する対応をどのように行っているのかについてでございますが、町の高齢化率は8月末で38.2%、75歳以上では20.5%となっており、リスクの高い高齢者が多い状況でございます。このような状況から、これまでも重点的に高齢者に対応した熱中症対策に取り組んでいるところでござい

ます。

特に今年は、新型コロナウイルス感染症によりマスクを着用していることもあり、熱がこもりやすく、喉の乾きに気づきにくいことから、熱中症の危険性が高くなると言われており、これまでとは異なる生活環境下でもあり、例年以上に熱中症に気をつけることが重要でございます。このため、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや3つの密を避ける等の新しい生活様式を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症予防を行いながら、これまで以上に熱中症にも注意するよう周知しております。

具体的には、元気モリモリ体操、足腰らくらく教室などの介護予防やオレンジカフェなどの高齢者が対象の事業において、リーフレットや経口補水液などの啓発用品を配布して熱中症予防対策を呼びかけているほか、高齢者宅を訪問した際など様々な機会を通じた呼びかけを実施しております。また、町全体の注意喚起としては、防災行政無線による放送、ちちぶ安心・安全メールの配信、「広報ながとろ」7月号や6月発行の地域包括支援センターだよりへの記事の掲載、窓口でのリーフレット配布を実施しております。

7月からは、関東甲信地方1都8県向けに熱中症警戒アラートが発表されております。前日の夕方または当日の早朝に発表され、テレビの天気予報でも報じておりますのでご存じのことと思いますが、この熱中症警戒アラートが発表された場合は、防災行政無線でお知らせしております。

熱中症警戒アラートは、暑さへの気づきを呼びかけ、予防行動を取っていただくための情報でございます。熱中症警戒アラートが発表されましたら、外での活動の中止や延期、新しい生活様式における熱中症予防行動、暑さを避ける、適宜マスクを外す、小まめに水分補給することをふだん以上に心がけるよう周知しております。

なお、熱中症により6月から8月に秩父広域管内で68人、うち長瀬町管内では10人の方が救急搬送されております。長瀬町では、6月、7月が各1人、8月が8人で、合計10人のうち4人が高齢者となっております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 再質問します。今、やっているかどうかは分かりないのですけれども、ちょっとお聞きしたいと思います。民生委員さんになっていきますと、1か月ごとに訪問とかという、提出書というのを出してくださいということがあると思うのですけれども、それが昨年よりも訪問の回数だとか何か、私は何回訪問したからというのを書くのです。そういう欄がありますので、それが多くなっているかどうか、そこのところを聞きたいことと、あとこんなときこそ保健師さんの出番ですよと、あなた出番ですよというのではないのですけれども、保健師などの訪問回数、1つのところ、1か所のところに行くのではなくて、元気モリモリ体操なんかに出てくるおばちゃんたちは本当に元気で、どうしようもないほど元気ですけれども、そうではなくて、出てこれられないようなおばあちゃん、おじいちゃんのところに行ってもらっている回数は、昨年と比較していかがですか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

民生委員の訪問とか実績のカードというのを毎月出ささせていただいています。それについて今ちょっと手持ち資料がございませんので、実際増えているかどうかは把握しておりません。また、保健師の出番ということで、保健師のほうも今年から高齢者と介護の一体的実施という形で、今様々な取組を考えてやっております。

その中でも、元気モリモリ体操、今、大島議員がおっしゃったように、モリモリに出てくるような人は元気な人だということもありますが、それ以外の方についても地域包括センターのほうの保健師2名が高齢者のお宅、要支援の方とか訪問しております。その中で熱中症、特に先ほど言ったとおり、マスクをすることが非常に大変なことだということですので、その辺のところで熱中症にならないように周知を、声をかけてくれということで保健師のほうにもお願いしていますので、その辺のところは昨年とやっぱり比べて、その新しい生活様式の中でということですので、その部分については具体的な数字はありませんけれども、増えていると思われます。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） もう一点だけ。すみません、今、マスクは、外を歩くときだとか、それから人がいないときにはマスクを外してもいいというのですけれども、その奨励をしているということはなくて、子供たちでも何でも、誰もいないところでも窮屈そうにマスクをしている人がいますので、そのところは町ではどういうふうな、これからでいいのですけれども、これから指導していくのか。

それから、あとインフルエンザも何だか1%ぐらいしかかかっていないのですけれども、それは当たり前のことなのです。よく手を洗いましょう、うがいをしましょう、マスクをしましょうというから、インフルエンザなんか、今年なんかなくなってしまうぐらい少ないかとも思うのですけれども、そこにつきましてマスクは何メートルのときはもう、部屋の中はともかく、外を歩くときにかわいそうですよね、暑くて暑くていのに、子供たちもマスクをかけながら通学しているとか何とか。通学のときは人数が多いから、それも致し方ないと思うのですけれども、そういうときに町はこれからどういう対策をしていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員の再々質問にお答えいたします。

マスクは外してもよいと言っております。これにつきましては、5月に環境省と厚生労働省が新しい生活様式における熱中症予防のポイントというのを出しました。これは今まで出ていた熱中症予防に加えまして、適宜マスクを外すということが増えています。

それから、日頃から健康管理をしようというのが、今までのような熱中症予防に加えて新しく示されたものです。このため、人がいないところでは外しましょうということでやっています。暑さを避けたり、マスクを外す、それから水分を取るということで、3取るではないですけれども、そういうふうな形で言うていただければということで、保健所のほう等も様々な機会を通じてやっております。

また、通学のほうの取り決めは、ちょっと私どものほうで把握しておりません。

それから、あとインフルエンザの話がちょっと出ました。確かに議員おっしゃるとおり、マスクをして、手洗いをしているということは、コロナ予防がインフルエンザ予防にそのままなると。たしか昨日のニュースなんかでも、去年は今頃、沖縄県でインフルエンザが大流行していました。ただ、今年はやはり皆さんマスクをして手洗いをしているということで、インフルエンザが非常に少ないという報告が出ているということです。ただし、国のほうが今まで65歳以上の高齢者のインフルエンザを10月20日からということでしたが、今年度に限り10月1日からインフルエンザを受けられるようになりました。秩父郡の医師会でも10月1日から受けることができますので、早めに打ちたい方は医療機関に予約するところは予約をして打っていただければと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） では、2番に行きます。税収の確保と不納欠損処分について、税務会計課長に伺います。

歳入歳出決算書に目を通してしていると、いつも不納欠損額が気になります。町税の徴収については、職員が一丸となり、懸命に努力しているようですが、時効成立により徴収の権利が消滅してしまったことによる額の積み重ねであると思われます。そこで不納欠損処分をする前に、法律に基づき差押えを行った件数と不納欠損処分をする前に、滞納者に対しどのように事務処理を進めているのか伺います。

○議長（野口健二君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（相馬孝好君） それでは、大島議員の税収の確保と不納欠損処分についてのご質問にお答えいたします。

初めに、不納欠損処分をする前に法律に基づき差押えを行った件数についてのご質問でございますが、令和元年度に不納欠損処分を行った滞納事案につきましては、滞納者の資力や財産、生活実態等を把握するために実施しております現況調査の結果を基に、差押え等の滞納処分を執行することが困難であったり、かつ法律に基づき債権が消滅した滞納額を不納欠損として処分したものでございます。令和元年度に行った差押件数は、預金や生命保険など合わせて10件、金額は193万8,440円となっております。

次に、不納欠損処分をする前にどのように事務処理を進めているのかについてのご質問でございますが、不納欠損処分には大きく2つの処分理由がございます。1つが時効の成立による場合、もう一つが執行停止の3年継続による場合でございますが、まず時効の成立による場合の事務処理につきましては、滞納発生時から時効が成立するまで、担当者はあらゆる手段を駆使して、財産や所在などの実態調査を粘り強く実施しております。また、時効が成立する年度においては、該当する滞納者を滞納整理システムから抽出し、これまでの調査結果を再度精査するとともに、必要に応じて再調査を実施するなど不納欠損処分の抑制に取り組んでおります。その成果として、令和元年度中に時効を迎える滞納事案のうち10件については、差押えや納税誓約書の提出により時効の更新を図っております。

次に、執行停止の3年継続による場合の事務処理につきましては、法律で定める滞納処分の執行停止要件に該当する事案がないと認められる場合には、執行停止を取り消すと規定されております。このことから、執行停止後も当該滞納事案を3年間放置することはなく、現況調整や他課からの情報提供に基づき、要件に該当しないことが確認できた場合には執行停止を取り消すなど、適正な管理に努めております。今後もしも不納欠損処分を行う場合には、納付期限内に正しく納税されている多くの納税者の納税意欲を低下させることのないよう、関係機関と連携を図りながら、債権回収に全力で取り組んでいくとともに、個々の滞納者の状況を的確に把握し、厳正に滞納処分を執行するなど税負担の公平性の確保と収納率の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） まず、一番基本的なことを教えてください。よく皆さんが「5年間納めなければ納める必要ねえんだよ、時効になっちゃうんだから」とよく聞くのですけれども、これが5年間、申請書、納付書を出して、それでそのままずっと置いて、いろいろ電話をかけたりで、誓約書を出せの、何を出せのと言ったりとか、さっき言ったように時効の停止だとか何とかというのが、それが何年まで続くとか、

永遠にそれは続くのでしょうか。それとも5年間でもう切ってしまうのだから、もう駄目なのだよとかと、何しろ町民の方が知っているのは、「払わなきゃ5年で済むんだでな」と、そういう話がすごく皆さん、ちまたにうんと広がっていますので、そここのところをちゃんと言いたいので、ちょっとそここのところをよく教えてほしいなと思います。

○議長（野口健二君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（相馬孝好君） それでは、大島議員の再質問にお答えいたします。

時効はどのようなときに更新されるのかというような趣旨のご質問かと思います。時効の更新とは、既に進行した時効期間を法的に無効にする行為であり、更新事由に該当する行為をしたときから、新たに5年間を起算することとなります。

時効の更新事由につきましては、地方税法上及び民法上に規定があり、規定する納期限までの期間や督促状発布日から起算して10日を経過した日までの期間、裁判所等の執行機関に対して交付要求している期間などが該当します。このほかにも分納や納税誓約書の提出並びに差押えを執行し、差押調査の謄本が滞納者に交付されたときなど、差し押さえた旨が滞納者に通知されたときに時効が更新いたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） もう一度、お願いします。ずっとそうすると更新したりとか、何かずっと続くというわけですね。ですから、皆さんに話するには、もう納税通知書が来たら納めなくては、そここのところはゼロにはならないのだよということで話を持って行って、その都度いろんなことであるけれども、それは長瀬町役場職員だとか、税務署だとかというのが、ずっとそここのところで行っているから、何しろ納税通知書が来たら納めなくては駄目なのだからねと、時効の停止はないのだからねということを言えば、それが一番いいことですね、ずっと続くのだよというので。それは、そういうふうに言っても間違いではないですね。

それから、もう一つは、ここに書いてあるように、不納欠損処分をというのが、去年はすごくありましたよね、二千何百万も。今年は、こここのところ書いて、先ほども言いましたように、時効ということについては、いろいろ滞納整理の強化を図ったけれども駄目だったからとか、時効の成立、滞納処分の執行停止の権利、義務が消滅したことによるものということなのですから、執行停止により権利、義務が消滅したことによるものと書いてあると、そここのところはずっと永久に続くわけではないのだよなど。その場合によっては、だからすごくこんなこと会議録に載っては駄目かもしれないのですが、あなたが亡くなれば、これなるのだよとかということに、そこまでも言い過ぎかな。そここのところ、そこまで言わないでやっていったほうがいいのかとも思うわけなのですが、そここのところを再度、やっぱり今おばさんが死ぬまで、死んでしまえば世話ないからねと言わないでというふうにやったほうがいいのかとも思うのですが、そここのところをあと一回聞きたいなと思います。くどいようでごめんなさいね、本当にすみません。お願いします。

○議長（野口健二君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（相馬孝好君） それでは、大島議員の再々質問にお答えいたします。

大島議員が言うとおり、通常なら税金には時効はございません。ただ、今回のように時効が成立した理由というのをこれから述べさせていただきます。地方税の消滅時効の5年経過による不納欠損処分額、これが一般会計が20人で76件、93万4,288円、それから国保会計が1人で15件、22万2,900円、合計いたしま

時効が成立した理由別の内訳を申し上げます。滞納者の死亡によるものが1人で4件、5,900円、それから所在が不明で将来にわたって滞納整理ができない方、これが6人、17件、40万6,400円、それから3つ目が執行停止によるものが13人で55件、52万1,988円となっております。最後の執行停止によるものにつきましては、本来ですと執行停止が3年継続した場合に不納欠損処分いたしますが、滞納してから執行停止の処分を決定するまでに2年以上の月日を要した者につきましては、先に5年の消滅時効が到来してしまいます。その関係で、執行停止であっても5年の消滅時効が優先されて処分の理由としたものでございます。

○産業観光課長（玉川 真君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

ハナビシソウ園の準備につきまして、そのまま放置しておけばいいのではないかという、そういったご意見が委員会の中であったかということでございますが、今年につきましてもハナビシソウが終わった後、コスモスというふうなものの花を植える準備ということで、そのままに放置というふうなことはちょっと今現在できていない状況でございます、例年どおりの2つの花を、ハナビシソウの後はコスモスというような形で植え替えをしながらやっていくというふうな準備を行っておりますので、現在は放置するというような考えは持っていないということでございます。よろしくお願いします。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） では、もう一度。それでは、作業をするというのには、予算は幾らぐらいかかるのでしょうか、そのところ。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 大島議員の再々質問にお答えいたします。

予算はどのぐらいかかるかということでございますが、今年度分といたしましてハナビシソウの種を5キロで25万8,940円種代でかかっております。また、コスモスの部分なのですけれども、ポニーという種類で5キロで32万5,710円というようなことで考えておりまして、同規模程度のことを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 種だけではなくて、人件費とか何かというのは、シルバーさんに払うとかというの、そっちのほうの金額は。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 人件費ですね、失礼しました。人件費につきましては、実行委員会のほうでボランティア作業ということで実施していただいておりますので、そういったところではボランティアさんへの活動費の補助金ということで、現在80万円の交付で何とかやらしていただいている状況でございます。

以上でございます。

○8番（大島瑠美子君） では、終わります。

○議長（野口健二君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了しました。

これをもって、町政に対する質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時55分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の訂正

○議長（野口健二君） さっきの答弁で間違いがあったそうなので、言い直しますから、よろしくお願いいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 大島議員の再々質問の回答の中で、ボランティアに対して80万円というふうなことで回答させていただきましたが、ちょっと訂正させていただきます。こちらのほうの予算では、長瀬町花の里づくり実行委員会への補助金ということで訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野口健二君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今、定例議会に町長から提出された議案は、議案第53号から議案第65号までの13件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、そのほか内容の説明は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたします。ご了承いただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第5、議案第53号 長瀬町議会議員及び長瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第53号 長瀬町議会議員及び長瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の提案理由を申し上げます。

公職選挙法の一部改正に伴い、町議会議員及び町長選挙における選挙公営の実施に係る条例の整備が必要となるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第53号 長瀬町議会議員及び長瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

公職選挙法の一部改正により、今まで町村議会議員選挙及び町村長選挙において、選挙公営の対象とさ

れていなかった選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が選挙公営の対象とすることができるようになり、また町村議会議員選挙においても供託金制度が設けられました。町といたしましても、法改正の趣旨にのっとり条例を整備するものでございます。

それでは、条例案を御覧いただきたいと存じます。

まず、第1条は、趣旨でございます。この条例は、町議会議員選挙及び町長選挙の選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公営について規定するものでございます。候補者1人につき届出の日から選挙期日の前日までの日数に6万4,500円を乗じて得た金額まで無料で使用できるものでございます。ただし、選挙運動用自動車の使用の公費負担ができるのは、供託物が没収とならない場合に限るものでございます。

第3条は、選挙運動用自動車の選挙公営を利用するに当たり、事業者等と有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して、所定の届出をする必要があることを定めたものでございます。

1枚めくりまして、2ページを御覧ください。第4条は、選挙運動用自動車の選挙公営を利用するに当たり、契約類型ごとの公費負担額及び支払い手続について定めたものでございます。

同条第1号は、一般乗用旅客自動車運送業者、いわゆるハイヤー業者との契約により、選挙運動用自動車を使用する場合の単価の限度額と運動日数による限度額を規定したものでございます。

同条第2号は、ハイヤー業者以外の者との個別契約により選挙運動用自動車を使用する場合の規定でございます。同号アは自動車借入契約に関しての、同号イは燃料供給契約に関しての、3ページを御覧ください。同号ウは運転手雇用契約に関しての単価の限度額と運動日数による限度額を規定したものでございます。

第5条は、選挙運動用自動車の選挙公営は、ハイヤー業者とハイヤー業者以外の両方と契約が締結してある場合であっても、同一日には候補者が指定するいずれか一方のみの利用となることを定めたものでございます。

第6条は、選挙運動用ビラの作成が条例の定める金額の範囲内で無料で作成できることについて規定するものでございます。ただし、選挙運動用ビラの公費負担も供託物が没収とならない場合に限るものでございます。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の公営を受けようとするものは、ビラの作成を業とする者と有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めたものでございます。

第8条は、選挙運動用ビラの作成費用について、工費負担の限度額と支払いは業者からの請求に基づいて業者に対して行うことを定めたものでございます。単価の限度額は、ビラ1枚当たり7円51銭とし、作成枚数の限度は、公職選挙法に基づく範囲内とするものでございます。

1枚おめくりいただいて、4ページを御覧ください。第9条は、選挙運動用ポスターの作成が、条例の定める金額の範囲内で無料で作成できることについて規定するものでございます。ただし、選挙運動用ポスターの公費負担も供託物が没収とならない場合に限るものでございます。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成の公営を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者と有償契約を締結すること及び選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めたものでござ

います。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成費用について、公費負担の上限額と支払いは業者からの請求に基づいて、業者に対して行うことを定めたものでございます。単価の限度額は、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万5,000円を加えた金額をポスター掲示場の数で除した金額とし、作成枚数の限度はポスター掲示場の数とするものでございます。

第12条は、委任規定でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定めるものでございます。

最後に、附則でございます。5ページを御覧ください。

まず、第1項は、施行期日で、この条例は公職選挙法の一部を改正する法律の施行日と同日の令和2年12月12日から施行するものでございます。

第2項は、適用区分で、選挙公営は、この条例の施行日以降に告示される選挙から適用となり、それ以前のは従前のとおりとするものでございます。

なお、参考資料といたしまして、自動車の使用、ビラ作成、ポスター作成の公営制度を使用するに当たり、それぞれの公営負担の上限額、限度額、限度枚数、手続等につきまして、概要をまとめたものを配付させていただきましたので、御覧いただければと思います。

以上で、議案第53号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 公職選挙法が改正されたことに伴いということでありますけれども、公職選挙法が改正されたことに伴う、いわゆる供託金につきましては、今まで町長選に関しては50万円だったかと思うのですが、町議会議員の選挙については新しく設けられたと思うのですが、その金額が15万とか言われているのですが、そういうような数字でいいのか、またちゃんと根拠を教えてください。

それから、いろいろとビラを作ったり、ポスター作ったりするのが、結局、届出日、いわゆる供託金をして、その証明書を持ったりして届出をしたときということとは、選挙の当日、初日ですよね。そういうときでないとポスターを受け取ったり、ビラ受け取ったりとかできないのでしょうか。それとも、多分そうだろうと思うのですが、

それから、あとはがき等は、また別に今までの公職選挙法にあるとおりな出し方ができるのか、そのビラやポスターの渡し時期と、供託金、あと没収の有効投票の何ぼとかという状態になっているかと思うのですが、ということも分かったら教えていただきたいと。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の質問にお答えいたします。

新井議員言われるように、こちらでも説明しましたが、今回の公職選挙法改正におきまして、議会議員の選挙にも供託金が導入されることになりました。供託金につきましては、15万円でございます。その根拠といいますと、町長選挙が50万、市長選挙が100万円、市議会議員選挙が30万円ですので、その市議会議員選挙の半額の15万円になったと思います。

続きまして、ポスター等の受渡しですか、そちらのほうは候補者の方がポスター、ビラにつきましては作成をしていただいて、うちのほうから承認のシールですか、掲示してもいいというシールをお渡しします、告示の日に。ですので、はがきとかにつきましては今までどおりになります。

あと有効投票率、その供託金が没収される有効投票数なのですけれども、前回の例ですと、前回有効投票数が4,231票、それに議員定数の10を割ります。それをさらに10で割りますので、42票、42.31票になるのですけれども、小数点以下切り捨てで42票が没収点の点となります。

以上になります。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

新井利朗君。

○9番（新井利朗君） あと、車は結局1台で用は足りるのですけれども、人、運転手であつたりとか、ウグイスであつたりとかいうものに関しては、運転手、これは1人だけ認定で、例えば交代要員を用意しておいたり、助手を用意しておいたりしたときには、結局これは個別で負担するという状況でいくわけでしょうか。

それから、公費で負担するにはとにかく金額、この範囲内ということで、理解する、了解すればよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○9番（新井利朗君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 長瀬町議会議員及び長瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。



◎議案第54号～議案第57号の説明

○議長（野口健二君） 日程第6、議案第54号 令和元年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第55号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第56号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第57号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第54号から議案第57号までの令和元年度における一般会計及び各特別会計の

歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和2年7月29日付で監査委員に決算審査の依頼をしたところ、令和2年8月20日付で監査委員から令和元年度決算審査に係る意見書が提出されましたので、同法同条第3項の規定により議会の認定を賜りたくこの案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 次に、各課長の歳入歳出決算概要について、会計管理者兼税務会計課長の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（相馬孝好君） それでは、お手元に配付してございます令和元年度長瀬町一般会計、特別会計歳入歳出決算書により、各会計の決算概要につきまして順次ご説明申し上げます。

決算書の表紙を1枚おめくりいただきまして、目次の次の水色のページを御覧ください。初めに、一般会計の歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

一般会計の歳入決算額は32億7,375万6,990円、歳出決算額は31億3,001万5,532円、歳入歳出差引残額は1億4,374万1,458円でございます。

次に、1ページ、2ページ目を御覧ください。歳入でございますが、表の一番上の欄にありますように、左から款、項、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入未済額との比較で調整してございます。なお、各特別会計の歳入も同様に調整してございます。

初めに、収入済額の主なものでございますが、第1款町税8億4,194万8,279円、第11款地方交付税12億3,177万2,000円、3ページ、4ページに移りまして第15款国庫支出金2億6,567万1,275円、第16款県支出金2億1,237万5,175円、第21款町債2億667万2,000円などとなっております。

次に、1ページ、2ページにお戻りいただきまして、不納欠損額でございますが、第1款町税の216万3,235円でございます。

次に、収入未済額でございますが、第1款町税の1億253万2,487円、3ページ、4ページに移りまして、第13款分担金及び負担金の50万210円、第14款使用料及び手数料の1万3,000円、第17款財産収入の177万4,857円、第20款諸収入の185万3,000円となっております。

5ページ、6ページに移りまして、表の最後の欄の歳入合計でございますが、予算現額は32億9,777万2,000円、調定額は33億8,259万3,779円、収入済額は32億7,375万6,990円、不納欠損額は216万3,235円、収入未済額は1億667万3,554円、予算現額と収入済額との比較は2,401万5,010円でございます。

次に、支出でございますが、7ページ、8ページを御覧ください。表の一番上の欄にありますように、左から款、項、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較で調整してございます。

なお、各特別会計の歳出も同様に調整してございます。

初めに、支出済額の主なものでございますが、第2款総務費の8億5,943万8,677円、第3款民生費の8億4,994万929円、第4款衛生費の4億6,041万9,328円、第8款土木費の1億459万9,809円、9ページ、10ページに移りまして第9款消防費の1億5,985万505円、第10款教育費の2億3,766万9,521円、第12款公債費の3億3,214万8,346円などとなっております。

次に、翌年度繰越額でございますが、7ページ、8ページにお戻りいただきまして、第3款民生費は第1項社会福祉費の多機能型福祉施設整備事業の203万5,000円、9ページ、10ページに移りまして、第10款

教育費は第1項教育総務費の学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の3,390万3,000円、第11款災害復旧費は第1項農林水産施設災害復旧費の林業用施設災害復旧事業の810万円でございます。

次に、表の一番下の欄の歳出合計でございますが、予算現額は32億9,777万2,000円、支出済額は31億3,001万5,532円、翌年度繰越額は4,403万8,000円、不用額は1億2,371万8,468円、予算現額と支出済額との比較は1億6,775万6,468円となっております。

次に、一般会計の最後のページになりますが、114ページを御覧ください。一般会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額は32億7,375万6,990円、2の歳出総額は31億3,001万5,532円、3の歳入歳出差引額は1億4,374万1,458円、4の翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額の871万3,000円でございます。5の実質収支額は1億3,502万8,458円となっております。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、右側のページを御覧ください。国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。国民健康保険特別会計の歳入決算額は8億1,660万2,303円、歳出決算額は7億9,435万6,344円、歳入歳出差引残額は2,224万5,959円でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。115、116ページを御覧ください。初めに、収入済額の主なものでございますが、第1款国民健康保険税の1億3,126万7,237円、第6款県支出金の5億9,885万5,523円、第8款繰入金の5,823万3,003円、第9款繰越金の2,383万4,996円などとなっております。

次に、表の一番下の欄の歳入合計でございますが、予算現額は8億4,244万円、調定額は8億4,298万5,162円、収入済額は8億1,660万2,303円、不納欠損額の67万800円と収入未済額の2,571万2,059円はいずれも国民健康保険税でございます。

最後に、予算現額と収入済額との比較でございますが、2,583万7,697円となっております。

次に、歳出につきましてご説明いたします。117ページ、118ページを御覧ください。初めに、支出済額の主なものでございますが、第2款保険給付費の5億6,379万7,088円、第3款国民健康保険事業費納付金の1億6,674万4,671円となっております。

次に、表の一番下の欄、歳出合計でございますが、予算現額は8億4,244万円、支出済額は7億9,435万6,344円、翌年度繰越額はございません。不用額と予算現額と支出済額との比較は、同額の4,808万3,656円となっております。

次に、少し飛びまして142ページを御覧ください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額は8億1,660万2,303円、2の歳出総額は7億9,435万6,344円、3の歳入歳出差引額は2,224万5,959円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は3の歳入歳出差引額と同額の2,224万5,959円となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、右側のページを御覧ください。介護保険特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。介護保険特別会計の歳入決算額は7億6,163万3,057円、歳出決算額は7億4,208万3,714円、歳入歳出差引残額は1,954万9,343円でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。143ページ、144ページを御覧ください。初めに、収入済額の主なものでございますが、第1款保険料の1億6,351万6,019円、第2款国庫支出金の1億6,151万9,520円、第3款支払基金交付金の1億8,016万2,000円、第4款県支出金の1億776万9,212円、第6款繰入金の9,811万330円などとなっております。

次に、表の一番下の欄の歳入合計でございますが、予算現額は 7 億 6,134 万 7,000 円、調定額は 7 億 6,475 万 4,797 円、収入済額は 7 億 6,163 万 3,057 円、不納欠損額はございません。収入未済額の 312 万 1,740 円は介護保険料でございます。予算現額と収入済額との比較はマイナス 28 万 6,057 円となっております。

次に、歳出につきましてご説明いたします。145、146 ページを御覧ください。初めに、支出済額の主なものでございますが、第 2 款保険給付費の 6 億 5,513 万 5,507 円、第 4 款地域支援事業費の 3,312 万 7,699 円、第 6 款諸支出金の 2,731 万 6,115 円などとなっております。

次に、表の一番下の欄の歳出合計でございますが、予算現額は 7 億 6,134 万 7,000 円、支出済額は 7 億 4,208 万 3,714 円、翌年度繰越額はございません。不用額と予算現額と支出済額との比較は同額の 1,926 万 3,286 円となっております。

次に、少し飛びまして、170 ページを御覧ください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。1 の歳入総額は 7 億 6,163 万 3,057 円、2 の歳出総額は 7 億 4,208 万 3,714 円、3 の歳入歳出差引額は 1,954 万 9,343 円、4 の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5 の実質収支額は 3 の歳入歳出差引額と同額の 1,954 万 9,343 円となっております。

介護保険特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、右側のページを御覧ください。最後に、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。

後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は 1 億 430 万 176 円、歳出決算額は 1 億 277 万 5,496 円、歳入歳出差引残額は 152 万 4,680 円でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。171、172 ページを御覧ください。初めに、収入済額の主なものでございますが、第 1 款後期高齢者医療保険料の 8,018 万 8,810 円、第 3 款繰入金の 2,194 万 3,228 円などがございます。次に、表の一番下の欄の歳入合計でございますが、予算現額は 1 億 632 万 8,000 円、調定額は 1 億 450 万 8,376 円、収入済額は 1 億 430 万 176 円、不納欠損額はございません。収入未済額の 20 万 8,200 円は、後期高齢者医療保険料でございます。予算現額と収入済額との比較は 202 万 7,824 円となっております。

次に、歳出につきましてご説明いたします。173、174 ページを御覧ください。初めに、支出済額の主なものでございますが、第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金の 1 億 170 万 68 円でございます。

次に、表の一番下の欄、歳出合計でございますが、予算現額は 1 億 632 万 8,000 円、支出済額は 1 億 277 万 5,496 円、翌年度繰越額はございませんので、不用額と予算現額と支出済額との比較は、同額の 355 万 2,504 円となっております。

次に、少し飛びまして、184 ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。1 の歳入総額は 1 億 430 万 176 円、2 の支出総額は 1 億 277 万 5,496 円、3 の歳入歳出差引額は 152 万 4,680 円、4 の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5 の実質収支額は 3 の歳入歳出差引額と同額の 152 万 4,680 円となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、以上でございます。

以上で、令和元年度一般会計及び各特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） 次に、各課長より歳入歳出決算内容について説明を求めます。

最初に、総務課長、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、総務課の令和元年度決算概要につきまして、お手元の決算書の歳入

歳出決算事項別明細書に基づきご説明いたします。

決算書の40、41ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額5億3,837万6,000円で、支出済額は5億2,669万3,486円でございます。

第2節の給料と第3節の職員手当等、1枚おめくりいただきまして42、43ページの第4節の共済費は町長、副町長ほか再任用職員を含めた町長部局職員69人分の給与や共済費関係の人件費で、なお特別会計の国保3人、介護1人と、教育長ほか再任用職員を含めた教育委員会部局職員14人の給与や共済費関係の人件費は別会計、別科目となっています。

第8節の報償費の訴訟事務委任に係る弁護士報酬ですが、町道と民地の3点境について、平成29年2月からの訴訟が結審したことによる弁護士へ報酬を支払ったものでございます。

第11節の需用費は、職員研修費、公用車19台の管理費として燃料代、修理代などでございます。

第12節の役務費は行政文書の郵送経費、職員の健康診断や公用車の車検、点検費用の手数料や自動車保険代のほか、町が所有、管理する施設の瑕疵及び業務遂行上、過失に起因する事故について、法律上の損害賠償責任を負う場合の損害などを支払う際の総合賠償保障の保険料などでございます。

第13節委託料の主なものについては、例規システムの運用経費としてのデータ更新委託、職員採用試験等作文採点業務委託及び適性検査業務委託、会計年度任用職員制度導入支援業務委託、また会計年度任用職員の給与等の支払い、管理を行う必要があるため、給与システムの改修業務委託料などでございます。

第14節の使用料及び委託料は、有料道路通行料のほか、例規システム、人事給与システム、個人情報取扱業務ウェブシステムのソフトウェア使用料などでございます。

第19節の負担金、補助及び交付金は、次の44、45ページに続きますが、一部事務組合の負担金として、特別職、一般職の退職手当負担金や秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金のほか、加盟団体への負担金、会費と共催後援事業の補助金、また第6回全国女性町長サミットが当町で開催されたため、参加負担金と実行委員会へ補助金を交付したものでございます。

第26節の寄附金は、県の町村会が主体となりまして、令和元年9月の台風19号に対する千葉県町村会への見舞金として、県内各町村がそれぞれ10万円を支出したものでございます。

次に、46、47ページを御覧ください。下段の第8目交通安全対策費でございますが、予算現額153万9,000円で、支出済額は110万3,217円でございます。交通指導員6名分の報酬、費用弁償、被服費などの活動経費のほか、交通安全対策を実施する際の事務用品、啓発用品の購入、次の48、49ページを御覧ください。第18節の備品購入費は、警備時に使用する携帯無線機3台を購入したものでございます。

第19節の負担金、補助及び交付金は、交通安全関係団体への会費補助金を支出いたしました。

続いて、第9目自治振興対策費でございますが、予算現額566万6,000円で、支出済額は555万9,132円でございます。

第11節の需用費は、防犯灯927基の電気代の支出が主なもので、光熱水費156万8,876円でございます。

第12節の役務費ですが、寄附を受けたLED防犯灯26基の設置及び球切れの交換や移設に伴う手数料でございます。

第19節の負担金、補助及び交付金でございますが、コミュニティ協議会への運営補助金及び地域振興対策補助金として、8行政区に対して集会所の修繕及び備品購入に対して補助金を交付いたしました。また、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金を受けて、長瀬白鳥睦会が整備した大太鼓1台、小太鼓3台及び衣装代に対して助成金250万円を交付したものです。

次に、第10目諸費でございますが、予算現額759万4,000円で、支出済額は708万7,452円でございますが、第1節の報酬は円滑な行政事務を推進するため、正副区長への報酬、第11節の需用費、消耗品は、人権同和団体が開催する研修会の参加資料代、人権啓発用品、参考図書代などでございます。

第12節の役務費は区長回覧に対する配付手数料でございます。

第13節の委託料は、町民を対象とした無料法律相談の弁護士への法律相談委託料でございます。

第19節の負担金補助及び交付金は、防犯や人権・同和対策に係る各種構成団体協議会等への負担金等でございます。

次に、54、55ページを御覧ください。第5項選挙費でございますが、予算現額2,075万7,000円で、第1目選挙管理委員会費の通常経費のほか、令和元年7月20日執行の第2目参議院議員選挙費の経費、次の56、57ページの令和元年8月25日執行の第3目県知事選挙費の経費、平成31年4月7日執行の第4目県議会議員選挙費は、北2区は無投票になりましたが、準備に要した経費、令和元年4月22日執行の第5目町議会議員選挙費の経費、次の58、59ページの令和元年10月27日執行の第6目参議院議員補欠選挙費の経費、合わせて2,072万5,648円を支出いたしました。うち、町議会議員選挙を除きまして、県からの委託金1,535万5,664円を充当して執行したところでございます。主な支出は、選挙管理委員、投票管理者、立会人の報酬、事務従事者への手当、公営ポスター掲示板、投開票に関わる事務用品や投票用紙、入場券の郵送経費及び入場券の作成のための電算委託料、公営ポスター掲示場の設置・撤去委託料、また備品といたしまして県知事選挙において、選挙用事務用パソコンの購入費用などでございます。

次に、70、71ページの上段を御覧ください。第3款民生費、第4項災害救助費、第1目災害救助費は予算現額584万4,000円で、支出済額は581万5,689円でございます。台風19号に伴う災害において災害救助法の適用になったため、災害救助法に基づき、県から事務委任され行った救助に関わった経費として第3節の職員手当等は職員の時間外手当、第11節の消耗品費は飲料水、アルファ米、パンなど避難所で配布した備蓄品の購入、施設修繕費は災害救助法に基づく住宅応急修繕で、大規模半壊2世帯、半壊1世帯の3世帯に対して、1世帯当たり59万5,000円支出したものです。

第12節の役務費の手数料は、避難所で使用した毛布のクリーニング代などでございます。

第21節の貸付金は、住宅が大規模半壊被害を受けた1世帯から、住宅の修繕などに必要なため、災害援護資金の貸付け申請がありまして、規定により170万円の貸付けを行ったものでございます。

次に、90、91ページを御覧ください。第9款消防費、第1項消防費、第1目日常備消防費でございますが、秩父広域市町村圏組合への負担金と秩父消防署北分署の敷地負担金、合わせて1億3,935万3,059円を支出いたしました。北分署の敷地につきましては、関係する長瀬町と皆野町が対応することとなっており、両町で協定を交わし、皆野町に負担金として支出いたしました。

第2目非常備消防費でございますが、予算現額1,390万9,000円で、消防防災の中核として重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るための経費で1,295万9,346円を支出いたしました。

第1節の報酬と第9節の旅費は、消防団員84名への報酬及び費用弁償の出動手当で、第8節の報償費は、退職消防団員2名への退職報奨金や記念品代などでございます。

第11節の需用費は、消防団運営に際しての消耗品や消防車の燃料代、消防車両資機材の修繕費、新入団員への被服費でございます。

第12節の役務費は、消防車の定期点検、車検費用、車両保険、隊員の福祉共済掛金でございます。

第18節の備品購入は、消防車及び可搬ポンプのバッテリー、消防ホース、新入団員用の活動服などでご

ざいます。

第19節の負担金補助及び交付金は、消防団員の公務災害補償等基金負担金、災害補償事務負担金、消防関係団体への負担金のほか、消防団へ運営費交付金を支出いたしました。

第3目消防施設費は、予算現額320万7,000円で、消防詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽、消火栓などの消防施設の維持管理に伴う費用で172万7,302円を支出いたしました。

第11節の需用費は、消防団詰所の電気、水道代などの光熱水費や修繕費で、次の92、93ページを御覧ください。

第12節の役務費は、消防団詰所の浄化槽維持管理費及び法定検査料でございます。

第19節の負担金補助及び交付金は、消火栓の新設のための経費を秩父広域市町村圏組合へ負担金として支払ったものでございます。

第4目防災対策費は、予算現額610万9,000円で、防災行政無線設備の保守委託、県防災情報システムの維持管理のほか、備蓄品の購入などの経費で581万798円を支出いたしました。

第11節の需用費は、防災備蓄品としての飲料水や備蓄用粉ミルク、液体ミルクの購入や避難所用のラジオを購入、また防災行政無線の基地局及び子局放送塔26局の電気料などでございます。

第12節の役務費は、県防災行政無線、町と消防本部との放送連動設備、町防災無線のフリーアクセスの通話料、災害時優先電話などの通話料でございます。

第13節の委託料は、町の防災行政無線の保守点検委託料、また5年に1回の定期検査が義務づけられている移動系基地局の定期検査委託料でございます。

第14節の使用料及び賃借料は、防災行政無線の固定局、子局、中継局、移動局の電波使用料と子局の放送塔9か所の土地借上料でございます。

第15節の工事請負費は、落雷により防災行政無線屋外拡声子局1か所に障害が発生したため、基盤の交換修繕を実施したものです。

第19節の負担金補助及び交付金は、自主防災組織の資機材整備を行った長瀬区に対して補助金を交付したものでございます。

以上で総務課関係の決算概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 次に、企画財政課長、お願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 企画財政課関係の歳出決算概要につきまして、決算書に基づき主なものをご説明いたします。

44ページ、45ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目広報広聴費、予算現額306万6,000円に対しまして、「広報ながとろ」の発行に係る経費として282万7,280円を支出いたしました。

第3目財政管理費、予算現額117万4,000円に対しまして、連結財務書類作成システム構築委託料で54万円、固定資産管理システム利用料で39万2,400円等を支出し、合計で115万2,505円を支出いたしました。

第4目財政調整基金費は、地方財政法第7条に基づき5,738万7,000円を積み立てました。

1つ飛びまして、次のページにもまたがりますが、第6目財産管理費についてご説明いたします。当該目では、公有財産の管理や庁舎の維持管理、物品の管理などに係る経費を計上しております。予算現額6,304万7,000円に対しまして、6,070万5,535円を支出いたしました。この中で、47ページ、第13節委託料、備考欄の下から4行目、公共施設長寿命化計画策定業務委託料1,079万5,400円は、平成30年度から2か年

かけて公共施設の劣化状況等を調査し、公共施設の総量の適正化と維持管理費用の軽減に資することを目的として、長瀬町公共施設長寿命化計画を策定したものでございます。

同じく委託料の備考欄の一番下、庁舎空調設備更新工事設計業務委託料269万5,000円は、空調の氷蓄熱ユニット2台のうち1台が故障したことにより、補正予算を組んで更新工事の設計業務を委託したものでございます。また、第15節工事請負費の備考欄、上から2行目、庁舎昇降機改修工事2,129万6,000円は、老朽化に伴いエレベーターの巻上機交換、内装改修等を行ったものでございます。

その下、庁舎排煙窓修繕工事64万5,418円は、経年劣化により1階の排煙窓が自動で開かない状態となったため、その修繕を行ったものです。これら老朽化に伴う改修工事等の増加により、支出済額は平成30年度に比べて3,094万9,288円の増額となっております。

続きまして、48ページ、49ページを御覧ください。下のほうです。第11目減債基金費は、減債基金に1万円を積み立てました。

第12目ふるさと長瀬応援基金費についてですが、楽天のふるさと納税サイトに加えて、令和元年11月からさとふるでも受付を開始いたしました。その結果、令和元年度には197件、986万4,000円の寄附金が寄せられました。基金利子を合わせた歳入から返礼品の諸経費等を除いた646万7,688円のうち、632万円と平成30年度分の残額を合計した766万4,017円をふるさと長瀬応援基金に積立ていたしました。なお、令和元年度の残額14万7,688円は、今回提案する補正予算案に計上し積み立てる予定です。

第13目公共施設整備基金費は、公共施設整備基金に5,000万円を積み立てました。

次に、50ページ、51ページを御覧ください。第2項企画費、第1目企画総務費でございますが、予算現額8,677万5,000円に対しまして7,600万4,082円を支出いたしました。当該目で計上している予算は、総合行政ネットワークなどの内部情報系システムの運用に係る経費、住民、税務、財務等の基幹系システムの運用に係る経費、移住定住促進事業、住宅取得奨励補助金、秩父定住自立圏の負担金をはじめとした各種負担金などでございます。

この中で、第11節需用費のうち消耗品費245万8,199円ですが、このうち243万5,561円をふるさと納税の返礼品の代金等として支出しております。

第12節役務費のうち手数料180万6,343円ですが、こちらもそのうちの93万7,185円をふるさと納税の手数料として楽天及びさとふるへ支出しております。

第13節委託料1,694万886円の内訳をご説明いたします。備考欄の上から2行目、3行目、4行目につきましては、先ほど申し上げましたシステムの運用に係る経費でございます。中ほど移住定住プロモーション事業業務委託料203万9,994円ですが、こちらはグリットグループホールディングス株式会社に委託し、子育て世帯向け、起業を考えている方向けなど3つのテーマで移住体験ツアーを実施し、33組46名の方にご参加いただきました。

その下、公共交通網形成計画事業支援業務委託料162万円ですが、当町で公共交通の導入を検討すべく、行田市にありますものづくり大学に委託し、平成29年度から事業を開始したものでございます。令和元年度は5月に平成30年度実施の住民意識調査の結果報告会を、7月に実証実験に向けた地域公共交通会議を、8月と9月に住民向けの乗り方説明会を実施いたしました。

その下、コミュニティバス実証実験委託料544万1,213円ですが、公共交通導入に向けた実証実験として秩父丸通タクシー株式会社に委託し、デマンド乗り合いタクシー及び路線バスをそれぞれ約1か月間試験導入したものでございます。これら公共交通に関する事業については、国の地方創生推進交付金を活用し

ております。

一番下、地域おこし協力隊員委託料134万4,196円は、地場産品を使った新たなお土産品の開発を目的に、令和元年11月から新たに地域おこし協力隊を採用したものでございます。現在、地元農家さんたちの協力を得まして、朝採れ野菜をその日のうちに直送するT o r o c o l oながとろ町のおみやげ野菜という事業を試行、試みに行っております。なお、隊員1人当たり400万円を上限に特別交付税が交付されております。

第18節備品購入費139万2,100円ですが、基幹系システムのL 2スイッチングハブの購入に115万5,000円を支出しております。

第19節負担金補助及び交付金3,108万4,095円ですが、備考欄のうち上から5行目、秩父定住自立圏負担金（包括支援分）1,446万3,000円は、第二次秩父定住自立圏共生ビジョンに基づき協定を締結している医療、教育、産業振興などの10の分野で政策を実施するために、中心市である秩父市へ支払う負担金でございます。なお、当該負担金については、全額特別交付税が交付されております。

下から3行目、3つ目、定住促進事業住宅取得奨励補助金1,070万円は、引き続き定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、新たな住宅を取得する費用の一部を助成するものでございます。令和元年度は15世帯、46名の方を対象に補助金を交付いたしました。

次に、少し飛びまして、58ページ、59ページを御覧ください。第6項統計調査費、予算現額122万2,000円対しまして77万9,893円を支出いたしました。主な内容でございますが、次のページを御覧ください。

第3目経済統計調査費76万1,413円は、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施する工業統計調査や事業所及び企業の産業や従業者規模等の基本構造を明らかにすることを目的として実施する経済センサス基礎調査等に係る経費でございます。主に調査員の報酬となっております。経済センサスは5年に1度の調査で、令和3年度に本調査実施となっております。

飛びまして、110ページ、111ページから次の112ページ、113ページを御覧ください。第12款公債費は、予算現額3億3,292万6,000円でございますが、備考欄に記載の内訳のとおり、町債の元金及び利子を合計3億3,214万8,346円償還いたしました。

112ページ、113ページにございます第13款予備費、当初予算額500万のうち78万2,000円を充用いたしました。充用した内容については備考欄に記載しておりますので、ご説明いたします。

まず、一般管理費寄附金10万円は、先ほど総務課長から説明があったとおりでございます。総務課長の説明の中で、台風19号による千葉県への被災と申したかもしれないのですが、こちらは令和元年台風第15号で被災した千葉県の町村に対する寄附金でございます。

社会福祉総務費委託料34万3,000円は、高齢者障がい者いきいきセンターの敷地内でクヌギの木が枯れて倒木の危険があったため、緊急に伐採を実施する必要が生じたことから予備費を充用したものでございます。

保健費、需用費33万9,000円は、消防設備点検の結果、保健センターの自動火災報知設備の受信機が故障しており、全館で動作しない状況であることが判明したため、緊急に修繕する必要が生じたことから予備費を充用したものでございます。各事業とも補正予算では間に合わず、緊急に調整する必要が生じたことから予備費を充用したものでございます。

企画財政課関係の決算概要は以上でございます。

○議長（野口健二君） 会計管理者兼税務会計課長、お願いいたします。

○会計管理者兼税務会計課長（相馬孝好君） それでは、税務会計課関係の歳入歳出決算につきまして、お手元の決算書に基づきご説明申し上げます。

初めに、歳入の町税につきましてご説明いたします。決算書の12、13ページを御覧ください。第1款町税の調定額は9億4,664万4,001円で、対前年度比2.7%、2,484万5,160円の増額となりました。これに対します町税の収入済額は8億4,194万8,279円で、収納率は88.9%となり、前年度より0.2ポイント上昇いたしました。

次に、税目ごとの増減理由と収納率でございますが、第1項町民税、第1目個人、第1節現年課税分の調定額は3億3,667万3,914円で、個人所得や土地の譲渡所得などが増加したことにより、対前年度比5.3%、1,702万168円の増額となりました。これに対します収入済額は3億3,440万6,492円で、収納率は99.3%でございます。

第2節個人の滞納繰越分の調定額は614万6,608円で、平成30年度に高額滞納事案を不納欠損したことにより、対前年度比マイナス71.2%、1,518万5,231円の減額となりました。これに対します収入済額は186万6,449円で、収納率は30.4%でございます。

次に、第2目法人でございますが、第1節現年課税分の調定額は5,428万7,600円で、一部企業の業績が好転したことから、対前年度比13.6%、651万7,000円の増額となりました。これに対します収入済額は5,397万7,600円で、収納率は前年度と同率の99.4%でございます。

第2節法人の滞納繰越分の調定額は92万3,500円で、対前年度比6.8%、5万9,000円の増額となりました。これに対します収入済額は28万3,500円で、収納率は30.7%でございます。第1目個人と第2目法人を合わせた第1項町民税の調定額は3億9,803万1,622円となり、これに対します収入済額は3億9,053万4,041円で、収納率は98.1%でございます。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、第1節現年課税分の調定額は4億224万1,600円で、対前年度比1%、396万5,600円の増額となりました。令和元年度は、固定資産税の評価替えの第2年度に当たり、土地については引き続き地価が下落したことにより、対前年度比マイナス2.4%の減、家屋につきましては滅失による減額はあったものの、新築棟数が33棟あったことにより、対前年度比2.6%の増、償却資産は店舗や工場等の新設に伴う設備投資等が増加したことにより、対前年度比1.8%の増となりました。これに対します収入済額は3億8,227万4,807円で、収納率は95%でございます。

第2節滞納繰越分の調定額は7,975万768円で、企業の倒産による高額滞納事案の影響により対前年度比14.9%、1,330万2,494円の増額となりました。これに対します収入済額は384万6,490円で、収納率は4.8%でございます。

次に、第2目国有資産等所在市町村交付金でございますが、第1節現年課税分の調定額は171万600円で、平成30年度評価替えに伴う影響額が1年遅れで国有資産に反映されたことにより、対前年度比マイナス10%、19万500円の減額となりました。これに対します収入済額は171万600円で、収納率は100%でございます。第1目固定資産税と第2目国有資産等所在市町村交付金を合わせた第2項固定資産税の調定額は2億8,370万2,968円で、対前年度比3%、1,410万7,594円の増額となりました。これに対します収入済額は3億8,783万1,897円で、収納率は80.2%でございます。

次に、第3項軽自動車税、第1目軽自動車税につきましては、第1節現年課税分の調定額は2,529万4,100円で、原付や2輪の登録台数はここ数年減少しておりますが、自家用の軽4輪乗用車の登録台数が増加したことにより、対前年度比3.2%、77万8,900円の増額となりました。これに対します収入済額は

2,489万4,500円で、収納率は98.4%でございます。

第2節滞納繰越分の調定額は109万8,170円で、対前年度比マイナス0.7%、7,400円の減額となりました。これに対します収入済額は17万700円で、収納率は15.5%でございます。

次に、第2目環境性能割でございますが、第1節現年課税分の調定額は10万9,000円で、これに対します収入済額も同額の10万9,000円で、収納率は100%でございます。第1目軽自動車税と第2目環境性能割を合わせた第3項軽自動車税の調定額は2,650万1,270円で、対前年度比3.4%、88万500円の増額となりました。これに対します収入済額は2,517万4,200円で、収納率は95%でございます。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、第1節現年課税分の調定額は3,840万8,141円で、町内における製造たばこの販売本数は減少いたしましたが、増税の影響により、対前年度比3.9%、144万6,129円の増額となりました。これに対します収入済額は3,840万8,141円で、収納率は100%でございます。

次に、町税の不納欠損額についてご説明いたします。引き続き13ページの不納欠損額の欄を御覧ください。初めに、町税の不納欠損額の総額でございますが、一番上の行になりますが、216万3,235円で、対前年度比マイナス86.3%、1,361万8,581円の減額となりました。この減額となった主な要因でございますが、平成30年度は個人住民税において高額な処理事案がございましたが、令和元年度はそのような高額な処理事案がなかったことから減額となったものでございます。

次に、税目ごとの不納欠損額に対する人数と期別件数でございますが、まず個人住民税の滞納繰越分の27万2,125円は5人で25件、法人町民税の滞納繰越分の25万円は1人で5件、固定資産税の滞納繰越分の161万1,310円は20人で143件、軽自動車税の滞納繰越分の2万9,800円は3人で5件となっております。この4税を合わせた延べ29人、期別件数178件、216万3,235円を不納欠損として処分いたしました。

次に、決算書の13ページの一番上の行を御覧ください。現年課税分と滞納繰越分を合計いたしました町税全体の調定額9億4,664万4,001円から、収入済額8億4,194万8,279円と不納欠損額216万3,235円を差し引いた収入未済額1億253万2,487円が翌年度に繰り越されます町税全体の滞納額となります。

町税につきましては以上でございます。

次に、税務会計課が所管いたします町税以外の主な収入につきましてご説明いたします。決算書の20、21ページを御覧ください。中段の第2項手数料、第1項総務手数料、第1節税務手数料のうち、督促手数料の3,640円は、滞納者に督促状を送送する行政手数料として1件当たり70円を徴収していたもので、平成22年を最後に廃止されておりますが、それ以前の滞納額を徴収した際に付随して集まったものでございまして、52期分の督促手数料でございます。その下の税務手数料の44万9,570円は、窓口で交付した各種証明書や土地台帳等の閲覧に係る手数料でございます。

少し飛びまして、28、29ページを御覧ください。中段の第3項県委託金、第1目総務費県委託金、第2節徴税費県委託金の個人県民税徴収県委託金の1,078万9,668円は、町が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を県が補填しているもので、納税義務者数1人当たり3,000円で算定されております。

次に、30、31ページを御覧ください。中段の第17款財産収入、第1項財産運用収入、第2目基金利子、第1節基金利子の11万6,912円は、財政調整基金をはじめとする各種基金を埼玉りそな銀行やJ Aちちぶ、それから埼玉信用組合に定期預金として半年または1年間預け入れた預金利子でございます。

次に、32、33ページを御覧ください。中段の第20款緒収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金、第1節延滞金の252万7,536円は、税金を滞納した場合に、その納付遅延に対して課せられる徴収金

でございます。この延滞金の年率につきましては、滞納額に対して14.6%と法律で定められておりますが、現在、特例措置により年率8.9%となっております。また、納付期限の翌日から一月を経過する日までの間については、年率が2.6%と低率に抑えられております。

下段の第5項雑入、第2目雑入、第1節県収入証紙売りさばき手数料のうち、県収入証紙売りさばき手数料の2万3,100円は、令和元年度に購入した県収入証紙の買受け代金の3.3%に相当する額となっております。その下、県収入証紙売りさばき手数料の71万9,150円は、出納の窓口において販売した県収入証紙の販売代金でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続いて、歳出につきましてご説明いたします。決算書の44、45ページを御覧ください。下段の第5目会計管理費の予算現額は119万5,000円で、支出済額は111万1,621円でございます。業務の内容でございますが、交付金の収入、支出、手続の審査、確認業務をはじめ資金運用、決算の調整、県収入証紙の売りさばきなどの業務を行うものでございます。

主な支出といたしましては、第11節需用費のうち消耗品の72万4,977円は、県収入証紙買受け代金の70万円とゴム印や源泉徴収票の用紙などの事務用品代でございます。その下の印刷製本費の14万400円は、決算書50冊分の印刷代でございます。

第12節役務費のうち通信運搬費の3万9,147円は、指定金融機関である埼玉りそな銀行へ支払いデータを送信するためのE Bシステム利用に係る電話回線使用料でございます。その下の手数料の20万4,897円は、E Bシステム利用サービスの取扱手数料や役場の公共料金の支払いを口座振替で行う公振くんの使用手数料等でございます。

次に、50、51ページを御覧ください。下段の第3項徴税費でございますが、予算現額2,974万7,000円に対しまして、支出済額は2,679万5,216円で、不用額は64万9,675円となりました。

次に、52、53ページを御覧ください。第1目税務総務費の予算現額は308万5,000円で、支出済額は252万7,189円でございます。業務の内容でございますが、税務事務の管理的業務をはじめ、固定資産税評価審査委員会や固定資産評価員の設置を行うものでございます。

主な支出といたしましては、第11節需用費の消耗品は、加除式例規の追録代、それから参考図書代でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、備考欄にあります税務関係団体への負担金や会費でございます。

次に、中段の第2目賦課徴収費の予算現額は2,666万2,000円で、支出済額は2,426万8,027円でございます。業務の内容でございますが、町税の公平かつ適正な賦課徴収を行い、安定した財源を確保するためのものでございます。

主な支出といたしましては、第11節需用費の消耗品は、賦課徴収事務に使用する封筒やカラープリンター用のトナー代でございます。その下の印刷製本費は、各種帳票類の印刷代でございます。

第12節役務費の通信運搬費は、コンビニ収納システムに係るデータ取得用の電話代でございます。その下の手数料は、口座振替やコンビニ収納、軽自動車情報提供サービス等の手数料でございます。

第13節委託料は、税目ごとの課税データを一括管理し、適正かつ迅速に処理するための電算業務委託料をはじめ、固定資産の正確な把握と適正な評価を行うための各種業務委託料でございます。

第14節使用料及び賃借料は、賦課徴収事務の効率化を図る上で必要不可欠な税目別システムのソフトウェア利用料や地方税電子申告サービス利用料等でございます。

第23節償還金利子及び割引料は、過年度に賦課徴収した町税に係る過誤納還付金及び還付加算金でございます。

税務会計課関係の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 暫時休憩いたします。40分をお願いします。

休憩 午後4時26分

再開 午後4時40分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎会議時間の延長

○議長（野口健二君） ここで会議時間を延長させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） では、町民課長、お願いします。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、町民課関係の決算につきまして歳入歳出決算書事項別明細書によりご説明させていただきます。

決算書の54、55ページを御覧ください。第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費は、予算現額が1,387万6,000円、支出済額は1,322万7,621円でございます。主な事業でございますが、戸籍法に基づく戸籍の記載処理業務、外国人登録、印鑑登録、住民基本台帳法に基づく住民の居住の管理業務等に係る費用でございます。

第13節の委託料は、戸籍総合システム、住民基本台帳ネットワークなどの各種システムの保守委託料でございます。

第14節使用料及び賃借料は、戸籍総合システム、住基システム、住民基本台帳ネットワーク機器の借上料などでございます。

第19節負担金、補助及び交付金の旅券発給事務負担金は、事務委任を行っております秩父市パスポート発給業務等に係る負担金でございます。

次に、64ページ、65ページの中ほどを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費は、予算現額が8,206万1,000円、支出済額は7,899万7,245円でございます。主な事業でございますが、国民健康保険特別会計の円滑な運営を図るための繰り出しを行う国民健康保険事業、重度心身障害者や、その家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る重度心身障害者医療費支給事業、独り親家庭等に対して医療費の一部を支給するひとり親家庭等医療費支給事業となっております。

第20節扶助費は重度心身障害者医療給付費及びひとり親家庭等医療給付費に要した費用で、第28節繰出

金は国保特別会計への保険基盤安定、事務費、出産育児一時金、財政安定化支援事業に係る繰り出しを行ったものでございます。

次に、第4目老人保健費でございますが、予算現額が1億812万2,000円、支出済額は1億766万1,747円でございます。主な事業でございますが、後期高齢者医療制度の一般会計分の経費の負担を行う後期高齢者医療事業でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は後期高齢者医療制度を運営する埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費や療養給付費に係る負担金として、第28節繰出金は65歳以上で一定の障害のある方を含む75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度に必要な経費として、保険基盤安定分、事務費分を繰り出したものでございます。

次に、68、69ページの下段を御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費は、予算現額が1,989万3,000円、支出済額は1,902万8,020円でございます。主な事業でございますが、ゼロ歳児から高校卒業までの子供の医療費を支給し、経済的負担及び福祉の向上を図るこども医療費支給事業に伴う費用でございます。

第20節扶助費は、こども医療給付費に要した費用でございます。

次に、第3款民生費、第3項国民年金費、第1目国民年金総務費は、予算現額が42万1,000円、支出済額は39万2,662円でございます。主な事業でございますが、国民年金制度に係る事務のうち厚生労働省からの法定受託事務として、国民年金制度の啓発や各年金事務の申請等に係る費用でございます。

第13節委託料は、産前産後期間の保険料免除に係るシステム改修委託料でございます。

次に、70、71ページの中ほどを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費は、予算現額が634万4,000円、支出済額は576万7,349円でございます。主な事業でございますが、狂犬病予防法に基づく犬の登録管理や狂犬病予防注射などを実施している衛生一般事業、町内のごみの減量化、リサイクルの向上や生活環境の悪化を防止するため、散乱ごみのパトロールや撤去などを行う廃棄物一般事業に係る費用でございます。

第8節報償費の主な内容は、有価物を回収した団体に、回収物1キロにつき報奨金3.5円を交付したものでございます。

第13節委託料の長瀬町環境美化業務委託料は、岩畳周辺や国・県道、町道、林道などのごみの散乱が激しい箇所の清掃や不法投棄パトロールを長瀬町シルバー人材センターに委託したものでございます。また、台風19号被害による災害ごみの収集運搬業務を委託したほか、公共施設のPCB含有の疑いのある機器について、PCB含有分析を行い、適正に処分しました。

次に、第2目環境衛生費でございますが、予算現額が1,155万4,000円、支出済額は1,141万5,220円でございます。主な事業でございますが、72、73ページを御覧ください。公害防止を推進している環境衛生事業、急速充電器の維持管理を行う温暖化対策事業、自然歩道の適正な維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、埼玉県自然公園条例に基づき申請業務、現地調査、巡視パトロールなどを行っている県立自然公園特別地域保護管理事業、秩父広域市町村圏組合の火葬場の共同処理事業となっております。

第13節委託料の台風19号被害による床下・床上浸水消毒業務委託料は、台風により浸水した一般家庭を対象に感染症予防のため宅内消毒を行い、住環境の回復を図りました。

第19節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合で共同処理を行っている斎場費分の負担金でございます。

次に、下段でございますが、第2項清掃費、第1目塵芥処理費は、予算現額が4,878万8,000円、支出済額も同額となっております。主な事業でございますが、秩父広域市町村圏組合としてごみ処理の共同処理を行っている清掃事業でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の清掃費に係る負担金で、処理されたトン数に基づき、算定された費用を負担するものでございます。

次に、第2目し尿処理費でございますが、予算現額が2億8,226万1,000円、支出済額は2億8,142万3,000円でございます。主な事業でございますが、74、75ページを御覧ください。皆野・長瀬下水道組合の特定環境保全公共下水道事業の整備を推進している下水道事業や、し尿処理に係るし尿処理事業のほか、公共下水道の認可区域外において合併処理浄化槽の設置を進める合併処理浄化槽設置整備事業でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、これらの事業を実施するため、長瀬町負担分の支払いを行ったものでございます。なお、浄化槽市町村整備型分は、公共下水道の認可区域外におきまして平成24年度から実施しております浄化槽市町村整備型事業に係る負担金で、13基分の負担金となっております。

次に、第3項上水道費、第1目上水道費は、予算現額が6,873万円、支出済額は6,865万5,000円でございます。主な事業でございますが、秩父地域水道事業の統合に関する覚書により、水道事業の経営基盤、技術基盤の強化と安定した経営を行うことにより、上水の安全で安心な水道水を安定的に供給を行うことを目的として、1市4町の水道事業を統合し、秩父広域市町村圏組合で行っている上水道事業となっております。

第19節負担金、補助及び交付金は、秩父広域水道高料金対策補助金や簡易水道に関する不採算経費補助金などで、第24節投資及び出資金は旧宮沢区簡易水道統合事業に対する簡易水道償還元金出資金や、生活基盤施設耐震化事業出資金は秩父圏域の上水道の安定供給を図るため、繰り出し基準に基づき出資を行ったものでございます。

一般会計分の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、令和元年度国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。国民健康保険につきましては、平成30年4月から財政運営の責任主体が市町村から県に移行しております。

初めに、令和2年3月末現在の被保険者数でございますが、前年度末と比較しまして47人減の1,837人でございます。

それでは、令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書に基づきましてご説明いたします。決算書の120、121ページを御覧ください。

まず、歳入でございますが、第1款第1項国民健康保険税は、予算現額1億2,909万5,000円、調定額1億5,765万96円、収入済額1億3,126万7,237円で、不納欠損額につきましては67万800円でございます。国民健康保険税は、国保歳入の16.1%を占めております。

次に、122、123ページを御覧ください。第6款県支出金、第1項県補助金でございますが、予算現額6億2,992万7,000円、調定額5億9,885万5,523円、収入済額も同額で普通交付金と特別交付金でございます。普通交付金につきましては市町村が行う保険給付の実績に応じて交付されるもので、特別交付金は糖尿病等の重症化予防や保険税収納率向上に対して交付されるものでございます。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金は、予算現額が5,823万4,000円、調定額は5,823万3,003円、収入済額も同額でございます。安定した国保運営を図るため一般会計から繰り入れたもので、詳細につき

ましては備考欄にお示ししてあるとおりでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。130、131ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額2,872万1,000円、支出済額2,746万6,623円で、主な事業は国民健康保険事業に従事する職員に係る一般管理事業などとなっております。

内訳でございますが、職員の給料、手当のほか、第12節役務費は被保険者証の郵送料や国保連合会電算処理に係る手数料となっております。

第13節委託料は、被保険者証印刷などの業務委託、また医療機関から請求されるレセプトの内容点検の業務委託を行う経費でございます。

次に、132、133ページを御覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費は、予算現額5億2,894万3,000円、支出済額4億9,122万8,221円で、第1目一般被保険者療養給付費及び第2目退職被保険者等療養給付費は、被保険者の疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスに対する保険者負担分の給付を行ったものでございます。

また、第3目一般被保険者療養費は、補装具を作製した場合や整骨院などを受診した際に給付を行ったものでございます。

次に、第2項高額療養費は、予算現額7,445万2,000円、支出済額7,176万8,866円で、高額療養費は被保険者の過重な負担の軽減を図るために設けられたもので、被保険者の1か月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給したものでございます。

次に、134、135ページを御覧ください。第3款国民健康保険事業費納付金は、市町村が支払う保険給付費等の財源を県が市町村に交付するための財源として県が市町村から徴収するもので、第1項医療給付費は予算現額1億716万4,000円、支出済額1億716万3,480円で、医療給付費の費用に充てるため、財政運営の責任主体である埼玉県へ納付したものでございます。

次に、下段から次のページにかけてでございますが、第2項後期高齢者支援金分は、予算現額4,706万8,000円、支出済額4,706万7,140円で、後期高齢者支援金の費用に充てるため、埼玉県へ納付したものでございます。

次に、第3項介護納付金は、予算現額1,251万5,000円、支出済額1,251万4,051円で、介護保険の財源として埼玉県へ納付したものでございます。

次に、第5款保健事業費、第1項保健事業費は、予算現額73万4,000円、支出済額73万1,671円で、健康寿命の伸長と医療費の削減を目的とした健康マイレージに関連した費用が主なものとなっております。

次に、第2項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費は、予算現額1,008万5,000円、支出済額795万6,689円で、生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制することを目的に実施する健康診査、保健指導に要した費用で、138、139ページ上段になりますが、第13節委託料は、秩父郡市医師会などで行った特定健康診査委託料及び委託契約を締結している医療機関で人間ドックを受診した場合に支払う生活習慣病予防健診委託料となっております。

第19節負担金、補助及び交付金は、委託契約を締結していない医療機関で人間ドックを受診した場合に支払う生活習慣病予防健診補助金となっております。

次に、第6款第1項基金積立金、予算現額2,142万6,000円、支出済額は同額でございます。国民健康保険財政調整基金へ積立てを行ったものでございます。

次に、ページは飛びますが、189ページを御覧ください。ページの真ん中辺になりますが、5の国民健

康保険の基金の運用状況でございます。（１）国民健康保険財政調整基金の前年度末現在高は7,451万9,000円で、積立てを2,142万6,000円行った結果、決算年度末現在高は9,594万5,000円となっております。

次に、（２）高額療養費支払資金貸付基金は、令和元年度末現在高は100万円となっております。なお、令和元年度中に貸付けは行っておりません。

実質収支に関する調書につきましては、会計管理者が説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、令和元年度後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。初めに、令和２年３月末現在の被保険者数でございますが、前年度末と比較しまして65人増の1,405人となっております。

それでは、令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書に基づきましてご説明いたします。176、177ページを御覧ください。まず、歳入についてでございますが、第１款第１項後期高齢者医療保険料でございますが、予算現額8,222万8,000円、調定額8,039万7,010円、収入済額は8,018万8,810円でございます。

保険料収納状況でございますが、現年賦課分については99.7％で、特別徴収分が100％、普通徴収分は99.2％でございます。滞納繰越分でございますが、前年度からの繰り越した保険料はございません。現年賦課分の収納率は、前年比マイナス0.3％でございました。この保険料は、歳入全体の76.9％を占めております。なお、保険料の均等割軽減措置を949名の方が受けております。

次に、第３款繰入金、第１項第１目一般会計繰入金でございますが、予算現額2,194万4,000円、調定額2,194万3,228円で、収入済額は同額でございます。このうちの保険基盤安定繰入金は、高齢者の医療の確保に関する法律第99条第１項で、保険料の減額賦課に基づき減額した額の総額を基礎として算出した額を後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならないと市町村の特別会計への繰入れが定められており、これに基づくものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。180、181ページを御覧ください。第１款総務費、予算現額91万4,000円、支出済額83万1,428円でございますが、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための保険料の徴収、被保険者証の交付、被保険者からの給付に係る申請受付などの事務費用に要する費用でございます。

次に、第２款第１項後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額１億416万5,000円、支出済額１億170万68円でございます。広域連合納付金は、歳出全体の99.0％を占めております。この納付金でございますが、広域連合へ納付するもので、町で徴収した保険料や保険基盤安定負担金でございます。

なお、実質収支に関する調書につきましては、会計管理者が説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で、町民課関係の決算の説明を終わらせていただきます。

○議長（野口健二君） 次に、健康福祉課長、お願いいたします。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、健康福祉課関係につきまして決算書に基づき説明させていただきます。詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により主なものについて説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、決算書18、19ページを御覧ください。第13款分担金及び負担金、第１項負担金、第１目民生費負担金でございますが、調定額から収入済額及び不納欠損額を差し引いた収入未済

額は、保育園保護者負担金、放課後児童クラブ保護者負担金などの民生費負担金ではございませんでした。なお、昨年10月からの幼児教育・保育無償化の影響から、保育園保護者負担金現年度分は前年度から大きく減少しております。

次に、決算書の30、31ページを御覧ください。第18款寄附金、第1項寄附金、第3目民生費寄附金でございますが、ボランティア活動推進のための寄附金30万円を採納したものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。決算書の60、61ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費でございますが、予算現額2億931万5,000円で、支出済額は1億9,573万9,882円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第8節報償費20万3,178円でございますが、知的及び身体障害相談員2名、健康福祉推進委員会委員の報償費、100歳の祝いの花代でございます。

第13節委託料680万722円でございますが、62、63ページにまたがっております。高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料、子ども・子育て支援計画策定業務に伴う委託料、また高齢者障がい者いきいきセンターのクヌギの木が倒れるおそれがあったため、予備費を充当した伐採委託料などがございます。

第19節負担金、補助及び交付金1億6,666万4,343円でございますが、障害者自立支援法に基づく各種給付費負担金、自立支援医療費（更生医療）負担金、民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの関係団体への補助、負担金などがございます。なお、繰越明許203万5,000円でございますが、社会福祉法人秩父市社会福祉事業団の多機能型福祉施設に対する補助金でございます。

第20節扶助費629万9,596円でございますが、在宅で生活している重度心身障害の方への手当の支給、福祉タクシー利用助成、日常生活用具給付費、補装具費に対する給付などがございます。

次に、第2目老人福祉費でございますが、予算現額1,034万2,000円で、支出済額は885万3,783円ございました。

主な内容についてご説明いたします。第13節委託料388万8,024円でございますが、老人保護措置委託料や緊急通報システム管理委託料などがございます。

64、65ページを御覧ください。第14節使用料及び賃借料356万5,895円でございますが、特別養護老人ホームながとろ苑敷地に係る土地借上料及び緊急通報システム機器借上料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金105万8,604円でございますが、老人クラブ連合会等への補助金でございます。

第20節扶助費29万6,000円でございますが、寝たきり老人及びその介護者への手当でございます。

同ページ下部を御覧ください。第5目介護保険費でございますが、予算現額9,903万7,000円で、支出済額は9,847万2,418円でございます。

主な内容について説明いたします。66、67ページを御覧ください。第28節繰出金9,811万330円は、法定負担分として、また事業運営に要する事務費等の介護保険特別会計への繰出金でございます。

次に、第6目地域福祉基金費でございますが、予算現額30万円で、支出済額は同額でございます。ボランティア活動推進のための寄附金30万円をいただきましたので、地域福祉基金に積み立てしたものでございます。なお、令和元年度末現在高は221万8,000円でございます。

次に、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費でございますが、予算現額3億4,863万1,000円で、支出済額は3億3,467万9,483円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第7節賃金1,244万6,223円でございますが、放課後児童クラブ室、

多世代ふれ愛ベース長瀬運営に伴う職員賃金でございます。

第8節報償費194万1,022円でございますが、子育て相談事業の臨床心理士や子育て支援事業に伴う協力員、児童虐待防止事業講師に係る費用でございます。

第11節需用費119万1,513円でございますが、事業実施や施設管理のための消耗品費、多世代ふれ愛ベース長瀬の光熱水費等でございます。

第13節委託料2億1,730万2,172円でございますが、保育所運営委託料、認定こども園運営委託料、民間の放課後児童クラブ委託料、幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修委託料などでございます。

68、69ページを御覧ください。第19節負担金、補助及び交付金1,274万370円でございますが、一時預かり、障害児保育、延長保育などへの補助金等でございます。

第20節扶助費8,537万8,850円でございますが、児童手当や子育て支援金等に係る費用でございます。

次に、衛生費関係についてご説明いたします。72、73ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費でございますが、予算現額2,060万9,000円で、支出済額は2,041万7,764円ございました。

主な内容についてご説明いたします。第11節需用費143万4,121円でございますが、保健センターの電気、ガス、上下水道代や火災報知器設備修繕、予備費充当等でございます。

第13節委託料210万8,091円でございますが、保健センターの設備の保守や警備委託料、健康増進計画、食育推進計画策定委託料、健康管理システム改修業務委託料でございます。

第14節使用料及び賃借料188万9,888円でございますが、保健センター敷地の借上料や健康管理システムソフト使用料、AEDリース料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金1,481万3,400円でございますが、秩父広域市町村圏組合（救急医療施設費）やちちぶ医療協議会の負担金などでございます。

次に、第4項公衆衛生費、第1目予防費でございますが、74、75ページを御覧ください。予算現額2,630万3,000円で、支出済額は2,395万2,995円でございます。

主な内容についてご説明いたします。第8節報償費191万円でございますが、予防接種や各種検診事業に係る医師、歯科医師や看護師などに係る費用でございます。

第13節委託料1,857万8,241円、これは76、77ページにかけてでございますが、各種がん検診、妊婦健診、各種予防接種、後期高齢者の人間ドックなどの費用でございます。

第19節負担金、補助及び交付金125万7,605円でございますが、秩父広域市町村圏組合の結核予防費負担金や後期高齢者人間ドックの契約期間外での受診補助、骨髄移植ドナーへの補助、不妊・不育治療費補助、令和元年度から開始したコバトン健康マイレージ事業の県負担金などでございます。

第20節扶助費72万9,655円でございますが、未熟児養育医療費でございます。

以上で、一般会計分の説明を終わります。

続きまして、令和元年度長瀬町介護保険特別会計について説明いたします。詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。

決算書の148、149ページを御覧ください。初めに、歳入、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料でございますが、内訳は、調定額は1億6,663万7,759円で、収入済額は1億6,351万6,019円で、収納率は98.1%ございました。この数値は、昨年度の収納率と比較して0.2%減でございます。不納欠損額はございませんでした。収入未済額は312万1,740円で、昨年と比べまして25万3,051円の

増加となっております。

次に、第2款国庫支出金は、調定額、収入済額とも1億6,151万9,520円で、保険給付費、介護予防や任意事業に係る地域支援事業、また包括支援センターの運営事業費等の事業として、それぞれの法定割合分に応じて交付されるものでございます。

次に、第3款支払基金交付金は、調定額、収入済額とも1億8,016万2,000円で、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金から保険給付費や地域支援事業費の財源として法定割合分が交付されたものでございます。

次の150、151ページを御覧ください。次の第4款県支出金は、調定額、収入済額とも1億776万9,212円で、保険給付費や介護予防事業、任意事業に係る地域支援事業の財源として法定割合分に応じて県から交付されたものでございます。

次に、第6款繰入金は調定額、収入済額とも9,811万330円で、保険給付費や地域支援事業費の各種介護予防事業、任意事業等の実施に係るための財源として、町の法定割合分及び事務費に係る費用を一般会計から繰り入れたものでございます。

続きまして、歳出でございますが、156、157ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額195万3,000円、支出済額184万6,299円で、介護保険システムに係るソフトウェア使用料や改修業務委託料などでございます。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費は、予算現額65万4,000円、支出済額が50万4,473円でございますが、保険料賦課徴収のための電算処理業務委託料や郵送費などでございます。

第3項介護認定審査会費、第1目認定調査費は、予算現額527万円、支出済額が414万6,925円で、介護保険サービスを受けるために必要な主治医意見書の手数料や認定調査員の賃金などでございます。

158、159ページを御覧ください。第2目認定審査会共同設置負担金は、予算現額472万7,000円で、支出済額は同額でございます。秩父広域市町村圏組合に共同設置しております介護認定審査会負担金でございます。

第2款保険給付費、第1項介護保険サービス等諸費は、要介護者の皆さん方が介護サービスを受けた場合に係る介護給付費となっております。

主な内容についてご説明いたします。第1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などの居宅で受けた給付費で、予算現額1億8,479万9,000円で、支出済額が1億8,114万6,640円で行いました。

第2目地域密着型介護サービス給付費は、住み慣れた地域を離れずに生活が続けられるように、地域の特性に応じた体制で提供するための給付費で、予算現額6,728万8,000円で、支出済額が6,728万6,742円で行いました。

第3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等に要した費用で、予算現額3億1,774万9,000円で、支出済額が3億1,346万9,738円で行いました。

第6目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業者がケアプランを立てた場合に給付される費用で、予算現額2,411万2,000円で、支出済額が2,388万6,805円で行いました。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の皆さんが介護予防サービスを受けた場合に係る給付費となっております。

主な内容についてご説明いたします。第1目介護予防サービス給付費は、予算現額1,841万3,000円、支出済額が1,807万2,068円で、通所介護予防などを利用した場合の費用でございます。

160、161ページを御覧ください。第5目介護予防サービス計画給付費は、予算現額324万6,000円、支出済額が322万980円で、地域包括支援センターや委託を受けた民間介護支援事業者がケアプランを立てた場合に支給される費用でございます。

第4項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス等費は、予算現額1,396万8,000円、支出済額が1,391万3,484円で、要介護者や要支援者が支払った額が世帯合計で一定額を超えた場合、高額介護サービスとして超えた分が払い戻される費用でございます。

第5項高額医療合算介護サービス等費、第1目高額医療合算介護サービス等費は、予算現額200万円、支出済額が180万9,783円で、高額医療と高額介護サービスとして支払った額が一定額を超えた場合、払い戻される費用でございます。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス等費は、予算現額3,025万2,000円、支出済額が2,843万3,444円で、低所得者の認定者が施設サービスまたは短期入所サービスを利用した際の食費、居住費について、国が定めた基準費用額から利用者の所得段階などに応じた負担限度額の差額を支給するものでございます。

162、163ページを御覧ください。第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費は、予算現額1,578万9,000円、支出済額が1,525万2,265円で、サービス提供事業所を訪れてサービスを受けた場合や、反対に居宅に訪問してサービスを受けた場合の給付費でございます。

第2項一般介護予防事業費、第1目の一般介護予防事業費は、予算現額328万1,000円、支出済額261万9,982円で、65歳以上の高齢者を対象に元気モリモリ体操、足腰らくらく教室、歌の教室などの実施に要した費用でございます。

第3項包括的支援事業・任意事業費、第1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、予算現額827万1,000円、支出済額813万2,612円で、地域包括支援センターに配置している職員給与等でございます。

次に、164、165ページを御覧ください。第2目任意事業費は、予算現額117万3,000円、支出済額46万7,715円で、在宅で生活する要介護者等で常時介護用品を利用せざるを得ない者に対しての紙おむつの支給事業、また令和元年度から実施した高齢者配食サービス委託料が主なものでございます。

第4目生活支援体制整備事業費は、予算現額351万4,000円、支出済額350万2,626円で、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるために、地域で支え合い、助け合いのできる町を目指す事業で、社会福祉協議会に委託した費用などでございます。

第5目認知症総合支援事業費は、予算現額70万9,000円、支出済額31万8,204円で、認知症カフェの開催や認知症ケア向上に関する費用などが主なものでございます。

次に、166、167ページを御覧ください。第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金は介護保険事業に要する費用の不足に充てるため設置している基金であり、1,508万4,000円を積み立て、令和元年度末現在高は1億2,664万1,000円でございます。

実質収支でございますが、会計管理者が説明いたしましたので省略いたします。

以上で、健康福祉課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎延会について

○議長（野口健二君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（野口健二君） 次会の日程をご報告いたします。

明日17日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、議事日程は、開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承ください。



◎延会の宣告

○議長（野口健二君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後5時29分

令和 2 年第 4 回長瀬町議会定例会 第 2 日

令和 2 年 9 月 1 7 日（木曜日）

議 事 日 程 （第 2 号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第 5 4 号～議案第 5 7 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 8 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 9 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6 0 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6 1 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6 2 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6 3 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6 4 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6 5 号の説明、質疑、討論、採決

1、発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議会運営委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	板谷定美君	2番	井上悟史君
3番	野原隆男君	4番	岩田務君
5番	村田徹也君	6番	野口健二君
7番	関口雅敬君	8番	大島瑠美子君
9番	新井利朗君	10番	染野光谷君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤タキ江君	副町長	齊藤英夫君
教育長	野口清君	総務課長	福島賢一君
企画財政課長	大栗徹君	会計課長 （兼） 管理課長 （兼） 税務課長	相馬孝好君
町民課長	福島俊晴君	健康福祉課長	中畝康雄君
産業観光課長	玉川真君	建設課長	若林智君
教育次長	内田千栄子君	代表委員 （兼） 監査委員	田島毅君

事務局職員出席者

事務局長	野口晃	書記	石川正木
------	-----	----	------

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（野口健二君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席人数は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野口健二君） 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（野口健二君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、お手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力をお願いします。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第54号～議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第1、議案第54号 令和元年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第55号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第56号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第57号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

前日に引き続き、産業観光課長をお願いいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 皆さん、おはようございます。それでは、産業観光課の決算につきまして、決算書に基づきご説明させていただきます。

まず、決算書の76、77ページを御覧ください。第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費の予算現額は14万2,000円で、支出済額は14万2,000円となります。主な支出といたしましては、第19節負担金、補助及び交付金で、関係機関・団体へ支出したものでございます。秩父地区労働基準協会会長瀬支部へ5万7,000円、新卒者就職激励会に3万5,000円、秩父地区メーデー実行委員会に3万5,000円、埼玉県雇用開発協会に対して1万5,000円の補助、助成を行いました。

第2目労働対策費につきましては、教育委員会の所管業務となりますので、説明は省略させていただきます。

ます。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費の予算現額は622万5,000円で、支出済額は557万5,720円となります。こちらは農業委員会の円滑な運営を図るための経費で、主な支出といたしましては、第1節の報酬で農業委員13名への報酬342万2,800円、決算書、次のページ、78、79ページを御覧ください。農地利用最適化推進委員4名への報酬104万3,200円でございます。

第13節委託料の農業委員会総会会議録作成業務委託料26万9,500円は、総会会議録を作成する業務委託料となります。

第14節使用料及び賃借料の農業行政システム使用料52万3,200円は、農業行政システムのソフトウェア使用料でございます。

第2目農業総務費の予算現額は58万4,000円で、支出済額は58万620円となります。主な支出といたしましては、第19節負担金、補助及び交付金の農林業関係団体の構成員としての負担金や補助金の支払いで、備考欄にあります関係機関・団体へ56万5,000円を支出したものでございます。

第3目農業振興費の予算現額は276万9,000円で、支出済額は158万6,007円となります。事業の内容は、有害鳥獣駆除、生産団体の育成、種苗費や農業施設整備への助成等でございます。主な支出といたしましては、第13節委託料の有害鳥獣捕獲事業委託料40万円、こちらは長瀬狩猟クラブへの駆除を委託しているものでございます。

第19節負担金、補助及び交付金の71万8,511円の支払いにつきましては、農業振興対策事業の補助金や有害鳥獣被害防止対策関連の補助金及び交付金を支出しております。

決算書80、81ページを御覧ください。第4目緑の村管理費の予算現額は676万3,000円で、支出済額は620万6,717円となります。事業の内容は、緑の村の維持管理と花の里の運営経費で、主な支出といたしましては、第13節委託料の218万9,212円のうち、宝登山地域周辺維持管理業務委託料178万9,612円及び園地四季の丘管理業務委託料39万9,600円は、施設周辺の環境を保全するため、除草作業を長瀬町シルバー人材センター及び宝登興業へ委託して、実施したものでございます。

第14節使用料及び賃借料の343万713円は、主に緑の村の施設用地として8名の地主の方から賃借している約2万200平米の土地の賃借、借上料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金の56万円は、住民参加型の花づくり活動を支援するため、長瀬町花の里づくり実行委員会に対して助成を行ったものでございます。

第2項林業費、第1目林業総務費の予算現額は1,862万2,000円で、支出済額は1,861万8,000円となります。事業の内容は、緑の少年団への助成をはじめ、里山平地林再生事業など森林緑化を図るための事業で、主な支出といたしましては第13節委託料の1,800万円は里山平地林再生事業業務委託料で、県の10分の10補助事業を活用いたしまして、森林の景観向上や生物多様化の保全など森林の持つ公益的機能を回復させるために、岩田、井戸地内の山林の枯損木等の除去及び伐採等、あと下草刈りを秩父広域森林組合へ委託し、実施したものでございます。

第2目林業振興費の予算現額は91万4,000円で、支出済額は62万3,261円となります。事業の内容は、松を守るための松くい虫予防薬剤の注入を実施したことと、秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会の負担金でございます。

第3目林業費の予算現額は258万3,000円で、支出済額は94万9,430円となります。事業の内容は、主要な林道の施設修繕、草刈り、枯損木の伐採等を行ったもので、主な支出といたしましては、第11節需用費

の61万4,130円のうち、施設修繕費49万930円は台風19号などに伴う影響で発生した土砂、倒木などの撤去作業を実施したものでございます。

決算書82、83ページを御覧ください。第13節委託料の林道除草作業業務委託料20万円は、林道の除草作業を長瀬町シルバー人材センターに委託し、実施したものでございます。

第4目森林環境整備基金費の予算現額は116万円で、支出済額は115万6,889円となります。事業の内容は、25節積立金の長瀬町森林環境整備基金積立金となります。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の予算現額は1,593万2,000円で、支出済額は1,277万3,034円となります。事業の内容は、商工業の振興と町内の中小企業の経営安定に資するため、町商工会の補助や中小企業者への利子補給などの支援を実施したもので、主な支出としましては第1節報償費の報償金45万円は、経営改革計画を作成し、県知事の承認を受けた中小企業に対し、経営改革計画承認奨励金の給付を実施したもので、財源につきましては定住自立圏のほうから事業費の全額を雑入で受け入れております。

第12節役務費の9万2,396円につきましては、プレミアム商品券の確定通知等の郵送代でございます。

第13節委託料の95万4,549円のうち、プレミアム商品券事務事業委託料の58万3,200円は、消費税増税に際し、プレミアム付商品券の発行、販売に伴うシステム改修業務の委託料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金の1,112万3,409円のうち、長瀬町小規模事業指導費補助金500万円は、長瀬町商工会への事業運営費補助金でございます。長瀬町中小企業融資制度資金借入利子補給金252万5,005円は、町内の中小企業者が日本政策金融公庫から借り入れした利子の一部を町が補助するという形で支援したものでございます。そのほか長瀬町住宅リフォーム等資金助成金25万円は、町内産業の活性化及び町民の居住環境の向上を図るため、町内業者を利用して住宅の改修工事を行った場合に、工事費の一部を助成したものでございます。

プレミアム付商品券事業費補助金の334万8,404円は、商品券の発行などの事務事業費の補助でございます。こちらの事業の不用額315万8,966円の主な内訳につきましては、第12節役務費の78万4,604円と第19節負担金、補助及び交付金の185万8,591円ですが、これはプレミアム付商品券事業の通信運搬費について、当初見込数より申請が少なく、料金後納郵便等の利用数が少なくなったこと、それから申請が2月末日まで可能であったことから、補助金の減額を行えなかったことが理由となります。

第2目観光費の予算現額は2,425万5,000円で、支出済額は2,321万356円となります。事業の内容は、観光地としてのイメージアップを図り、魅力ある観光地づくりを推進するための事業で、主な支出といたしましては、第1節報酬の14万1,600円は長瀬町観光振興計画策定委員の報酬でございます。

第11節需用費の426万2,663円のうち、光熱水費266万8,127円は、観光トイレや観光情報館などの光熱水費でございます。施設修繕費の86万8,007円は、観光トイレの手洗い器や便器などの修繕を行ったものでございます。

第13節委託料の1,023万6,752円のうち、観光用公衆トイレ清掃等業務委託料200万円、長瀬町観光情報館指定管理料389万1,600円、桜管理業務委託90万円は、それぞれ観光協会へ委託し、実施したものでございます。

決算書84、85ページを御覧ください。長瀬町観光振興計画策定業務委託料の302万5,000円は、令和2年度から11年度を計画期間として、長瀬町の今後の観光振興に関する方向性を定めた観光振興計画を策定いたしました。また、ラグビーワールドカップ2019共同プロモーション事業の20万円は、ラグビーワールド

カップ2019に係るインバウンドプロモーション、埼玉県、さいたま市、熊谷市、行田市、秩父市、深谷市と共同で実施したものでございます。

次に、第14節使用料及び賃借料の48万8,688円は、観光情報館の24万8,520円、サイクルステーションの6万168円、案内誘導看板3基の18万円の敷地借上料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金の787万2,800円は、観光関連団体の構成員としての負担金や補助金の支払いで、関係機関・団体へ支出したもので、主なものといたしましてはテレビ埼玉放映負担金が30万円、長瀬町観光協会へ事業運営費補助金が500万円、長瀬船玉まつり実行委員会へ事業運営費補助金が200万円となっております。

以上で産業観光課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 次に、建設課長、お願いいたします。

建設課長。

○建設課長（若林 智君） 続きまして、建設課関係につきまして一般会計歳入歳出決算事項別明細書によりご説明させていただきます。

まず、決算書の84、85ページの中段を御覧ください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費でございますが、予算現額が721万2,000円で、支出済額が690万2,960円となっております。主な事業でございますが、測量設計積算システム等の保守業務を行う道路橋梁総務事業や道路照明灯の維持管理を行う道路照明灯事業を行いました。主な支出といたしまして、第11節需用費248万4,008円のうち、光熱水費210万5,347円は、町内の町で管理する道路照明灯138基分の電気料でございます。

第14節使用料及び賃借料93万8,844円のうち、土木積算システムリース料50万6,736円は、道路工事測量設計委託業務等の設計書作成に必要な積算システムの賃借料でございます。

第15節工事請負費223万8,500円でございますが、町内にあります既設の道路照明灯のうち水銀灯を使用した道路照明灯をLED灯にするため、10基分の交換工事を行ったものでございます。

次に、第2目道路維持費でございますが、予算現額が4,809万4,000円、支出済額が3,954万5,686円で、主な事業でございますが、次のページを御覧いただきたいと思います。道路維持補修、町道補修工事、交通安全施設整備事業、行政区からの要望に基づき行う原材料支給事業、道路台帳作成事業、道路愛護保全管理事業、道路施設点検事業、橋梁修繕事業など町道を維持していくための事業を行いました。主な支出といたしましては、第11節需用費91万9,861円のうち施設修繕費61万2,970円につきましては、町道野上下郷142号線ほか2か所の修繕を行いました。

第13節委託料1,235万1,943円のうち、道路台帳補正業務委託料781万4,400円は、平成30年度に実施いたしました道路改良工事箇所及び道路境界確定箇所の道路台帳補正を行い、道路改良箇所の境界点を再現し、境界標柱の設置を実施いたしました。

次に、第15節工事請負費2,439万6,600円のうち、橋梁修繕工事1,986万9,300円でございますが、橋梁長寿命化修繕計画に基づき町で管理する全105橋のうち、健全度が低く、早急な対応を要する大字中野上唐沢大スルリ地内無名119号橋の橋梁修繕工事を実施いたしました。また、町道補修工事費271万8,100円でございますが、本中30号線のほか1か所の補修工事を実施し、交通安全施設整備工事費180万9,200円は、区画線、グリーンベルトの設置、道路反射鏡の設置、横断防止柵の設置を実施いたしました。

第16節原材料費123万5,482円でございますが、7行政区から碎石、生コンクリート等の申請が11件あり、支給を実施いたしました。

続きまして、第3目道路新設改良費でございますが、予算現額が2,790万円、支出済額が2,625万9,427円で、町道の新設改良事業を実施いたしました。主な支出といたしまして第13節委託料910万6,075円は、岩田6号線道路改良工事に伴う用地測量業務、物件調査業務、分筆登記業務でございます。

第15節工事請負費1,147万8,500円は、町道新設改良工事2路線、岩田6号線、幹線23号線の改良工事を実施いたしました。

第17節公有財産購入費223万7,794円、第22節補償、補填及び賠償金343万7,058円は、岩田6号線道路改良工事に伴う用地購入費、物件補償費でございます。

次に、第4目まちづくり推進費でございますが、予算現額が232万4,000円、支出済額が153万512円となっております。主な事業でございますが、建築確認申請の受付事務、埼玉県条例に基づく接道規定によるセットバック部分の用地測量、用地買収、分筆登記を実施いたしました。主な支出といたしまして、第13節委託料90万2,678円は道路後退部分の用地測量、分筆登記業務委託を行い、第17節公有財産購入費62万834円は道路後退部分の用地購入費でございます。

続きまして、第2項河川費、第1目河川総務費でございますが、予算現額が639万7,000円、支出済額が540万2,923円で、河川の維持管理、水路の整備業務を実施いたしました。主な支出といたしまして、1枚おめくりいただき、88、89ページ上段を御覧いただきたいと思います。第13節委託料439万7,800円は、大字井戸地内銅の入沢護岸詳細設計業務委託を実施いたしました。

第17節公有財産購入費88万9,923円は、銅の入沢護岸整備工事に伴う用地購入費でございます。

次に、第3項住宅費、第1目住宅管理費でございますが、予算現額が2,958万7,000円、支出済額が2,306万4,885円となっております。主な事業でございますが、町が管理しております町内4か所84戸の町営住宅の維持管理を行う住宅管理事業、町営住宅長寿命化改善事業を実施いたしました。主な支出といたしまして、第11節需用費221万4,623円のうち、施設修繕費158万6,702円につきましては、建築後、年数が経過しております塚越・袋団地の流し台や浴室、給排水施設等の修繕、退去後の各部屋の床や壁の張り替え等を行いました。

第12節役務費430万1,500円のうち手数料413万2,336円でございますが、昨年の台風19号の影響で町営塚越団地内の浄化槽設備が故障し、浄化槽汚泥の引き抜きを実施したための費用が主な支出となっております。

第13節委託料245万3,000円のうち101万2,000円でございますが、町営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅袋団地のA・B棟の外壁等改修工事を行うための設計業務委託を実施いたしました。

第14節使用料及び賃借料529万42円は、町営塚越団地及び県営白鳥団地の敷地賃借料で、民有地4件と県営白鳥団地の敷地1件分の賃借料でございます。

第15節工事請負費880万円でございますが、町営住宅長寿命化計画に基づき、町営住宅袋団地のA・B棟の外壁等改修工事を実施いたしました。

次に、第4項公園費、第1目公園管理費でございますが、予算現額が256万7,000円、支出済額が189万3,412円で、主な事業でございますが、町内にございます長瀬地区公園、岩田地区公園、井戸地区公園、蓬萊島公園の維持管理を行いました。主な支出といたしまして、次の90、91ページの第13節委託料123万4,447円でございますが、各公園の除草作業やトイレの清掃業務委託料となっております。

以上で建設課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 次に、教育次長、よろしくお願いいたします。

教育次長。

○教育次長（内田千栄子君）　続きまして、教育委員会関係につきまして決算書に基づきご説明させていただきます。

決算書の92、93ページを御覧ください。第10款教育費でございますが、全体で2億9,140万7,000円の予算額に対しまして、支出済額は2億3,766万9,521円で、繰越明許費が3,390万3,000円、不用額が1,983万4,479円となっております。繰越明許費でございますが、国が掲げるGIGAスクール構想の実現に向けて、町内小中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備を進めるための予算を3月定例会で補正予算として要求し、承認されまして、令和2年度に事業実施するため、繰越しをしたものでございます。

また、不用額でございますが、主に職員の人事異動等に伴う事務局費の職員手当等共済費委託料や負担金、補助及び交付金、育英費の育英奨学資金の貸付金、小中学校の学校管理費及び社会教育費の公民館費、学校給食費の賃金、光熱水費、賄い材料費などの需用費の残金と、その他全体の事業執行後の残金が積み上がったものでございます。

第1項教育総務費、第1目教育委員会費でございますが、教育委員会を運営するために必要な経費で、教育委員の報酬や旅費、負担金など総額で53万3,552円を支出いたしました。

次の第2目事務局費でございますが、1億3,217万8,747円の支出額で、教育委員会事務局の運営、学校教育の円滑な運営と推進のために必要な経費でございます。

第1節の報酬は、就学支援委員会委員への報酬、94、95ページにかけてになりますが、第2節の給料から第4節の共済費までは、教育長のほか再任用職員を含めた教育委員会部局職員14名の給与関係の支出でございます。

第7節賃金でございますが、問題を抱える児童生徒へのきめ細かい指導と学習支援体制の整備を図るため、小中学校に配置しておりますさわやか相談員1名、特別支援教育支援員6名、放課後子供教室と中学生学力アップ教室の計画実施などを行った学校教育指導員1名、放課後子供教室指導員6名の計14名の賃金、通勤費としまして871万839円を支出いたしました。このうち放課後子供教室は、愛称を「はつらつルーム」として小学1年生から3年生を対象に、放課後における児童の安全な居場所づくりのため、各小中学校に開設し、郷土芸能や絵画教室、夏休みには理科おもしろ実験教室などを開催しました。

第8節の報償費でございますが、学習習慣の確立と数学、英語の基礎学力の定着を目指して、中学3年生を対象に開設した中学生学力アップ教室授業の講師謝金や放課後子供教室の特別企画行事の講師謝金などとしまして57万400円を支出いたしました。

第10節の交際費の教育長交際費でございますが、平成30年度決算までは第1目の教育委員会費に計上しておりましたが、教育長に関する人件費や旅費など事務局費に計上しているため、令和元年度から第2目の事務局費へ移動させたものでございます。

第11節の需用費は、矢那瀬地区児童送迎車の燃料費や放課後子供教室などで使用する文房具などの消耗品でございます。

第12節の役務費の手数料ですが、児童生徒の健康診断時に使用する機器の検査、点検検査料や小中学校の養護教諭のB型肝炎抗体検査料、放課後子供教室学力アップ教室の参加者保険料などでございます。

第13節の委託料は、予算額1,116万3,000円に対しまして、支出済額は821万7,862円、繰越明許費が247万5,000円、不用額が47万138円となっております。繰越明許費でございますが、町内小中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備工事を施工するに当たりまして、設計業務委託料として補正予算として計上した

予算を令和２年度に事業実施するため、繰越しをしたものでございます。また、学校職員の健康診査や第一小学校、中学校公務員派遣業務、小中学校への英語指導助手派遣業務など学校運営に必要な業務や矢那瀬地区児童の登下校の安全対策としての児童登下校時安全対策委託料などを支出いたしました。

なお、第一小学校公務員派遣委託料でございますが、平成30年度までは教育委員会職員がその業務を努めておりましたが、定年退職で不在となりましたので、令和元年度から新たに業務委託をしたものでございます。

次の第14節使用料及び賃借料は、小中学校での情報活用能力を育てる学習に資するため、パソコン機器を５年リースを基本に、３校合わせて児童生徒用、教師用を整備しており、そのリース料及びソフト使用料などの経費でございます。また、小中学校、中央公民館に各１台ＡＥＤを設置しており、その４台分のリース料と矢那瀬地区児童の登下校で使用する車両のリース料など721万1,432円を支出いたしました。

次の第15節工事請負費でございますが、予算額3,309万3,000円に対しまして、支出済額は158万1,120円、繰越明許費が3,142万8,000円、不用額が８万3,880円となっております。繰越明許費でございますが、町内小中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備工事費として補正予算として計上した予算を令和２年度に施工するため、繰越しをしたものでございます。支出の内容といたしましては、中学校体育館ステージ幕改修工事としまして、どんちょうの新調と手動昇降装置の交換、中学校屋外連絡通路改修工事としまして校舎西側の屋外連絡通路の支柱根元部分の腐食及び塗装の剥がれなどの改修工事を施工いたしました。

次の第19節負担金、補助及び交付金につきましては、96、97ページにわたりますが、加盟団体への負担金などの支出と小中学校修学旅行補助金36万円や、町内の幼稚園、保育園３園への国際理解教育費補助金18万円と、中学生・高校生電車通学費補助金と合わせて126万5,613円、小中学生を対象とした英検・数検受検料補助金として合わせて４万2,000円などを交付したものでございます。

次の第20節扶助費は、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、要保護・準要保護児童生徒援助費として給食費や学用品費、修学旅行費など412万2,886円を、また特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対して就学奨励費として学用品費や修学旅行費など45万1,021円を、また小中学校入学祝金を小学生44人、中学生57人、合計215万円を支出いたしました。

次の第３目育英費でございますが、大学等への入学準備金と育英奨学資金の貸与事業で、実績としまして入学準備金が高校の２名で60万円、育英奨学資金が私立大学新規分１名と継続１名で72万円、合計で132万円を貸与いたしました。

96ページから103ページにかけての第２項第一小学校費、第３項第二小学校費及び第４項中学校費につきましては、それぞれの学校を維持管理していくために必要な消耗品費や光熱水費をはじめ、施設修繕や施設管理のための保守点検、児童生徒の健康診断の業務委託料や学校備品、児童生徒用図書や教師用指導書などを購入しました。また、各種加盟団体への負担金、児童生徒の大会等派遣費補助金等を支出したものです。

96、97ページを御覧ください。第２項第一小学校費は、887万1,440円の支出額となっております。

98、99ページの一番上の欄を御覧ください。第14節使用料及び賃借料でございますが、土地借上料とありますのは、校門前の駐車場部分の土地の借上料28万7,748円でございます。

第２目教育振興費、第18節備品購入費の庁用器具購入費でございますが、校内の教室配置を変更するため必要な備品として壁かけ扇風機やパーティションを購入したもの、また機械器具購入費でございますが、授業で教師が使用する英語教材などを購入したものでございます。図書購入費につきましては、児童用図

書の購入をしたもので、平成30年度までは第1目学校管理費に計上していたものを3校とも統一させるために、第2目教育振興費に移したものでございます。

次に、第3項第二小学校費は、1,089万8,036円の支出額となっております。

第8節報償費でございますが、道徳教育研究推進モデル校として第二小学校が埼玉県からの委嘱を受け、事業費の全額を県から委託金として交付された事業でございまして、道徳教育に関連した鑑賞会への謝礼、また第1節需用費の消耗品の中に道徳教育や研究発表に必要な消耗品費として23万6,180円を支出しております。

第13節委託料でございますが、警備やガラス清掃業務のほかに、J Aちちぶの用地を学校の駐車場として取得することに伴い、隣接する学校用地の一部を売却するため、学校用地等分筆登記業務委託料として39万2,496円の支出となっております。

100、101ページが一番上の欄を御覧ください。第14節使用料及び賃借料の土地借上料5万円とありますのは、学校裏の畑で子供たちの農業体験学習に使用するための土地の借上料でございます。

第17節公有財産購入費は、学校用地に隣接するJ Aちちぶ樋口支店跡地を第二小学校駐車場として、土地232.45平米を購入したもので、418万4,100円の支出となっております。

第2目教育振興費、第18節の備品購入費の庁用器具購入費でございますが、スタンドスクリーンや家庭科室用ガスコンロなどを購入しました。図書購入費につきましては、児童用の図書購入や特別支援学級の創設に伴う教師用図書一式を購入したものでございます。

第4項中学校費は、1,025万6,479円の支出となっております。

第14節使用料及び賃借料の土地借上料58万7,812円は、テニスコート部分の土地の借上料でございます。

102、103ページを御覧ください。第2目教育振興費の第18節備品購入費の庁用器具購入費は、パソコン室の椅子37脚の購入と体育館用エバーマット1台の購入をしました。このうち体育館用エバーマットについては、平成28年度に中学校の教育及びスポーツの振興を目的に寄附を頂き、積立てをした教育振興基金を利用して購入したものでございます。

次に、第5項幼稚園費の第19節負担金、補助及び交付金でございますが、12万7,100円の支出額のうち私立幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を援助する私立幼稚園就園奨励費補助金として1件の申請があり、3万1,100円を交付いたしました。令和元年10月からは、教育・保育無償化のスタートにより、私立幼稚園施設等利用給付費補助金を交付し、3歳以上の保育料の無償化を行っております。こちらにつきましては、健康福祉課にて事務を行っております。

次に、第6項社会教育は1,899万2,161円の支出額で、第1目社会教育総務費は、社会教育委員や園委員への報酬や人権教育事業、成人式祝賀会事業、家庭教育学級事業の実施に伴う報償費や需用費などの支出と、第19節負担金、補助及び交付金では、人権教育研修会への参加負担金の支出や文化団体連合会と人権教育推進協議会へ補助金を交付したものでございます。

次に、第2目公民館費でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム及びコミュニティセンター、それぞれの運営や施設の維持管理に必要な経費としまして、第11節需用費の燃料費や光熱水費、施設修繕費などを支出いたしました。

104、105ページを御覧ください。第13節委託料でございますが、施設を維持していく上で必要な施設管理委託料551万3,063円を支出いたしました。

第14節使用料及び賃借料の土地借上料303万8,500円は、中央公民館の敷地及び駐車場部分の土地の借上

料で、7名の地権者の方に支払ったものでございます。

第15節工事請負費の中央公民館ステージ幕交換工事でございますが、体育館ステージ幕の劣化により、バック幕2枚と袖幕4枚を新しく付け替えをし、手動開閉装置の滑車を交換したもので、112万3,200円を支出いたしました。こちら、先ほど申し上げました教育振興基金を利用して整備をさせていただいております。

次に、第3目文化財費でございますが、文化財保護審議会委員への報酬をはじめ文化財保存事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の施設維持管理のために必要な第11節需用費や第13節委託料などを支出いたしました。

第11節需用費の施設修繕費といたしまして、郷土資料館展示パネルを壁に展示できるよう修繕するとともに、寛保洪水位磨崖標の案内看板を修繕いたしました。

106、107ページを御覧ください。第19節負担金、補助及び交付金として、加盟協議会等への負担金と宝登山神社神楽団、岩田神楽団へそれぞれ5万円の補助金を交付したものでございます。

次に、第4目青少年健全育成費でございますが、第8節報償費は非行防止夜間パトロールなどを行う青少年育成推進員4名の謝金と第19節負担金、補助及び交付金として、青少年健全育成長瀬町民会議へ4万8,000円、青少年育成連絡協議会へ38万円の補助金を交付したものでございます。

次に、第7項保健体育費でございますが、5,449万2,006円の支出額で第1目保健体育総務費でございますが、スポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員への報酬や報奨金として、スポーツ教室の開催に伴う講師謝金及びスポーツ賞表彰時の記念品を購入したものでございます。

第11節の需用費の被服費でございますが、スポーツ推進委員が1名増員したため、活動用のトレーニングウェアを購入したものでございます。

また、第19節負担金、補助及び交付金については、町体育協会へ120万円と、町スポーツ少年団へ35万5,000円の補助金など交付したものでございます。

第2目体育施設費でございますが、総合グラウンドの草刈りや社会体育施設の維持管理のための事業費や委託料などでございます。

第11節需用費の施設修繕費でございますが、総合グラウンド管理棟の漏水、中学校グラウンド屋外照明灯を修繕し、8万3,880円を支出いたしました。

108から109ページを御覧ください。第3目学校給食費でございますが、学校給食センターの臨時調理員13名の賃金や通勤費、社会保険料、施設の維持管理のための需用費や委託料などでございます。

第11節需用費、賄い材料費の2,439万8,555円でございますが、学校給食の食材購入費で、児童生徒及び教職員526人に対して、年間9万7,624食の給食を提供いたしました。

第12節役務費の手数料113万2,185円でございますが、調理員をはじめ小中学校校務員など給食従事者が毎月2回実施する保菌検査や、年2回実施するノロウイルス検査や施設内の水質検査料などでございます。

第13節委託料は、施設を維持していく上で必要な保守点検委託料など73万1,352円を支出いたしました。

第14節使用料及び賃借料は、献立作成に必要な給食情報システム使用料や複合機レンタル料など46万6,228円を支出いたしました。

第18節備品購入費の機械器具購入費の88万8,556円ですが、職員休憩室、事務室のエアコンが老朽化したことによる入替え、球根皮むき器の不具合により新規に購入をしました。また、給食食缶の蓋が経年劣化により閉まらず配膳時に危険を伴うため、急遽予算流用して購入をしました。また、学校給食センター

配送車購入費としまして、給食配送車の老朽化により新たに購入をしたものでございます。

第4目町民プール管理費につきましては、保健センター隣接の町民プールの管理棟部分の土地借上料で、9万7,700円を支出したものでございます。

以上で、教育委員会関係の説明を終わります。

○議長（野口健二君） 以上で、各課長の説明は終了いたしました。

ここで、決算審査報告を代表監査委員、田島毅君にお願いいたします。

監査委員。

○代表監査委員（田島 毅君） 皆様、おはようございます。私、前年度より代表監査委員を務めさせていただいております田島毅でございます。2年目となりまして、言い回し等多少経験しているところではございますが、まだまだ不慣れなもので、お聞き苦しいところがあるかと存じますが、ご容赦いただきま

すようどうぞよろしくお願いいたします。

また、報告の前に資料の差替えがありお騒がせいたしましたところ、大変申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

早速ですが、令和元年度長瀬町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査結果につきまして、監査委員を代表してご報告いたします。

決算審査の時期につきましては、同じく監査委員であります井上議員様とともに、令和2年7月29日から8月20日にわたりまして実施いたしました。その結果を令和元年度長瀬町歳入歳出決算審査意見書として添付してございますので、当該意見書に基づきましてご報告したいと存じます。

まず最初に、1ページの2、審査の結果につきましてご報告いたします。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されており、決算計数は関係書帳簿及び証書類と照合した結果、誤りのないことを確認いたしました。

また、予算の執行に当たりましては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認められました。

各会計の歳入歳出決算につきましては、2ページ、表1の会計別歳入・歳出一覧表にございますとおり、各会計とも歳入総額から歳出総額を差し引いた額は、前年度に引き続きプラス、いわゆる黒字となっております。

続きまして、各会計についてご報告いたします。

まず、(2)一般会計についてですが、ア、決算収支でございます。

なお、事務局との相談の上、今年度より表示方法を前年度の金額も表示した比較表として変更してございます。

表2、決算収支比率等前年度比較に記載してありますように、歳入32億7,375万6,990円から、歳出31億3,001万5,532円を差し引いた形式収支は1億4,374万1,458円です。実質収支につきましては、翌年度へ繰り越す財源が前年度はございましたが、今年度は871万3,000円ございますので、差引き1億3,502万8,458円のプラスとなっております。

また、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、2,125万6,407円とプラスになっております。

最後に、実質単年度収支ですが、財政調整基金への積立て5,738万7,000円、取崩し9,004万5,000円がご

ざいましたので、今年度は1,140万1,593円のマイナスとなっております。

続いて、イ、予算の執行状況についてでございます。4ページから7ページにかけて記載してあります表3、一般会計歳入一覧、表4、町税収納状況、表5、一般会計歳出一覧及び表6、一般会計基金残高の状況に記載しておりますので、そちらを併せてご参照ください。

なお、こちらも今年度より表示方法を変更している部分もございますので、上段が今年度、下段が前年度となっております。

まず、表3、一般会計歳入一覧ですが、歳入決算額32億7,375万6,990円は、予算現額32億9,777万2,000円に対し2,401万5,010円少なく、執行率は99.3%、前年度は100.3%となっております。また、調定額33億8,259万3,779円に対する収入率は96.8%、前年度96.9%であり、収入未済額は前年度に比べて1,536万3,880円増加し、1億667万3,554円となっております。

町税の収入状況につきましては、5ページ、表4にございますとおり、収入率が88.9%、前年度89.6%であり、このうち現年課税分の収入率は97.3%ですが、滞納繰越分の収入率は7.0%と低率となっております。

町税における不納欠損額は216万3,235円で、これは主に時効の成立、滞納処分執行停止により権利、義務が消滅したことにより、徴収が不可能となったものでございます。

町税の収入未済額は1億253万2,487円となっており、課税の公平性と自主財源である町税の収入の確保は、今年度以降の会計年度を通じても重要な課題でありまして、積極的な徴収活動を展開するとともに、未納者に対しては法に基づく適時、適切な措置を講じるなど、滞納整理の強化を図り、徴収率の向上と滞納額の圧縮を一層強く進めていく必要性がございます。

次に、歳入歳出の内訳でございますが、歳入につきましては4ページ、5ページの表3、一般会計歳入一覧、歳出につきましては6ページの表5、一般会計歳出一覧を御覧ください。

まず、歳入につきましては表3のとおりでございますが、前年度より額が増加した主なものは、町税、地方譲与税、配当割交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、県支出金、財産収入、寄附金及び繰越金です。このうち環境性能割交付金は174万6,599円の増加、地方特例交付金が927万8,000円で前年度比266.4%、地方交付税は12億3,177万2,000円で、前年度比103.3%、県支出金は2億1,237万5,175円で前年度比109.8%、寄附金は1,236万4,000円で前年度比126.4%となっております。

一方、減少した主なものは、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、諸収入、町債、繰入金です。このうち地方消費税交付金は1億2,417万1,000円で、前年度比96.3%、ゴルフ場利用税交付金は738万9,457円で同じく65.5%、分担金及び負担金は3,894万4,459円で同じく72.4%、国庫支出金は2億6,567万1,275円で同じく95.0%、町債が2億667万2,000円で同じく67.4%、繰入金が9,143万5,000円で同じく61.7%となっております。

続いて、歳出でございますが、歳出決算額は31億3,001万5,532円で、予算現額32億9,777万2,000円に対する執行率は94.9%、前年度96.9%となっております。また、不用額ですが、1億2,371万8,468円であり、翌年度繰越額が4,403万8,000円ありますが、前年度に比べ1,856万2,652円の増となっております。この不用額につきましては、審査に当たり確認したところ、事務事業の執行に支障が生じたというものではございませんが、今後の予算編成におきましては、現在のコロナ禍における状況を考慮して、さらに積算の精度を高め、財源を有効に活用されるよう希望いたします。

次に、7ページのウ、町債の償還状況でございます。

令和元年度の元金償還額は3億1,532万2,225円でしたが、年度中に新たに2億667万2,000円を借り入れたため、年度末現在高は29億710万3,405円となっております。なお、償還は計画どおり順調になされております。

続きまして、8ページ、エ、財政の構造でございますが、下段の表8、主要財務指標一覧を御覧ください。

表にあるとおり、令和元年度の財政力指数は0.413で、前年度より0.001ポイントの上昇となっておりますが、まだまだ1には程遠く、財源に余裕があるとは言えません。経常収支比率は89.70%で、前年度より2.2ポイントの下降となっておりますが、経常収支比率は70%程度が妥当と言われております。

最後に、経常一般財源比率は96.50%で、前年度より1.1ポイントの増加となっております。しかし、歳入構造の弾力性につきましては、100%を超える度合いが高いほど経常一般財源に余裕があるとされておりますので、まだまだ余裕があるとは言えません。

次に、9ページに移りまして、(3)、特別会計のご報告をいたします。

まず、ア、国民健康保険特別会計です。こちらも今年度より表示方法を今年度、前年度と並べて表示してございますので、10ページ、11ページの表9から表12までを併せてご参照ください。

財務収支の状況ですが、歳入決算額8億1,660万2,303円、歳出決算額7億9,435万6,344円で、形式収支、実質収支ともに2,224万5,959円とプラスとなっております。また、次年度へ繰り越すべき財源はございませんので、この額から前年度実質収支2,383万4,996円を差し引いた単年度収支は158万9,037円のマイナスとなっております。

予算の執行状況でございますが、歳入では予算現額8億4,244万円に対し収入済額8億1,660万2,303円で、執行率は96.9%、前年度98%となっており、また調定額8億4,298万5,162円に対し収入率は96.9%、前年度97.4%となっております。

国民健康保険税の収入状況は、調定額1億5,765万96円に対し収入済額1億3,126万7,237円で、収入率は83.3%、前年度83.6%となっています。このうち現年課税分の収入率は96.6%でございますが、滞納繰越分の収入率は17.9%と低率となっております。

国民健康保険税における不納欠損額は67万800円であり、これは時効の成立、滞納処分執行停止により権利、義務が消滅したものです。さらに、収入未済額2,571万2,059円については、収入未済の解消に向けてより一層の努力が望まれます。

このほか、歳入の主なものは、県支出金5億9,885万5,523円、収入構成比73.3%、繰入金5,823万3,003円、収入構成比7.1%、繰越金2,383万4,996円、収入構成比2.9%となっております。

歳出では、保険給付費が5億6,379万7,088円、支出構成比71.0%、国民健康保険事業費納付金が1億6,674万4,671円、支出構成比21.0%となっております。

高額療養費支払資金貸付基金に増減はなく、年度末残高は100万円となっております。

続いて、12ページ、イ、介護保険特別会計に移ります。13ページ、14ページの表、13、14、15を併せて御覧ください。こちらも今年度より同様に表示方法を変更しております。

財政収支の状況でございますが、歳入決算額7億6,163万3,057円、歳出決算額7億4,208万3,714円で、形式収支、実質収支ともに1,954万9,343円となっており、次年度へ繰り越すべき財源はないため、この額から前年度実質収支4,992万4,619円を差し引いた単年度収支は3,037万5,276円のマイナスとなっております。

予算の執行状況につきましては、予算現額 7 億 6,134 万 7,000 円に対し収入済額 7 億 6,163 万 3,057 円で、執行率は 100%、前年度 99.8%となっております。

保険料の収入状況は、調定額 1 億 6,663 万 7,759 円に対して収入済額 1 億 6,351 万 6,019 円で、収入率は 98.1%、前年度 98.3%となっており、不納欠損額はございませんが、収入未済額が 312 万 1,740 円となっておりますので、解消に向けての努力をしていただきたいと思います。

このほか歳入の主なものは、国庫支出金 1 億 6,151 万 9,520 円、収入構成比 21.2%、支払基金交付金 1 億 8,016 万 2,000 円、収入構成比 23.7%、県支出金 1 億 776 万 9,212 円、収入構成比 14.1%、繰入金 9,811 万 330 円、収入構成比 12.9%となっております。

歳出では、保険給付費が 6 億 5,513 万 5,507 円、支出構成比 88.2%となっております。

介護保険給付費支払基金は 1,508 万 4,000 円が積み立てられ、取崩しがなかったことから年度末現在高は 1 億 2,664 万 1,000 円となっております。

続いて、15 ページのウ、後期高齢者医療特別会計でございます。こちらも今年度より表示方法を変更しておりますので、15 ページ、16 ページの表 16、17 を併せて御覧ください。

財政収支の状況につきましては、歳入決算額 1 億 430 万 176 円、歳出決算額 1 億 277 万 5,496 円で、形式収支、実質収支とも 152 万 4,680 円のプラスとなっておりますが、次年度へ繰り越すべき財源はないため、この額から前年度実質収支 187 万 678 円を差し引いた単年度収支は 34 万 5,998 円のマイナスとなっております。

予算の執行状況につきましては、歳入では、予算現額 1 億 632 万 8,000 円に対し収入済額 1 億 430 万 176 円であり、執行率は 98.1%、前年度 96.8%となっております。また、調定額 1 億 450 万 8,376 円に対し、収入率は 99.8%、前年度 100%となっております。

収入状況につきましては、調定額 8,039 万 7,010 円に対し収入済額 8,018 万 8,810 円で、収入率は 99.7%、前年度 100%となっており、不納欠損額はゼロ円ではありますが、収入未済額が 20 万 8,200 円となっております。

このほか、歳入の主なものは、繰入金 2,194 万 3,228 円、収入構成比 21.0%、繰越金 187 万 678 円、収入構成比 1.8%となっております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が 1 億 170 万 68 円、支出構成比 99.0%となっております。

以上、前年度に引き続きまして拙い説明でございましたが、令和元年度決算審査の結果の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 暫時休憩いたします。10 時半までお願いいたします。

休憩 午前 10 時 14 分

再開 午前 10 時 30 分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各議案に対する一括質疑に入ります。質疑ありますか。

7 番、関口雅敬君。

○7 番（関口雅敬君） それでは、何点か質問させていただきます。

最初に、行政報告書の 9 ページの図からちょっとお聞きをいたします。固定費の 7 割が仕方ないとして、

以前、ほかの町と比較して教育費が1人当たりの平均が低いのではないかという質問をしましたが、今回減額になっている、これは生徒の数が減っているからかどうか。

続いて、この図でいくと議会費よりも商工費が随分低いのです。これは税金にも影響するのではないかとということで、この商工費の中で観光関連予算がどのぐらい額が入っているのか。合わせると、この低いグラフの数字になると思います。商工費に対してどのぐらいの割合で観光関連の予算があるか教えてください。

また、観光関連はかなりあちこちに振り分けてあるので、予算の総額が非常に分かりにくい。関連予算ということで、商工費だけでなく、款項目へも関連予算があるのではないかと。ないならいいのだけれども、観光関連の総額を提示してください。財政は依然として硬直から抜け出したわけではないという文言がある中で、各課にこれから質問をしたいと思います。

初めに、ちょっと町長にプライバシーに関する発言、私たちも議員で、この間プリントをもらったのだけれども、プライバシーに関する発言、町長にお聞きします。町長には、以前、私聞いたことがあるのだけれども、ある方が亡くなって、その家族が極秘で内々で済ませたいのということで、私にだけ案内がありました。町内ではなくて、あるちょっと離れた……

○議長（野口健二君） ちょっとその話は削除してください。

○7番（関口雅敬君） プライバシーであるのだからいいのだよ。町長、そういうプライバシーの発言を…
…

〔「決算ですので」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 決算だから。

○7番（関口雅敬君） だから、決算だからその姿勢を聞いているの。そういうプライバシーの問題に関するのは、また自分は知れているからいいという発言だったけれども、こういう決算だから態度もしっかりやってもらわないと困るので、この質問を初めにぶつけました。

続いて、総務課。災害時の広報で放送が聞きにくいというのは、もういつも出ているのです。今でも出ているのです。かなりの予算が修理で使われている。よそのところでは、災害ラジオを配ってあるということもありますので、特に避難所の問題で災害が起こったときに、避難所に、どこにという放送も多分あるのだと思うのです、種類によって避難所が変わると言っているのだから。だからその災害時のときの無線機、あれが本当に聞きにくいときと、うるさいほど聞こえるときとあるので、そこをお金かけてやっているの、どういうことになっているか、ちょっとお聞きをします。

それから、企画財政課にお聞きをいたします。まち・ひと・しごと創生総合戦略で今回もお金結構使われています。こういう予算を組んで、これ決算だから、どんな検証をして、成功しているかしていないか。昨日の一般質問でもやったけれども、あれは過去の話だけれども、放っておいたのでは、お金をまいただけで終わりにになるので、どんな検証ができて、どんな結果になったのかお聞きをします。

続いて、今度は順番でいくとどの課に言ったらいいのかわからないけれども、メモしてある順で行きますので、お願いいたします。建設課にお聞きをします。橋梁工事が、大分老朽化した橋を修繕が始まりました。今回の決算で多分これは第1号だと思うのだけれども、橋梁工事の改善をしていくのに、今までであった状態のままでしか直さないのか、その橋を見て、もうちょっと、せっかく工事やるのだから、違う改良もするのかどうかお聞きをいたします。

続いて、産業観光課。緑の村開発事業、これもいろいろ予算がありますけれども、古くなって使ってい

ないプールの問題も、今どういう状況になっているのかちょっとお聞きをいたします。

それから、ビッグデータも産業観光課でいいのかな、企財のほう。最初出たときは企財のほうだと思うけれども、私、ビッグデータの活用方法を聞きたいので、産業課長にお伺いをいたします。多分600万ぐらいかけてビッグデータを長瀬町が買ったと。そのビッグデータをどうやって利用しているか、今どこでどういうふうに例えば管理をしているのか、お聞きをしたいと思います。

続いて、里山・平地林事業が、この前私が聞いたときに里山・平地林事業はこれが最後だという発言があったようですが、過去幾つかやってきている中で平地林事業をやった後に5年間はしっかりと管理をしていただくのだということで始まっていると思うのだけれども、その里山・平地林事業の事業後の管理はどうなっているかお聞きをいたします。

続いて、お助け隊の運営状況、これ商工会にお助け隊やらせていると思うのだけれども、ちょっと何でこれお助け隊を商工会がやっているのか私もよく分からないのだけれども、産業観光課が商工会を所管しているのだと思うので、ここでお聞きをいたします。

それから、プレミアム商品券がさっき出てきましたが、そのプレミアム商品券の加盟店、うちが取り扱いますよという店舗が何店舗ぐらいあるのか、お聞きをいたします。

続いて、税務課。長瀬町を牽引する事業で固定資産税が3年だか5年、県のほうで面倒見るのだという話がありましたけれども、この長瀬町の牽引事業の事業者の効果をお聞きしたいと思います。

続いて、町民課。これは毎回聞いているのだけれども、町民課に、特にこれ私、大した話ではなくても大事な話なので聞いているので、資格証明書の発行枚数、今年もゼロでいてほしいと思っているのだけれども、どういう結果が出ているかお聞きをいたします。

それから、町内で区域外の浄化槽の話をよく相談、私聞くのです。広報の仕方があまりうまくいっていないのかどうか分かりませんが、市町村型浄化槽の広報をどうやっているのか、お聞きをいたします。

それから、健康福祉課。シルバーの有償タクシーの利用状況をお聞きをしたいと思います。

それから、これも同じなのだけれども、商工会のお助け隊とどうなのかちょっと分かりませんが、シルバーとはまた違う運営なので、状況を聞かせてください。

それから、教育委員会にお聞きをいたします。私もジオパークは、秩父市よりもこの長瀬町が引っ張っていかなくてはならないのではないのかなと、もう昔から思っているのです。そのジオパークの現状、意識をどのぐらい町民に高めようとしている活動をしたり、ジオパークの環境整備の破壊されていないかとか、そういう現状をお聞きをしたいと思います。

それから、義務教育を無償化でというのは、テレビやラジオのニュースで一生懸命国が言っています。でも、一体どのぐらい入学時に父兄に負担がかかっているのか、おおよそで結構です。入学するときにはどのぐらいかかるのか、以前にも聞きましたけれども、今現在どのぐらい、入学祝金もあるという答弁があると思うのだけれども、どのぐらいかかるのかお聞きをしたいと思います。

それから、いつも私言っているのだけれども、今回も監査報告でも出ましたけれども、不用額についてまだまだ多いと。前回も私が不用額多いのではないかと言ったら、また今回も多く出ているので、これしっかりと積算をして出ているのかどうか、これ企画財政になるのかな、そこをお聞きしたいと思います。

以上でお願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員の私に対する質問についてお答えをいたします。

ただいま決算認定に関する質疑でございますので、本来ですとこの質問はちょっとお受けできない質問なのですが、プライバシーに関する私の姿勢ということなのだと思いますので、お答えさせていただきます。

これは当然私も守秘義務を遵守する、したい、やっているつもりでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

総務課のほうは、災害時の放送が聞き取りにくいということでございますが、台風や大雨のときなどは雨音、また風により音が遮断されたり、現在防音性の高い住宅などにより、雨戸を閉め切ったりそういった状態で、いろいろ住宅事情により異なるため、抜本的な対策は難しい状況にあると思います。長瀬町だけでなく全国的に、防災無線についてはそのような苦情ではないですけれども、状況が出ているということでございます。

しかし、長瀬町においても、先ほど言いましたように保守点検をしていますので、スピーカーの向きや音量を調整したり、そういったことを行いながら、今後対策をしていきたいと思っております。

また、防災無線のほかに、確認できますフリーアクセスサービス、また安心・安全メール等ございます。また、高齢者の方については、区長さん、班長さんなりが独り暮らしの方たちを把握していますので、その方に声かけ、また昨年度の例でいいますと、町の包括支援センターの職員が支援をしている方に連絡をしたりとか、あと介護事業所のケアマネさんがそういった高齢者の方に声かけをして、役場のほうに情報を送ってくれて、役場のほうで職員が迎えに行ったりとか、そういうようなことをしております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてどのような検証をしているかということでございますが、こちらにつきましては毎年度、外部の有識者も踏まえまして検証委員会を実施いたしまして、その検証結果をホームページ等でも広報、周知をしているところでございます。平成30年度の事業の検証結果を例でお伝えいたしますと、例えば空き家調査の実施については、地方創生に非常に効果的であったかどうか、ふるさと納税の充実については目標を上回る実績があって、地方創生に非常に効果的であったというような検証がなされております。

一方で、当然ではあるのですが、地区公園の整備の中で矢那瀬地区の拠点づくりの推進につきましては、運営方針が定まっていないことなどから効果がなかったというようなことも含めて、検証がされているところでございます。令和元年度の効果検証につきましては、この後行うことになりますので、しっかりと検証をして、その結果を踏まえて、また令和3年度以降の取組に生かしていきたいと考えております。

また、最後にご質問のありました不用額が多いのではないかとということでございますけれども、毎年度ご指摘をいただいていること、また不用額が前年度、平成30年度に比べて増えていることというのは、おっしゃるとおりでございます。ただ、令和元年度につきましては、実質単年度収支が約1,000万円の赤字となっていることなどから、もっと使えばよかったという状況ではございません。また、令和元年度の当

町の実質収支比率は6.1％となりますが、この数値は前年度の県内の町村の平均である6.9％と同等といえますか、それを下回るような数字でございます。

不用額というものは、基本的に執行に当たっての入札結果ですとか節減努力によって生じたもの、使わずに済んだ経費でございますので、これが問題があるというふうには思っておりませんが、ただ議員ご指摘のように、予算編成において積算をきっちりとしまして、引き続き財政規律が保たれるように努力をしてまいろうと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

橋梁の工事、修繕、改修していくということで、今まであった橋のようにするのか、改良するのかというご質問かと思われます。修繕工事に関しまして、修繕工事をいたしました後は、設計どおりに工事のほうは進めさせていただいておりまして、今後、一度工事をすれば50年以上はもつという設計に基づきまして工事をしておりますので、今後もそのような形でやらせていただければと思っております。

また、新しい橋を架け替えをすると、どうしても3倍以上、4倍以上の金額がかかってしまいますので、現在ある橋を修繕していくという形を取らせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、緑の村の開発事業についてのプールの状況ということでございますが、プールの活用につきましては民間の事業としまして施設を活用した事業の提案を受けて、その事業のことについて検討してまいりましたが、予算規模等が大きく、なかなかできないということで、プールの活用はできないということで取壊しの方向で今現在、動いております。今年度につきましては、取壊しの設計の委託をさせていただいている状況でございます。

2点目、ビッグデータの利用方法、管理ということでございましたが、こちらにつきましては人の移動等のデータをスマートフォンなどのデータから集積しているものでございまして、こちらについては昨年つくりました観光振興計画の中で、人の移動等の流れの中でキャンペーンをどこでやったらいいとか、そういった対象地域を絞り込むようなときに使わせていただいております。

3番目、里山・平地林事業の事業後の管理ということでございましたが、こちらにつきましては議員のおっしゃるとおり、事業が終了後5年間、維持管理をしていただくというふうなことで行っております。町と協定を結んでやっていただくということになってございますが、これが任意の部分がありまして、必ずしなければいけないという部分ではないことがありますので、ちょっと地主の方にはお願いはしているというふうな状況ではございますが、そういったことでございます。

それから、お助け隊のことでご質問いただいたのですが、産業観光課でこの事業は取り扱っておりませんので、健康福祉課のほうの中でちょっとまとめた形でご回答いただくようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それから、プレミアム商品券の利用できる加入店の数ということであったと思いますが、103店の商店の方にご協力いただきまして実施させていただきました。

それから、最初にありました行政報告書の関係の商工費の総額と割合というようなことでございますが、

こちら行政報告書の8ページに一覧がございまして、そちらに載っておりますので、そちらのほうで見ていただければと思うのですけれども、令和元年度、3,598万3,000円ですか、1.1%の構成比率ということになってございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、シルバー人材センターで行っております福祉有償運送の利用状況ということでございますが、ちょっと手持ちの資料もございませんので、具体的数値は後で報告させていただきます。

利用につきましては、要介護者、それと障害をお持ちの方の貴重な足となっておりますので、引き続き利用されている方はいらっしゃいます。

次に、商工会お助け隊の状況、先ほど産業観光課長が言われたものも含めましてご回答申し上げます。こちらについても、ちょっと手持ちの具体的な数字はございませんが、福祉有償を利用できない方、そういう方の貴重な足、それから草むしりなどの補助をやっていただくということで、利用者の方は結構いらっしゃいます。しかしながら、それに対応するボランティアがなかなかいないということで、お受けできる数も限られてしまっているのが現状でございます。これに対して社会福祉協議会のほうで車の運転ボランティアの育成をしましたが、それに対応する車の保有も商工会のほうでは数が少ないものですから、うまく利用できていない状況でございます。

また、特に3月からは新型コロナウイルスの関係がありまして、頼むほうも行くほうもやはり気を遣ってしまうということもありまして、なかなか受ける数が減っていると。お受けができないというような状況もあるようでございます。

また、商工会がなぜやっているのかというようなことでございますが、この制度を県が進めるといったときに、このお礼をお金ではなくて商品券で支払うということで、商業振興を含めた商工会の地域貢献事業として進めたというふうにお伺いをしておるところでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、資格証明書の関係でございますが、こちらにつきましては8月末現在におきまして、国保、後期ともに資格証明書は発行してございません。国民健康保険につきましては短期保険者証を発行しております、こちらにつきましては20世帯、35人でございます。国保税を滞納している世帯につきましては、納税相談を実施しまして、実情を把握しながら対応しておるところでございます。

それから、市町村型浄化槽の広報の関係でございますが、市町村型浄化槽につきましては下水道組合で補助を行っております関係で、今のところ町では広報等は行っておりません。設置箇所ですとか、補助金の予算等の関係もございますので、町へ問合せがありましたときは下水道組合を案内している状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（相馬孝好君） 関口議員の来年度予定されている固定資産税の減免措置による影響額についてのご質問にお答えいたします。

今年度につきましては、徴収猶予の特例制度による影響も見られますが、8月末現在の対予算比収入率は前年同期に比べて0.3ポイント程度の減少にとどまっており、影響額は限定的であると思われます。これまでの固定資産税の猶予申請件数は12件で、金額は1,183万3,200円となっております。

来年度につきましては、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上げが、前年度の同期と比べて30%以上減少した中小事業者等が所有する償却資産や事業用家屋に係る固定資産税を売上高の減少割合に応じて2分の1、もしくはゼロとする特例措置が適用されます。これに係る影響額は、この特例措置の対象が町内事業者にとどまらないことなどから、現時点での影響見込額は不明でございます。ただし、この特例措置に係る減収額は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として減収額全額が交付されることとなっております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会関係、3つあったかと思います。1つ目が、教育費の減っている理由ということですが、平成30年度決算ですと2億8,529万3,000円、元年度が2億3,767万円ということで4,762万3,000円減っているのですが、児童生徒が減少したことによるものかということだったのですが、こちら職員の人事異動によります人件費の減額分で2,000万円程度、それから平成30年度には塚越グラウンドの工事がありましたので、そちらが3,000万円程度かかっておりますので、合計5,000万円近く減っているということで認識しております。

また、ジオパークについては、長瀬が引っ張っていったほうがいいのではないかというお話なのですが、ジオパークにつきましては秩父まるとジオパーク推進協議会に参加をしまして、その中で活動をしております。その中でもジオパーク、拠点施設が13か所ということで多くありまして、やはり来訪者が最初に訪れるべき施設がどこなのか分かりにくいなんていうことも言われております。その中でもやはり長瀬が一番特色ある場所ではあるとこちらでも考えておりますので、そちらの協議会に参加する中で長瀬が魅力的に発信できるような要望とか働きかけをしていけたらいいなと考えております。

また、義務教育の無償化ですが、実際入学する際にはどのくらいの経費がかかるのかというご質問だったと思いますが、小学生につきましてはランドセルなどの用品、そういったものを含めまして7万5,000円くらい、プラスアルファ。また中学生につきましては、制服、ジャージ、それから靴、上履きなど含めまして7万円くらい、プラスアルファ。ただし、これにつきましては、買うもの、購入するものによりましていろいろございますので、あくまでも参考の金額ということでございます。その中で、先ほど議員もおっしゃられていましたが、入学祝金として小学生には1万円、中学生には3万円を支給しております。また、就学援助費としまして、要保護・準要保護の家庭には、その辺の援助をしております。

以上でございます。



◎発言の訂正

〔「議長、ちょっと修正……」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 失礼します。先ほど関口議員の質問に対して、行政報告書の部分の商工費の中での観光費の内訳ということであったのをちょっと間違ったご回答をしてしまいましたので、訂正させていただきます。

観光費につきましては、商工費の中のうち2,321万356円の決算額となっております。令和元年度の決算のこちらの中の比率でいきますと64.5%になります。構成比の割合でいきますと0.7%となりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、再質問でお聞きをします。

先ほど総務課長の答弁で、住宅によって聞きづらいのではないかというお話でありましたけれども、よく聞こえるときと、全然聞こえづらいときと、うちなんかでもあるのです。だから雨が降って雨の音で聞こえないとかそういうのではなくて、あれどういうわけで、風向きという話になるのかも分からないけれども、非常に聞きづらい放送があったり、すごくはっきり聞こえるときとケースによって、これは聞かせたくないときには聞きづらいのかも分からないのだけれども、それがあるのです、実際に。

だからほかの市町村あたりを調べると、さっきも言ったラジオ、災害のラジオ、ふだん普通のラジオを聞いても役場のほうで、この災害の電波を発するとラジオが消えて、その役場の放送が聞こえるというのが災害ラジオがあるのだけれども、そこに行かなくてもこれだけお金かけて毎年修理しているのだから、どうにか聞きやすい放送のスピーカーを配置できるように業者にしっかりと話をして進めてもらいたいのと、くらしのカレンダーの一番下に書いてありますよね。放送が聞こえなかったときには、この電話番号にすれば無料で聞こえますと。あれをもっと広報したほうがいいのではないですか。私がもう近くのおばさんから電話が来たりすると、この電話番号にかけて聞いてみなと言ってやっているのだけれども、そのおばさんは、また俺のうちに電話よこすのだよね、聞こえないと。だからそういう広報のやり方もやっていったり、スピーカーをいじると聞こえなくなるのかも分からないし、ちょっと対策を練ってもらいたいということです。

それから、企画財政課長の答弁を聞きました。いろいろ発表はしていると。発表はしているけれども、本当に広報で出てくるのだらうとは思っているけれども、実際に今、先ほど今年の結果は、そういう結果が出たけれども、一般質問でやったように以前からのをやってくるとおろそかになっていることがあるから、去年のが、決算がこれで通ったから、これでいいではなくて、その前もお金を使ってあるのだから、しっかり検証してください。

それから、不用額については、そちらから言わせればそういう不用額でしょう。でも各課では、まだもっといろいろな仕事したいのがあるのだと思う。3月補正でも何でも組むように、本当に少ない財源なのだから有効に使ってもらって、やってもらいたいというのが私の質問の気持ちです。

建設課長の答弁で、工事をやって新しい橋架けると何倍も経費がかかってしまう。それは私もよく分かります。でも、これから幾つ橋が点検、改良やるのだから分からないけれども、工事をやるときに少しは使

いづらかったら、もう改良しながら修理していったほうが、このチャンスだからいいのではないですか。これから50年もつからと使い勝手の、昭和の初めの頃に造った橋だから、その昭和に合わせて造ってある橋なのだから、少しは改良して、いいチャンスだからやっていったほうがいいのではないかということでこの質問をしました。

続いて、産業観光課に聞きますけれども、本当にこのグラフで、では課長、商工費という小さいこれっさりだよ。この中に、あの大きな観光関連予算と商工会の商業の予算が入っていて、このあれでどれだけになるのかなと私が不安だから聞いたのです。いま一度、さっき言い直したやつを言ってください。この商工予算の中に、観光関連が全て、議会でこれ聞いていると、もう必ず観光が出てきて観光、観光、観光、観光と補助金が行ったりしているのを、耳がよく観光というのは聞こえるようになったのです。だからその割合をしっかりと教えてください。

それから、緑の村開発、プールの設計まで行ったと。それ、その設計がどうなっているのか、ちょっともう発表してくださいよ、決算なのだから。

それから、里山・平地林の検証は、民地があるからと、民地をやっているわけでしょう、里山・平地林は。あれはちゃんと規則で5年間はやりますよという条件の下で税金できれいにしているのだから、ちょっと答弁違います。ちゃんと規則の中に、民地をやっているのだから。いま一度、里山・平地林事業の検証方法を教えてください。

それから、プレミアム商品券の加盟店が103店舗、ここで聞いている人はそんなに店があるのかと思っている人が多いと私は思うのです。商工会でプレミアム商品券なんかやると、もう加盟店がすごく多くなる。これは103店舗で間違いありませんね、お聞きをします。

それから、税務課長にちょっと勘違いで答弁してもらったのだけれども、私が聞いているのは、長瀬町を牽引する、あの広い土地を持ってという、例でいうと酒蔵、それから岩田でいうと南州工業とか、そういうのが長瀬町をこれから牽引していく企業だということで、県が指定していると思うのだけれども、その検証結果というか、検証しているのかどうかでいいです、細かいことは。お願いをいたします。

それから、町民課長に資格証明書の数が増えているように私が聞こえたのです。国保で20件も資格証明書が発行されていると。これ困っている人だったら、本当に助けなくてはです。その税金をわざとに納めないで資格証明をもらっているのだったら、放っておいてもいいでしょう。だけれども、本当に困っているかどうか、これ資格証明書で医者へかかっているのも、もし本当に困っている人だったら助けてあげなくてはなので、そこをちょっと、もし分からなかったら健康福祉課長のほうがこれ分かるのかな、ちょっとかわいそうな事例になるかどうか、税金払わないからこうなったのだよという数なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、市町村型の浄化槽は、下水道組合に言えばいいのだというのは私も今回はっきりしたので、もし相談を聞いたら下水道のほうに話をするように、私も広報するから町のほうもそういう宣伝してあげてください。

健康福祉課の福祉有償タクシーとお助け隊は、何か分かったような分からないようなのだけれども、私は何で商工会がやっている。これ社協でやるべき仕事ではないかなとずっと思っていたので、商工会でも車がなかったりボランティアが少ないというのだったら、ちょっと応援をしてあげてください。公共交通の話が、この町はどこかへ飛んでいってしまったようなので、足が困っている方が結構いますので、お願いをしておきます。

教育委員会の義務教育の費用は大まか、これ以上言ってもあれなので、私が言うのは教育費が低いという話をしたのは、ほかの秩父地域の他町と比べると、1人当たり教育費が長瀬は低いのではないのかなと以前質問もさせてもらった経緯があるので、どうなっているのかなということだったのです。

ジオパークについては、以前も言いましたけれども、私も高校に通っているときに、もう長瀬と言ったら岩畳、岩、学校へ行っても、秩父、「関口はどこから来たんだ」、「秩父」、「どこ、それ」と言われても、長瀬と言ったら、もうみんな知っていたのです、その当時。

今は、もうリタイアしたから孫を連れて遊びに来ているのです。もう私も何組も本当に民泊状態ではないけれども、ゆったりしながら、長瀬を見ていってもらっているのだけれども、このジオパークの意識がなかなか盛り上がってこないように感じるので、そこをもう一度、どうやって意識を高めるかお聞きをいたします。

では、それを再質問。これでもう決着するように皆さん答えてください、お願いします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

防災無線のほうは、平常時でも聞きづらかったり、聞こえたり聞こえなかったりするときがあるということですが、それには防災ラジオはどうかということですが、昨年の12月議会でやはり岩田議員からご質問がありまして答えさせてもらったのですけれども、確かに有効な伝達の一つだと思います。役場としても検討はしたのですけれども、やはり長瀬町の周波数に合わせますと、長瀬独自の防災ラジオをつくらないといけな。そうすると1台2万円からかかるということで、2,900世帯にお配りしますと約5,800万円かかるというような積算をしております。そのようなことから先ほど関口議員も言われましたけれども、フリーアクセスの周知、こちらにつきましては年1回は防災特集ページでもお知らせしているのですけれども、やっぱり文字が小さかったりしますので、その周知方法を工夫しながら町民の方にお知らせしたいと思います。

また、時差放送を試験的にしておりますが、その時差放送も一つの子局が終わると、次の子局まではインターバルで3分から4分かかってしまいまして、そうすると次また違う人が、あれっ、また放送があったとかそういうような問合せがあります。ですので、そちらも改修するには費用がかかりますので、その辺も今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 関口議員の再質問にお答えをいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略についてしっかり検証をということでいただいたところでございます。おっしゃるとおり、検証と、あとその後はどう生かすかというのが大事だと思っておりますので、この後の令和元年度の検証をしっかりとした上で、その後の取組に生かしていきたいと思ひます。

また、不用額について、少ない財源を有効にというのも議員のおっしゃるとおりでございます。その年度内にやるべきものがあれば、当然補正予算を編成してやるべきだと思いますし、逆に不用額はそのまま翌年度の歳入として繰り越すことになります。翌年度の編成状況も見ながら、その辺はバランスを考えて執行していきたいと思ひます。

以上です。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

今後の橋の状態に改良して、使いやすいようにしていったほうがいいというご質問だったと思いますが、今回の119号に関しましても、原因をしっかりと調査いたしまして、何でもこういう、さびが結構ひどかったのですけれども、何でもこういうさびがひどかったかということも検証いたしました。

坂なのですけれども、側溝がなかったということで、その一部分も設計の変更をさせていただいて、側溝をつけさせていただきました。そういったことで、今後もそういう軽微なものになるかとは思いますが、検討していきながら、橋の管理のほうはしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、商工予算の中に観光費の割合がどのくらいあるかの再度回答ということで質問があったかと思えます。こちらにつきましては、観光費の事業費総額が2,321万356円ということでございまして、商工費の3,598万3,000円のうちの割合ということでございますので、64.5%になります。

構成比なのですけれども、商工費として1.1%ということでございますので、その商工費の割合の64.5%を1.1%に掛け合わせて導き出しますと0.7ということになりますので、よろしくお願いいたします。

また、2番目のご質問の緑の村のプールの設計の状況ということでございますが、こちらにつきましては令和2年度の予算ということで、現在、設計業者のほうに委託させていただきまして、竣工図等を見て、あと現地等を確認して着々と取壊しに向けた設計のほうの業務を進行していただいているところでございます。

また、3番目の里山・平地林の検証というふうなことでございますが、こちらにつきましても議員のおっしゃるとおり、事業の予定地が民有地、または個人、または共有林ということでございまして、長期間にわたって人の手が入っていないということから、実施後は林が明るくなってよかったとか、イノシシの出没が減ったなどの地権者の方や地域の方から好評をいただいているものでございます。

また、維持管理につきましては、事業を行うときに協定書を結びまして、5年間維持管理をしていくというふうなことで実施をしているものでございます。

プレミアム商品券の利用店舗103店舗が多いのではないかということでございますが、こちらにつきましては担当者のほうからいただいた資料のほうで確認しましても103店舗ということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

まず、資格証明書の関係でございますが、ちょっと私の説明が悪かったせいか、資格証明書につきましては発行はいたしておりません。先ほどの件数につきましては短期保険証ということで、こちらにつきましては今までも国保税を滞納している方に納税相談を実施した上でお渡ししているものでございまして、件数につきましては先ほどの短期保険証のほうで20世帯35人ということになっております。保険証を全く出していないということはございませんので、そういった状況でございます。

それから、もう一点、市町村型浄化槽の補助の関係でございますが、先ほど町のほうでは広報を行っておりませんということでお答えさせていただきましたが、毎年、町の広報紙のほうには、年1回ですが、お知らせをさせていただいております。それから、役場へ直接来庁された方には、組合のほうで作ったパ

ンフレット等がございますので、そちらをお渡しする等で簡単な説明はさせていただいております。先ほどお話がありましたが、もし浄化槽の設置の関係で関口議員にまたそういったご相談がございましたら、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、関口議員の再質問でございますが、先ほど町民課のほうも短期の被保険者証でということだったのですが、町民課のほうで答えましたので、あのとおりでございます。ただし、生活困窮であるとか、それから生保への相談、そういうものは健康福祉課のほうでお受けいたしておりますので、そういうご相談がありましたらアスポートや秩父福祉事務所等に的確につないでいるところでございます。

次に、福祉有償とお助け隊の件ということでございました。お助け隊の件につきましては、特に今健康寿命の延伸ですとか、介護予防ということで事業を進めておりまして、元気な高齢者で、かつ移動手段がないからというのが多くなるということが課題でございますので、引き続き検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（野口健二君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（相馬孝好君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

質問の内容を勘違いしてしまいまして、大変失礼いたしました。牽引企業の効果につきましては、税務会計課では検証は行っておりません。今後は、可能な範囲で検証を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

ジオパークの意識をどうやって高めていくのかというご質問だったと思いますが、長瀬町には埼玉県立自然の博物館がございます。こちらがやはりジオパークの中でも重要な拠点施設ということで位置づけられておりまして、そちらには大規模な常設展示のジオパーク、秩父に特化したものが展示などをされておりますので、こちらとも連携を取りながら、いろんな情報を発信していけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに。

○7番（関口雅敬君） 終わりでいいです。

○議長（野口健二君） 岩田務君。

○4番（岩田 務君） それでは、聞き漏らしもあるかと思いますが、何点か質疑をさせていただきます。

決算書の27ページ、民生費県補助金ですか、真ん中辺りの一番右の安心・元気の補助金と放課後児童の補助金が合わせて予算では877万3,000円でしたけれども、決算では669万4,000円とおよそ4分の3の金額となっております。平成30年度には予算よりも決算額が増えておりましたが、こちらの理由について伺います。

次に、43ページ、13の委託料、真ん中よりちょっと下ですか、予算時には、この中に運転管理業務委託料61万3,000円が入っていましたが、こちらはどこかに移動したのでしょうか。

続いて、47ページ、一番下のほう、交通安全対策費、1の報酬ですが、29年度当初予算では111万6,000円

を30年度89万3,000円にして不用額が22万3,200円でした。令和元年度も予算は89万3,000円に対し不用額が20万4,800円、約23%となっておりますが、金額が小さくても毎年の不用額の割合が多いものは改善すべきと思われますが、いかがでしょうか。

50ページ、企画総務費の8の報償費、上のほうですか。予算30万8,000円に対して支出済額6万4,800円ということですが、こちらは何に対する報償金で、これだけの予算を見込む必要があったのか伺います。

同じページ、下の12の役務費から13の委託料へ15万円流用しております。前にも伺いましたが、委託料もないのであれば分かりますが、委託料も不用額が出ているのに、なぜ流用するのか、こちらについて再度説明をお願いいたします。

61ページ、民生費、社会福祉総務費の8の報償費で不用額が28万4,822円と当初予算の約6割が不用となっておりますが、こちらも理由を教えてください。

77ページ、真ん中のちょっと上ですか、19の負担金、補助金及び交付金ですけれども、こちらも予算では179万円に対し不用額53万2,395円と約3割程度不用となっております。こちらも理由をお聞かせください。

79ページ、一番下の農業振興費の19負担金、補助及び交付金ですが、予算171万2,000円に対して支出済額71万8,511円で約6割が不用となっております。この中の負担金や補助金等の金額は毎年それほど変わることがないと思われますが、理由を伺います。

81ページ、一番下の林道費、12の役務費の170万9,000円に対する不用額、こちら163万2,000円で約96%となっております。こちらも理由を伺います。

次に、分かりやすく行政報告書から伺いますけれども、10ページ、区分の上から2番目の普通建設事業費、ここ数年がずっと減少傾向となっております。令和元年度につきましては、前年度比マイナス54.2%となっております。29年度と比べるとマイナス約61.2%、ここ6年間でずば抜けて最も低い決算額となっております。町とすれば予算が少なく済むのはいいのかもしれませんが、大雪のときや大雨による土砂災害のときをお願いをする建設事業者が健全な運営ができなくなってしまうということは、町にとっても大きな痛手となります。災害復旧や雇用増加にもつながることになりますので、建設事業費についてもある程度一定の予算を確保することが必要だと考えますが、こちらについて伺います。

20ページ、これ広報の発行ですけれども、前回も聞きましたか、表紙が白黒14ページ、9回とか、カラーが14ページでどうのこうのとかになっているのですけれども、最近、印刷会社では1色もフルカラーも費用がほとんど変わらない、または全く変わらないところもあります。そちらについて前もお話したのですが、どこか見積りをまた取ったりとかしてみているのかの確認になります。

21ページ、4の真ん中辺です。財産管理事業ですけれども、①の役場庁舎環境衛生管理等の業務委託料が、昨年より181万1,984円、約36%増となっております。この業務が委託契約だとすると、毎年約180万円分を増加して支払っていくことになると思われますが、何年契約で、何の委託分が増加したのでしょうか。

24ページ、真ん中のちょっと上、9、防犯灯の維持管理ですけれども、寄贈された20基と寄附金の6基を新設したというのは、どこになりますでしょうか。

27ページ、下のほうで、表の中の婚姻についてです。前年度は106件から今回69件と35%ほど減っております。出生者数を増やすためにも結婚は重要だと思われ、町としても結婚新生活支援事業や県のサポート事業なども始まっていたと思いますが、これらの効果はいかがなのでしょう。

31ページ、あと4つぐらいです。一番下のシルバー人材センター助成事業で、これ確認になりますけれども、文書の中で、事業実績は前年度より5.3%減少したとありますけれども、平成30年度の契約金額は7,099万831円で、今回の契約金額は7,340万4,752円です。こちら事業実績が契約金額となっていると思われますが、正しいのか確認をお願いします。

45ページ、2の生活環境の美化で、公害防止事業のその他が30年度8件に対し、今回27件と3倍以上に増えておりますが、こちらの苦情内容等はどんなことだったのでしょうか。

80ページ、旧新井家住宅の年間観覧者数ですけれども、30年度5,371人が5,128人と微減になっております。もちろん観覧者数は観光客の数にも左右されると思いますが、パネルの政策や展示室、改修工事を行ったということで、観覧者数は増えてもいいのかなと思われると思いますが、現在、このリニューアル工事についてどういう方法でPRしていて、また今後どう周知していくのか伺います。

最後、84ページ、こちら確認になります。(4)の施設設備等の整備の中で、昭和56年に建設された施設は39年を経過しとありますが、平成30年度の行政報告書は37年を経過しとなっております。小さいことかもしれませんが、耐用年数に達しているかないかは、その1年で違うわけでございますので、そういったことも含め、こちらはどちらが正しいのか確認のため伺います。

以上です。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。総務課関係は3点だったと思います。

初めに、決算書の43ページのほうの委託料ですけれども、30年度は運転管理業務委託があったということですが、この令和元年度のほうにはないということです。こちらにつきましては、30年度まではシルバー人材センターに運転業務を委託しておりましたが、令和元年度につきましては再任用職員、以前運転要望をしていた職員が再任用職員となり、運転業務と事務の両方をやってもらうことになりまして、再任用職員が運転業務をやっておりますので、こちらの委託料を支払う必要がなくなったということで、元年度は掲載がありません。

続きまして、47ページの交通関係ですけれども、こちらにつきましては交通指導員の報酬になります。昨年度は、指導隊が8人おりました。予算は定数10人ですので、30年度予算もプラス2人分の予算を取らせてもらいまして、指導員さんを見つけておりましたが、指導員さんが見つからなくて8人のままでございました。

令和元年度につきましても、当初8人の予算で、8人プラス1人ですか、プラス1の、1名見つけようということで9名の指導員さんの報酬を見込んでいたのですが、元年度当初、4月に入りまして2人の方がおやめになりまして、今指導員さんが6人になりまして、その分の報酬が執行残として不用額として残ったものでございます。

最後に、行政報告の24ページの防犯灯なのですけれども、秩父イワサキから20基、その他一般の方から6基、寄附金をもらいまして設置したわけでございますが、秩父イワサキにつきましては町内全域で、商工会の街路灯ですか、そちらが撤去された部分を中心に現地を確認しまして、要望等もありました部分を確認して20基を設置させていただきました。また、6基につきましては、寄附の方から、駅前から、あと落合眼医者ですか、眼医者にかけての防犯灯設置にしてくださいということを言われましたので、あそこを中心に設置したものでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 岩田議員のご質問に順次お答えいたします。

まず、決算報告のほうですが、50ページ、51ページの企画総務費の第8節報償費についてでございます。

まず、何に対する報償費かということでございますが、こちらは先ほども出ましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の検証委員の外部の方に関するもの、及び地域公共交通会議の外部委員さんに係るものとなっております。

不用額が生じている理由でございますけれども、報償費について辞退をされている方がいらっしゃったりとすとか、また地域公共交通会議、本来、年度末に行う予定だったものが、新型コロナの影響もありまして後年度に延期になった関係もありまして、不用額が生じているものでございます。

同じく50ページ、51ページの中で、役務費から委託料へ15万円の流用が生じていると。なのに委託費のほうで不用額が生じているというところでございますが、まず流用につきましては、昨年度、地域おこし協力隊の隊員を募集するための広告費用として、予算編成の際は役務費として確保をしておったのですが、執行の段階になりましてホームページ、ウェブページの作成を含めて委託として行ったほうがより効果的に募集ができるのではないかとということで、委託料に流用をしたところでございます。

その流用したタイミングでは、委託料の中に含まれております地域おこし協力隊員に実際に払う委託料があるのですけれども、そちら固定費の部分と実際に使った経費に係る部分とありまして、特にその実際に使った経費に係る部分については、幾らかかるかという見込みが立たない時点での流用でしたので、結果的に委託料のほうに不用額が生じたものでございます。

次に、行政報告書のほうでございます。まず、10ページの性質別の歳出決算の比較において、普通建設事業費が大きく減っているということでございます。平成30年度ですとか29年度に比べて減っているというのはご指摘のとおりでございます。主な内容としては、平成30年度にありました長瀬地区公園の整備ですとか、塚越グラウンドの整備ですとか、そういったものの完了に伴いまして減額となっているものでございます。

公共事業が一定程度必要ではないかというのは、岩田議員のおっしゃるとおりであります。ほかの扶助費等も含めて、かかる経費というか、必ずかかる経費というものもございますので、財源とのバランスを見ながら編成をしていければと思っております。

次に、行政報告書の20ページです。「広報ながとろ」の表紙が白黒とカラーのもの、費用があまり変わらないのではないかというお話を、すみません、以前もいただいているということなのですが、令和元年度に関しましては、若干ではありますがカラーのほうはまだ高いということで見積りが出てきて、その内容で契約をしたところでございます。今後につきましては、またずっとそれで行くというわけではなく、都度見積りを取るなり、今頼んでいるところに限らず、より効率的な執行ができるようにしてまいりたいと思います。

21ページの中ほどですか、財産管理の中の庁舎の環境衛生管理の業務委託の件だったかと思いますが、180万ほど増えているというものでございます。認識が誤っていたら申し訳ないのですが、こちらにつきましては令和元年度は年度を通しての契約、執行になっております。30年度は途中からだったかと思ひまして、その分の増額かと思ひますので、そのようになっております。

企画財政課関係は以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、決算書の27ページの関係の補助金の減少額の理由についてだと思います。これにつきましては、行政報告書の37ページに民間保育所と補助事業ということで載っております。安心・元気！保育サービス支援事業費補助金につきましては、内訳としてはそこに書いてあるとおり、1歳児担当保育士雇用、障害児保育、アレルギー等対応給食でございます。これについては、これに対応する子供が、お子さんがいらっしゃる場合につくもので、前年度に比べこのところは実績上少なくなっているため、減少したものでございます。

また、放課後の関係でございますけれど、これにつきましては3月から小学校の臨時休業に伴いまして実際は費用が多くかかっているところでございますが、その新型コロナに関する部分につきましては、国庫のほうで補助が出たという感じもありますので、その辺が多少減ったのではないかと思います。

次に、決算書の61ページの報償費の不用額でございます。この内訳につきましては、16万8,000円が成年後見人に関する費用となっております。これにつきましては、最後3月末までいつ来るかわかりません。こういう費用につきましては、3月補正で減額という形で取れませんので、毎年この分は残っております。利用がない限りは残すようにしております。それ以外の差額分については、昨年度、子ども・子育て支援事業計画を策定しまして、健康福祉推進委員会を開催してきました。出席する委員さんの数に応じまして、多少その辺の残が出たというふうに考えております。

次に、決算書の77ページの不用額についてのご質問だったと思います。これにつきましては、予防費ということで成人保健、大人の人の関係、それから子供の母子保健、それから予防接種、これは各事業の積上げでございます。特に多く残ったものが早期不妊検査、早期不妊治療費、不育症検査費、この不妊の関係の方が、30年度は3人いた方が1人という形になったもので、その分が多少残ったというふうに思っております。ただし、この辺につきましても、先ほど申し上げたとおり、最後まで減額できない費用でございますので、不用額として生じたものでございます。

次に、行政報告の31ページの金額の関係については、確認して後ほどお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

行政報告書の27ページの婚姻届の件数でございますが、こちらにつきましては令和元年度が69件、それから平成30年度が106件ということでございますが、こちらの届出件数につきましては町が受け付けました受理送付込みの件数でございまして、一時滞在として受けたものもカウントされております。また、そういったこともございまして、年数をちょっと遡ってみますと、平成29年度は74件、28年度は97件ということで、年によってやはり多い少ないということがあるように思われます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

こちらは決算書のほうですね、すみません。79ページの19負担金、補助金及び交付金の不用額99万3,489円が多いのではないかとということでございますが、こちらの事業、農業振興費でございますが、19節の内容

でございます。農業振興対策の事業として狩猟免許の取得、種苗の購入、病虫害の防除、防護柵の設置等の事業を行っているものでございますが、申請が当初予定していたものよりは少なかったということで、なかなか余ってしまったものでございます。特に多いというものが、地域特産品開発事業の補助金につきましては申請がなく、そのまま全部残っているということで、予算額50万円に対して交付額ゼロ円ということでございます。

また、景観作物等の植栽事業補助金につきましても、予算9万円に対して申請なしなのでゼロと。大規模拡大の支援事業補助金につきましても、予算額25万円に対して交付額ゼロということ。あと、農業振興対策費の病虫害防除は、3万円の予算に対して交付額ゼロと。農業振興対策補助の種苗費の予算が12万5,000円に対して、交付が4万3,000円といったことと、それぞれの事業が3月末日まで申請ができるということがございまして、減額措置ができなかったものでございます。

また、2つ目の決算書81ページの林道費の不用額163万3,570円につきましては、こちらは林道の災害復旧事業を起債に切り替えた関係がございまして、このまま残っているというふうな状況でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。2つあったと思います。

1つ目が、旧新井家住宅郷土資料館の入場者数が、改修工事はしたけれども減っているということで、増えてもいいのではないかなということなのですけれども、こちらですが、開館日数が新型コロナウイルス感染拡大の関係で3月を休館にしたということで、開館日が33日減っております。通常どおり3月開館したということで、予想としては昨年度、平成30年度並みには入場者は入ったのではないかなということを予想していたところです。

こちらのPR方法なのですけれども、チラシの作成をしたり、企画展として唐沢獅子舞展や絵手紙の展示などをやってまいりました。また、フェイスブックに発信をしたり、今年度は公式ユーチューブチャンネルのほうでも発信をしていくということになっております。今後もそうした企画展をするなどして、新井家などは維持保全していくことになると思いますが、変化のあるところを設けながら、PRをしていきたいといいなということで考えております。

すみません、2つ目を忘れておりました。もう一つが、行政報告書84ページの給食センターの建設からの年数ということなのですけれども、平成30年度は37年が経過したということで、今年度、令和元年度では39年ということなのですが、給食センターは昭和56年の3月に建設しておりまして、令和2年3月で丸39年ということになります。ですので、これ年度末で計算しますと39年ということになりまして、ちょっと捉える時点が前年度と違っていたようですので、この辺はしっかりと同じ時点で今後は捉えていきたいと思っております。

以上でございます。



◎発言の訂正

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 先ほど答弁した内容の中で、1点訂正をさせていただきたいと思います。

行政報告書21ページ、財産管理の中に含まれる庁舎の環境衛生管理等の業務委託の増額に関してですが、先ほど30年度は途中からだったというような答弁をしたのですが、訂正をさせていただきます。

こちら環境衛生基準に基づいていろいろな点検ですとか清掃などを行うものなのですが、いわゆる大掃除といいますか、ガラス面の窓の清掃ですとか、床下の清掃につきまして30年度、ちょっと諸事情で執行できなかった部分があったようです。それを令和元年度はしっかり行ったために、この額の増額となっているということでございます。

不確かな答弁をしまして、大変失礼いたしました。

○議長（野口健二君） 岩田務君。

○4番（岩田 務君） すみません、ありがとうございます。ちょっと聞き漏らしていたかもしれないのですが、生活環境の美化で公害防止がというのはいただきましたか。

あとは、言いたいことはあっても、質問になってしまうと困りますので、以上で終わります。確認させてください。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。答弁が漏れて申し訳ございません。

環境美化の、すみません、その他の27件につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、調べてお答えさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（野口健二君） あとの質疑は午後をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。1時までよろしくお願いします。

休憩 正 午

再開 午後1時00分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

あと質疑がある人は。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番です。まず、予算全般についてお伺いします。

近年、流用が増えているように見えます。30年度決算ではおよそ55件、令和元年度についてはおよそ70件ということで、予算の流用については予算の不足を補う例外的な手段であり、無制限に認められるべきではないと、必要不可欠最小限にとどめるべきとされていますが、予算立てや予算執行等が甘かったのではないかと思います。いかがな理由なのかを求めます。

続いて、歳入の不納欠損額が、30年度が予算の3.2%だったのが、令和元年度は3.3%とこれも上昇していますので、同じような質問あったかと思いますが、この主な要因は何かということ。

続きまして、歳出における不用額、これも度々出ていましたが、30年度、支出済額の3.3%であったのが、元年度4%と多くなっています。これも予算立て等が甘かったのか、使い切り予算をせずに、事業の費用対効果を鑑みて経費の削減を行ったのかということについて、お答えをお願いします。

続いて、プレミアム商品券、これ出ましたけれども、プレミアム商品券については、予算のほうで商品券の事務費国庫補助金が288万4,000円で、事業費が148万円、この数字だけ見ると、あれ事務費のほうが多いのかなと、予算で事業費よりも事務費のほうが多いのはどう思うのでしょうか、これ実際に支出を考えると、事務費が58万三千幾ら、事業費が334万というふうなことになるのですが、この事務費と事業費の補助金をそういうふうな事業費のほうに回して使うというのは、これ可能だからやったのだと思いますが、そこについてお尋ねします。

あとプレミアムについては、これ人数が決まっていたのではないかなと思うのですよ、一応想定した何人というのが。多分これはそうですね、所得にあれで。少なかったというお話なのですが、何人が申請したのか分かれば、そこをお答えをお願いします。

それから、ページを言ったほうがいいのかな、35ページ、さわか相談員の社会保険料掛金というのがちょっと少なくなって減額になりました。19万4,000円から16万440円と少なくなったのですが、これさわか相談員とか学校支援員が少なくなったとは思えないのですが、保険額が下がったのか、ちょっと額が少なくなっているのか、これについて。

あと、歳出全てについてということで、まず行政報告書のほうになると思うのですが、27ページと29ページにあるのですが、戸籍住民とか、本籍がある人のですね。ここで、本籍がある人の出生が49件であったのです。多分昨年度は、住民基本台帳だと11人出生していると思うのです。あれっ、本籍がある人の出生が49件、ちょっと考えられないので、これ信憑性があるのかどうか。信憑性というと失礼ですけども、こんなに本籍がある人の出生があったのかなというふうなこと。

あと、同じページで、今度はすみません、決算書の43ページ、職員採用試験に関わる経費というのが、前年度が18万9,540円だったのですが、5万2,860円、27.9%減額になったのです。あれっ、随分安くなったのだけれども、これどういう理由かなということ。

それから、同じページなのですが、全国女性町長サミット負担金は、これ以前のはなかったと思うので、今年度予算にもそれがのっていなかったような気がするのですが、これは昨年度こういうふうなことを行ったので、この負担金というのを去年だけ払ったのか、あとこの支出費は、歳入のほうが自治総合センターから190万円出ているのです。歳出のほうが204万6,137円、この差額になる16万7,137円は、どこかほかの予算から回ったのかなと、どこから回ったのかちょっと分からないので、それをお願いします。

あと、感想は駄目だということらしいのですが、51ページの地域おこし協力隊の広告業務委託料、先ほど多分企画財政課長の答弁があったと思いますが、何でもプロに頼んだほうが効果があるのではないかなというふうなお話だったのですが、これは全体予算の中で経費削減ということを考えると、役場職員でこれを出すというような発想はなかったのかどうか。このことによって42万6,600円ですが、これ経費削減ができるというふうなことなののですが、こういうのを積み重ねないと経費削減はできないと思います。

あと53ページ、税務に関することなのですが、内容が分からないので、次期e L T A X、何と読んでいいのか分からないのですが、このシステム更改業務委託料129万6,000円なのですが、これは多分税務で必要なのだと思いますが、どんなことなのかということが分からないので質問します。

あと55ページ、町民課ですか、住民基本台帳のネットワークハードウェア保守委託料と通知カード、個

人番号カード関連事務委託料がほぼ倍額になったわけなので、この倍増した理由は何なのかと。

あと、健康福祉が63ページなのですけれども、障害児通所給付費等負担金が3.87倍になっているというふうなことで、多分これは何らかの理由があると思いますが、100万円ぐらいだったのが、四百数万円になっているというふうなこと、約4倍近くなっているのです、これどんな理由でこのところが増額になったのかと。

あと警備に関わることで、ちょっとページはいろいろなのですが、67ページに出ているのですが、庁舎の警備委託料が21万8,616円、まあ21万と考えます。新井家住宅も同じように21万6,612円で、ふれ愛ベースが34万9,236円で、この広い庁舎を警備するのに21万、ふれ愛ベースを警備の委託料が34万9,000円、大分こういう経費がかかってくるのですが、ちょっと高過ぎると思うので、どういう理由かということをお尋ねします。

あと同じふれ愛ベースのところで、清掃業務委託料というのがあるのですが、ふれ愛ベース、基本的に利用者が清掃等をするのではないかと思います、職員もいたりというふうなことで、これ予算執行してしまったのですけれども、清掃、要らない費用、これも削減できる費用ではないのかなと、そんなところについてもお尋ねします。

あと69ページ、これも健康福祉課です。幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修委託料589万500円、幼児教育・保育の無償化、このシステム改修委託で589万円、結構な額になっておるとと思いますが、多分これも政府のほうで変えたから変えなければいけないということだと思うのですが、ひもつきの予算でやむを得ないのかということについてお尋ねします。

あとは71ページ、これは町民課だと思うのですが、長瀬町環境美化業務委託料というのがあるのですけれども、これも百八十何万円ぐらいですか、どこに委託して、どのような美化活動を行っていたのかというふうなことで、特に長瀬から上長瀬への幹線1号線ができたところに、歩道と車道を分離する路側帯ですか、何というのだ、あれ。ガードレールではないな、ブロックの高いやつ。すみません、ちょっと名前が出てこない。あれができたために、あそこの横にメタセコイアの枯れ葉がいつぱいたまっているのです。非常に目につく。これから特に紅葉がきれいになったりすると、観光客もあの辺歩いたりするかなと思いますが、こういうところに環境美化の清掃、できないからやっていないのだと思うのですが、もしできないとしたら、そういう広げていくということではできるのかどうかと。

あと77ページ、農業委員の報酬で、農地利用最適化推進委員の報酬というのが、30年度を見ると大分上がっているのです。合計でいくと30年度が256万2,000円で、令和元年度が446万6,000円、190万ぐらい上がっているのですが、この報償というのですか、この関係、どうしてこんなに高くなるのだろうというふうなこと。

あと79ページ、これ産業観光課だと思いますが、農林水産業費に占める農業振興費の比率は4.5%なのです。以前から私言っていますが、特に去年は井戸公園の件があって、31.2%予算の中にあっただのであれですけれども、農業振興費が農林水産業費の中の4.5%というのでは、非常にその予算が少ないのではないかなということで、このことについて質問します。

あと、みどりの村管理費、もうこれ出ていますが、重複するところがあるのですが、ちょっと内容が違いますので。これは30年度終了した事業ですよ。でも、なおかつ去年もその地代を払って、また仮払いをします。今年度についても、これを予算化されていると。来年度以降にということは、もう先ほども課長の答弁で分かりました。来年、これを解体して戻すと。しかし、この事業は30年度に終わる予定の事業

であったと。それを最小限でも2年、3年になるのですか、過ぎてお金を使うと。これは税金の無駄を省くという観点からどういうことなのかと。もう少し早く計画をして、やるべき予算だったかと思いますが、そのことについてお尋ねします。

教育費について、これも出たと思うのですが、昨年より17%減少しました。そのことではなくて、児童生徒の減少をも影響があると思うのですが、本年度、学校のあり方検討委員会という委員会が結成されました。これで町の学校の在り方を検討していくというふうなことで今後進んでいくと思いますが、これはちなみに令和元年度の予算で、第一小学校については、小学校の予算の中で第一小予算を要するに人数で割る、222人で割ると1人当たり3万9,961円。

同じように二小については、JAから買った土地がありますので、あれを抜きました。あれを抜いて計算すると、二小の生徒1人について8万5,389円、中学校につきましては7万1,225円という1人当たりの教育費の差があるということなので、こんなふうなことも考慮して学校のあり方検討委員会を進めていくのかどうか、これはちょっと昨年度だけに限っていませんので、回答がなければそれで。

あと、小学校のコンピューターのリース料が、中学校は同じなのです。小学校は261万2,466円、それが昨年度は314万2,152円ということで、かなり50万円ぐらい高くなっているのですが、これ台数が違うのかどうかということ。

あと97ページにあるのですが、英検と数検の受検料の補助金が減っています。これやはり受検者が減ったのかな、多分そうだと思うのですが、そのこと。

それから、要保護と準要保護児童生徒の援助費、これ増えています。それから、特別支援教育就学奨励金、これも増えています。ということは、そんなふうな該当児童生徒が多少増えているということなのかどうかという点について。

続いて、公民館費について、103ページです。公民館のほうの光熱水費が10万円程度減少していますが、この節減をしたのか、それともやはり利用者数がやや減っているからなのかということについて、これで例えばちょっと分からない点なので、コロナもあったのでもしかしたら公民館活動をふれ愛ベースに移してやったりとかいうことがあるのかどうか、そういうので減少したのかということについて、お聞かせ願いたいと思います。

なお、公民館費については、受益者負担の観点から、なぜ利用者団体から使用料を多少でもいいから取らないのかと。例えば秩父市の体育館に行ってみれば、あそこで利用料、市内の人、町外の人とかいうことで取ったりするところが多くなったので、やはり町民全員が使うのではなくて、受益者負担にして、例えば1人50円でも、または1団体1回500円とか、そんなふうなことでもやっていけないのかどうかということ。

大分多かったのですが、以上の点についてお願いします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。総務課のほうは2点あったと思います。

まず、決算書の43ページの委託料の職員採用に当たっての適性検査と作文、採点業務、今年度が合わせまして5万2,860円、前年度、30年度の決算が18万9,460円ということでしたけれども、これは受験者数が30年度は24人でした。元年度は8人、その受けた受験者数の差で、金額の差が出たものでございます。

続きまして、こちらも次のページの45ページの女性町長サミットなのですが、負担金につきまし

ては、30年度の当初予算で2万円計上してあります。決算のほうで2万1,000円というふうになっております。こちらは各参加6町長さんから宿泊、または町の施設を案内しましたので、観覧料を含めた負担金として2万1,000円を各6町長さんから負担していただきました。町長も、当町も負担したものでございます。

それと、補助金なのですが、一般財団法人の自治総合振興センターシンポジウム事業助成金ということで190万円補助をもらいまして、支出が204万6,137円でございます。その差14万6,137円につきましては、当町の一般財源で支払ったものでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、全般的なところで2点。1点目として、流用が30年度に比べて増えているということについてでございます。流用につきましては、予算の款、項、目を同じとする予算の中で、節減された経費を別の使い方に充てることができるという予算執行上の制度でございます。議員おっしゃるとおり、多用することが好ましい制度ではありませんが、それぞれ予算編成時には見込めなかった事情などにより流用が生じたものであり、執行上の問題があるものとは考えておりません。引き続き最少の経費で最大の効果が得られるよう、予算の執行に努めてまいります。

また、不用額が多いのではないかとという点でございます。先ほどの関口議員への答弁と重なってしまいますが、不用額が増えているというのはご指摘のとおりでございます。ただ、これ村田議員おっしゃるとおり、使い切り予算という考えではやっておりませんで、執行上の工夫ですとか、入札、競争とかをしっかりした上で、費用対効果が高い執行をしておりますので、その結果、出た不用額ということでご理解をいただければと思います。

なお、こちらにつきましても、引き続き予算編成におきましては、積算が正しいかどうかよく確認をしてまいりたいと思います。

また、決算報告書の51ページ、地域おこし協力隊の広告で委託料に流用しているというところについてご意見を賜ったわけですが、これも含めて委託料について職員でやれる部分があるのではないかと趣旨かと思えます。村田議員のおっしゃるとおり、委託、外部でできるから、そこにやらせればよいというだけでは、費用に対して効果があるというわけではないと思いますが、委託することによって効果が高い、効果が得られる、もしくは職員の手ではできないというものについて、委託料として支出をしているというふうに考えておりますので、そのようにご理解をいただければと思います。

企画財政課関係は以上でございます。

○議長（野口健二君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（相馬孝好君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

全体の中でのご質問で、不納欠損額が増額となった理由ということなのですが、昨日ご説明したとおり減額となっております。不納欠損額の総額でございますが、216万3,235円に対前年度比がマイナスの86.3%、1,361万8,581円の減額となりました。この減額となった要因でございますが、平成30年度は個人住民税において高額の特例課税がございましたが、本年度はそのような高額な事案がなかったために減額となったものでございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会計管理者兼税務会計課長（相馬孝好君） 減額の理由でよろしいでしょうか、すみません。

それから、あと決算書の53ページ、次期e L T A Xシステム更改業務委託料はどのようなものだったかというご質問でございましたが、e L T A Xシステムは地方税における手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムであり、令和元年9月に地方税共同機構が利便性の向上や機能改善、また全国どの地方自治体にも納税ができる地方税共通納税システムの導入を目的として更改することになったため、これに係る町のシステムの更改業務を委託したものでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めが、プレミアム商品券関係の事業のことでございます。歳入につきましては、議員のお話のあったとおり、プレミアム付事務費の国庫補助金の288万4,000円と事業費の国庫補助金148万円の合計436万4,000円が歳入として入っております。

事業の歳出の関係でございますが、職員の時間外ですとか、インクトナーですとか、消耗品、あと郵送料、それから対象者の抽出料とかシステム改修、それから事務事業の委託等、交ぜますと、総額の事業費は436万4,030円ということでございまして、30円が町の負担として行った事業になります。

あと申請者の数でございますが、決定させていただいた人数が428人でございます。販売決定額が741万円ということで処理させていただいております。

それから、農業委員さんの報酬の内訳がアップした理由ということでございましたが、こちらにつきましては昨年度、中間管理機構を利用しまして、農地の賃貸借設定の実施ができたということでございまして、その分の集約化成果の実績報酬というものが各農業委員さんと推進委員さんに交付があったということでございます。お一人当たり11万2,000円というふうな金額が、例年にはないものが追加となっているもので、ちょっと増えてございます。

それから、農林水産業費が少ないということでございますが、不用額等の説明でも申し上げましたが、メニューとしてはいろいろご用意させていただいておりますけれども、申請いただける方がいないとか、実際に農業とか林業を引き継いで若い方がやっているというふうなことが、なかなかできていないという状況がありまして、事業費的にちょっと上げづらいというところがございます。

あと、緑の村の管理費、平成30年で終了しなかった理由ということでございますけれども、こちらにつきましては30年の閉鎖の時期を迎えまして、前年の29年度から地権者である秩父鉄道、宝登興業、観光協会、商工会で構成しました緑の村の流水プール活用検討会というものを開催いたしまして、活用計画をいろいろ練っていました。その中で、いろいろ出てくるものを何とかしようということで動いていたのですが、なかなかちょっと思うように活用のほうができないというふうなことになります。事業の提案を待っていたわけなのですが、それがなかなか提出いただかなかったということでちょっと延びてしまって、提出いただいた内容を検討した結果、これはこの事業でちょっと事業費が大き過ぎてできないということで、本体の取り壊しを決めさせていただきまして、ちょっと遅れてしまったということでございますので、よろしくお願いいたします。

私のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、出生届の件数についてでございますが、こちらの件数でございますが、たしか本籍地だけの方も町のほうで受けていたかと思しますので、ちょっとその辺はすみません、今手元に資料がないのですけれども、そういったことで件数的にはこういう数値になっているかと思われます。

それから、あと住基ネットのハードウェアの保守の関係でございますが、こちらにつきましては、まず住基ネットシステムの運用でございますが、地方公共団体情報システム機構というＪ－ＬＩＳというところがございまして、そちらが行っております関係で、機器につきましてもＪ－ＬＩＳの示した仕様を満たすものを使わなければならないということで、平成30年度の２月におきまして機器の入替えを行っております。その入替え前の機器が、再リースであったこともありまして、金額も安かったこと、それから入替え後は金額のほうも戻ったといえますが、上がったわけなのですけれども、それが１年間４月から３月分までで31年度はかかってきておりますので、差が大きくなっております。また、途中で消費税も10月に変わっておりますので、その部分も若干ながら上がっているかと思われます。

それから、あともう一点ですが、通知カード、個人番号カード関連事務の委託料でございますが、こちら金額の算定におきましては、Ｊ－ＬＩＳのほうから概算交付額の根拠が示されておりますが、実際の算出方法につきましては、Ｊ－ＬＩＳのほうで通知カード、個人番号カード関連事務に要する費用の総額が示されまして、それを全国の住民基本台帳人口を各市区町村の住民基本台帳人口で割った数値で案分した金額が、年に２回に分けて市区町村に請求されることになっております。マイナンバーカードの発行件数が全体的に増加しますと総額が増えると思われるので、そういったことで請求額も増えていくと思われるしております。

なお、歳入でございますが、請求額と同程度の金額が、個人番号交付事業費国庫補助金として交付されておまして、歳入の国庫補助金をそのままＪ－ＬＩＳのほうへ支払うというような形でございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の健康福祉課関係のご質問に回答いたします。

まず初めに、決算書の63ページ、障害児の関係の通所給付費の増要因でございます。これにつきましては、行政報告書の35ページを御覧いただくと分かりやすいかと思います。35ページの中ほど、ちょっと下にあります障害児通所給付費のところですが、サービスの種別といたしまして児童発達支援と放課後等デイサービス、それと高額の関係が３つ併記してございます。

昨年度は、その下の２つがありませんでした。本年度皆増でございます。理由といたしましては、放課後等デイサービスで、以前請願も出たと思いますが、対象となるお子さんがいらっしゃったのですが、今までは秩父市内の放課後デイということで、なかなか通えないということでしたが、昨年度、長瀬にはくつろぎ、それから皆野町にくれよんができたということもありまして、利用人員が増えたということで、この部分は皆増でございます。

また、児童発達支援につきましても、昨年度より１名対象者が増えておまして、それに従いまして延べ利用日数も増加しております。その関係で、障害児通所の関係の費用については増、受皿ができたことによる増が大きな要因でございます。

続きまして、決算書67ページのふれ愛ベースの警備の関係でございます。これにつきましては、決算書をいろいろ皆さん見ていただくと分かるとおり、保健センターや、あと各学校、公民館、全て同じシステム警備委託で一緒です。同じシステムを使っているという理由だと思えます。

ふれ愛ベースのシステムにつきましては、今まで保健センターもそうですが、加入電話、いわゆるアナログ回線で発信するシステムとなっております。ふれ愛ベースについては、当初から光回線導入という形で計画していましたので、そのシステムはもう使えません。その関係で、光で発信するというふうなシステムを入れております。ただし、光は皆さんご承知のとおり、停電時は発信できません。その関係で、いわゆる携帯電話みたいなものが中に入っていて、それを携帯電話網を使って発信するというシステムに現行はなっております。その関係で、多少今までの加入電話アナログのシステムから比べると高いという状況になっております。

また、今、いろいろ入退庁なんかセキュリティーの関係の問題もありますので、将来的には入退出管理ですとか、そういうところまで拡張対応可能なシステムとなっておりますということで、今までの加入電話の関係のシステムより高いということでございました。

次に、同じページの清掃業務の関係でございます。利用者につきましては、自分で使った部屋、テーブル、椅子等の清掃はいたしますが、共用部分につきましては清掃をやっておりません。このため共用部分についての清掃をお願いしているところでございます。これらにつきましては、庁舎等でも職員がやっておらず清掃委託を通してまいりますので、この辺につきましてはほかの施設等々も絡めながら、経費削減に努めていくよう検討する必要があるかと思っております。

次に、決算書69ページの幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修事業委託料についてのご質問でございますが、これにつきましては昨年10月から幼児教育・保育無償化ということで、3歳以上が無償化となりました。これによりまして、ちょっと支払いのシステムが変わるという形で改修をしなければならないということで、国のほうから通知がございました。これに基づきまして、長瀬町の場合は町村会のシステム共同化事業でシステムを運用しておりましたので、その株式会社TKCから提案があった金額がこの金額でございます。

なお、国庫の補助は10分の10でありまして、その国庫補助基準額につきましては、基準額は600万円に人口掛ける150円を加算した約690万円が国庫補助の基準額でございますので、この金額から比べれば多少安い金額となったと思っております。

健康福祉課につきましては以上でございます。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

6個あったと思います。1つ目が、さわやか相談員の保険料が少なくなったのはどういうことかということなのですけれども、平成30年度まで勤務していた方と代わりまして、元年度から新しい方が入りました。その保険料の算定なのですけれども、基準となる標準月額に基づきまして算定するものでございまして、その月額が下がったため、その金額が下がっているものでございます。勤務状態については、時間とか日数とかは変わっておりません。

2つ目ですが、児童生徒の減少に伴って影響があると思うということで、それぞれの学校の1人当たりにかかる経費について、その辺のことを在り方検討委員会の中でも検討していくのかということだったと思うのですけれども、そうしたかかる経費なんかにつきましても、金額を出しながら検討していく一つの材料にしたいと考えております。

3つ目が、小学校のコンピューターリース料が、30年度と50万円ぐらい違っているというお話だったと思うのですけれども、こちらが5年の長期契約で平成30年6月まで契約しておりまして、その後7月から

新たに長期契約をする予定だったのですけれども、リース契約が終了後に所有権が町に移るということで、そのまま契約をしないで使える間は使っておりました。31年3月に改めて新しいものを契約しましたので、30年度の執行額が少なくなっております。令和元年度になりまして、本来のリース料というのですか、1年分のリース料が決算額として出ているものでございます。

4つ目が、英検、数検の実績が減っているということだったのですけれども、受検者が減ったかどうかというのは、ちょっと把握はしていないのですけれども、それらの補助金ということについての周知は、広報等で年3回しておりまして、小中学校にもお知らせはしております。申請者が減ったということだと思います。

5つ目が、要保護、準要保護の援助費、特別支援就学奨励費の援助費のほうが増えているということだったのですけれども、要保護につきましては3人から1人に減っているのですが、準要保護の児童につきまして50人から56人に増えております。特別支援のほうの対象者も、6人から13人に増えております。人数が増えていることによる金額の増額になっております。

最後が、公民館の光熱水費が10万円ほど減っているということだったと思いますが、ふれ愛ベースのほうに拠点を移したという団体が1つあるというのは、昨年度伺っております。

あと、光熱水費が減った要因としましては、3月に公民館・ホームまつりが中止になりまして、そこでガスとか水道の使用料がかなりかさみますので、その部分が大きかったのかなというのと、あと3月の夜の部が、夜休館しておりましたので、その辺の光熱水費のほうも下がっていったのではないかなと考えます。

受益者負担について、取ったほうがよいのではないかという考えなののですけれども、昨年度の使用料の改定の際にもちょっと申し上げましたが、建物がもう30年以上たっている古い建物です。公民館につきましては、生涯学習の拠点として従来からその目的にあった使用であれば使用料を免除するということで貸出しをしております。高齢者の方々の活動の拠点となっていることなどもございますので、現状のような形であれば、使用料のほうは免除するような形でしていきたいと考えております。また、大規模改修ですとかそういうことがあった場合には、またその際に考えていければいいかなと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 村田議員のご質問で、先ほど漏れてしまいましたので、環境美化の関係についてご説明させていただきます。

まず、環境美化業務でございますが、岩畳周辺を中心としまして、ごみの散乱の著しい場所の清掃業務を長瀬町シルバー人材センターへ委託しております。ご質問いただきました幹線1号線の場所につきましては、現在委託を行っている範囲外のため、清掃等は行っていない状況となっております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、少しだけ再質問のほうをします。

これ全体的なことに関わるのですが、例えば先ほどの地域おこし協力隊の件であるとか、今の公民館使用についてもそうだと思いますけれども、全体的に、ではどこで経費削減をしていくのかというところがなかなか見えないのです。ですから、どうしても例えば先ほどの健康福祉課で、国から10分の10で来ると。これも税金のうちなのだけれども、何ですか、五百何十万これかけなければいけないというふうなことで、

どうしても義務的な経費がかかってしまうというのはしょうがないと思うのですが、ではそれ以外で経費削減をしていかなければいけないところをぜひ来年度の予算につなげていただきたいというふうにまず思います。

農林水産業に占める農林振興費の割合と、もうこれどうこうしてくれというのではないのですが、長瀬町の農業センサスも2月に終わりましたよね。今、農業委員さんが見て回っているのですか、実態の調査をされています。はっきり言ってあまりにも草刈り農地が多いと思います。

我々高齢者が、その草刈りをやると、できなくなると、なかなか次世代の人が畑をやっている姿あまり見ないのです。私、全部見て回っているわけではないのですが、なかなか継承されていないと。そうすると長瀬町の農業かな、それで産業の一つと考えていいか分からないけれども、どうなるのだろうと。ますます雑草がはびこってしまうというふうなことが見受けられるので、これ農業振興ということで考えて、今までの令和元年度の予算でも不用額とか大分出ましたよね。だから、そこのところを少し考えて、これは農業振興になるか分からないけれども、例えば高齢者で草を刈れないところについての補助を考えてみるとか、それが振興かどうか分からないです。でも、そんなふうな新たな考えを持ってやっていけないのかどうかというふうなこと。

あと、先ほどふれ愛ベースの件が出ましたが、やっぱりそのふれ愛ベースについても、職員さんもいらっしゃるのだし、清掃は何とかそれで済むというふうなところは、それでも、たとえ十何万でも削減できるのではないかというふうなところが必要なのではないかなと、この決算においてというふうな感じがしますので、その件についてもう一度と。

あと、ちょっと教育委員会のほうで、次長がふれ愛ベースに1つ団体に移ったというふうな話なのですが、これはどこでやっても大丈夫ではないけれども、例えば公民館でやっていたのをそちらに持って行ってやりたいと。場合によっては、あそこのほうが場所がいいですね。何か高齢者があそこでちょっとダンスをやったりとかそんなふうな場合に、そういうのが可能なのか。そうすると、また使用料とかそういうのも考えていかないとできないかなと思うのですが、そういうのは可能なわけですね。そのところについて。

あとは、細かい点はあるのですが、緑の村はちょっと納得できない。もう言ってもしょうがないと思いますけれども、やはりこれは30年度にあくまでも計画が変わるのだから、そこまでに27年度あたりに計画策定をしておくべきだったと思います。これは責めているとかいうのはりません。現実こうなってしまったということは、やはり責任はあるのではないかなと。できないのだったら、例えば花の里をやって、これ費用対効果とかそういうものではないけれども、土地を借りてやったりしていると。あれもいつまで継続したらいいのかどうかとか、ただやっているから続けていると。私は、それは変えていく方法のほうがいいのではないかなと。これ決算ですので、あまりそっちへ踏み込んでもしょうがないので、答えられる範囲でお願いします。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

全体的な話として、どこで経費の削減をしているのかが見えづらいということ、また来年度の予算編成につなげてほしいということで賜りました。

予算の編成の段階で、当然やる必要があるもの、必要性があるものについて事業予算化しているところでございます。執行に当たっては、一定の金額以上のものであれば競争入札をかけますし、執行の段階に

おいて、これは実は職員で直接できたねというものがあれば、それはお金をかけずに執行節減するということを基本にやっております。非常に細かいことで、予算上とか決算上は出てこないのですけれども、例えば県庁に提出するものがあると郵便で送ったほうが早いし手間もないのですけれども、誰かが出張に行くときにまとめて持って行って郵送費をかけないとか、そういった努力も見え現れないところではあるのですけれども、しておりますので、引き続き経費を削減するという意識は持ちながら、予算の編成、また執行に当たっていきたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

まず、農林振興費が割合が少ない、草刈り農地が多いということで、若い人を見ないということで、今後どうしようかということだったかと思います。新たな対策として、議員の考えとしましては草刈りの補助とかというような事業の検討ができるかということだったかと思うのですけれども、いろいろ検討させていただいて考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それともう一つ、緑の村の管理事業について花の里としての検討はできたのかというようなことでございますが、先ほどの答弁とちょっと重なってしまうのですけれども、平成29年から地権者を交えた関係者と話し合い、今後どうしたらいいかというような話し合いをした中で、アウトドアスポーツ関係の計画ですとか、温泉施設の建設の話とか、いろいろその当時は出ていました。なののですけれども、具体的な話になってきた段階でちょっといろいろできなかつたりしまして、ご提案がその委員会の中であつたものに対して、具体的な資料を求めているところ、なかなかその具体的なものが出てこなかったという経緯がありまして、ちょっと時間を要してしまったということでございます。

花の里の事業としましては、今現在のところで、最近、広報ですとか、テレビですとか、放映等されておりまして、なかなかいろんな形でPRなどができておりますので、今後なるべくきれいに咲かせながらやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

ふれ愛ベースの経費の削減を少しでもやってほしいというご要望でございました。現在も取り組んでいないわけでは当然ございませんが、引き続き工夫して経費削減に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員の再質問にお答えしたいと思います。

ふれ愛ベースのほうに移った団体というのは、1団体が大正琴の団体だということで聞いておりますので、活動場所としては恐らくどこでもできるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（野口健二君） では、質疑はありますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 5件ほど、ちょこっとということなののですけれども、お聞きします。

まず、51ページ、地域おこし協力隊員委託料134万4,196円が出ていますのですけれども、これは協力隊員

という、協力隊ということになってくると1人ということはないと思うのですけれども、これは何人が関わっているのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

次に、79ページです。79ページの農業、和田農園除草作業業務委託料とは関係ないのですけれども、和田農園はよからぬうわさに今なっているのですけれども、それは知っていますでしょうか。貸したりで3,500円、1年間取るのですから、そのところでそういううわさが出ていますので、それは知らないではなくて、貸しているほうはそのぐらいのことはいろいろここでは言えませんのですけれども、いろんな話がいっぱい出ていますので、よく耳をダンボにして聞いて、そして善処していただくようお願いいたします。

それから、81ページです。81ページの松くい虫予防薬剤注入業務委託料が出ていますのですけれども、これは松の木に注射をするわけですから、これ松の木に注射をしますと、薬剤の効力は何年間もつのでしょうか。

それから、今、ずっと何回も何回も松くい虫の防虫やっていますということなのですから、まずは町内に何百本ぐらいあるのでしょうか。それから、松の注入をしてもらって民地に生えている松については、注射をしていただく個人負担は幾らぐらいかかるのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

それから、85ページです。85ページの土地借上料48万8,688円ですから、敷地の借上料というのですけれども、これを聞いたらどこの場所だかよく分からないのですけれども、そこは多分秩父鉄道の敷地内にあるかなとも思うのですけれども、これはどこの場所だかちょっと聞きたいと思います。

それから、あと、また文化財なのですから、この決算認定とか何かをやりましたということが出てきてくれるのが当然かと思いますが、すぐ教育委員会を責めるようで申し訳ないのですけれども、新井家住宅の保存を長くしようということで、いぶしたりだとか何かしたら煙を出したりすることをしてほしいと言いました。そのように善処しますという一般質問では回答をいただいておりますけれども、この件につきましては30年度に何回しましたか。それから、またもしそれがしていないようでしたら、これからのことがありますので、要するにアユの薫製のためにいぶしする機械とか何かもいっぱいあって、それに普通の木ではなくて、アユ用のなのですから、箱とか何かというのを借りてきて、それを移動して、そしていぶしたりすることがいいかと思います。

それから、そうでなかったら、手っ取り早いのが、いろいろの中に唐丸籠みたいな、籠ではなくて、網を二重か三重にやってもらって、その下に木を燃せば出ると思いますので、もしも時間がなければ、8時半から11時半頃までなら私も番つきぐらいはできるから、それに行ってみますので、あそここのところ、文化財をなるべく長くもたせるためには、国指定の文化財ですから、そここのところということで、今度は善処するように、それはお願いなのですから、ここに書いていないので。その4つを答えてほしいと思います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊、何名かということでございます。決算報告書の51ページです。令和元年度につきましては、11月から1人の方に地域おこし協力隊として委託をしております。なお、今年度、令和2年度には、新たに3人分の予算を計上しております、今後増える予定ではございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、和田農園の関係なのですけれども、いろんなお話は届いておりますが、個人的な内容が多過ぎるので、この場ではちょっとお話できないのですけれども、申し訳ないのですが、利用者の方と地権者の方の絡みでちょっといろいろ聞いてはおります。

2番目の松くい虫の薬剤が何年もつかということでございますが、こちらにつきましては5から7年ほどもつというふうなことで……

○8番（大島瑠美子君） 幾年。

○産業観光課長（玉川 真君） 5年から7年ほどもつということで聞いております。

あと、松が何本あるかということにつきましては、全体の数は把握はできておりません。

それから個人負担、こちらにつきましては特にいただいております。

○8番（大島瑠美子君） 言えばしてくれるというわけね。順番があるわけね、そうすると。1年間に幾ら、幾本という予算があるわけでしょう。

○産業観光課長（玉川 真君） そうですね。予算の中で処理させていただいております。

借上料ですが……

○8番（大島瑠美子君） 民地のほうについても無料でやってくれるというわけ。

〔「指定したところだから、個人的に、個人のお宅はやっていないですよ
ね」「もちろんですね」「今……」と言う人あり〕

○産業観光課長（玉川 真君） 失礼しました。松くい虫の防除の関係なのですけれども、基本的には個人のお宅というのはやっておりません。町が管理しているところ、場所でやっているということでございます。前提がそちらになりますので、よろしくお願いいたします。

それから、決算書85ページの借上料の48万8,688円の内訳ということでございますが、こちらにつきましては、長瀬町の観光情報館の部分が24万8,520円となります。それから、同じくサイクルステーションの部分が6万168円になります。

それから、町外の看板の土地の借上料としまして、残り3か所で18万円の支出をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（大島瑠美子君） それは秩父鉄道に払っているの、どこに払っているの。

○産業観光課長（玉川 真君） 駅構内に関しては、鉄道になります。

○8番（大島瑠美子君） 秩父鉄道。

○産業観光課長（玉川 真君） はい。

○8番（大島瑠美子君） お互いだからいいのではない、そのくらいと思いますけど。

○産業観光課長（玉川 真君） そうなのです。

○8番（大島瑠美子君） と思いますけれども。はい、分かりました。

以上で終わります。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

新井家の薫煙について以前提案いただいたかと思うのですが、30年度中については実施はしていないのですけれども、今年度、コロナの関係で4月、5月、休館日がありました。その間に、回数は今ちょっと確認できないのですけれども、4日、5日ぐらいかけて職員と、あとシルバーの委託している職員がつき

まして薫煙をしております。その際には、そこで必ず職員がつくようにして火をたいて、木に火がついたところにちょっと水をかけながら、煙というのですか、そういうものを出して、いぶすような形で薫煙を行っております。

以上でございます。

○8番（大島瑠美子君） 以上で終わりです。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ちょっとした質問をさせていただきます。昨年の10月21日から11月13日までデマンド乗り合いタクシー、11月25日から12月16日まで路線バス運行のそれぞれ実証実験がありました。行政報告書の25ページに544万円余りの決算数値が載っております。3月議会で4番議員が一般質問をした中でご回答いただいている部分もあるのですけれども、その回答の中で、会議録の25ページに「分析、検討結果につきましては、5月頃までに開催予定の報告会で町民の皆様にお知らせいたします」というふうなことが書いてあります。それから中略で、あと「公共交通の導入する可否、また導入する場合、どのような形態にするかということにつきましては、令和2年度で検討してまいります」というふうな回答を前任の企財課長がお答えいただいているのですけれども、その辺のことにつきましては、ちょうどコロナウイルス禍で開催、報告会ができなかったかと思うのですけれども、その辺のことでのまとめをひとつお願いしたいのですが。

それからもう一つ、行政報告書の72ページで防災無線の修繕がありました。これは昨日の説明では落雷というふうなことでありましたけれども、それと定期点検的なものもあるのかと思うのですが、もうハード的に聞こえにくいものを解消していくのは難しい段階になっているかと思うのです。

この間も近所のうちでといいますか、聞こえにくいということを言われて、実際に3時に行けば定時放送的に子供がやってくれるので待っていたら、案の定聞こえたのですけれども、やはり結構遠かったです。ですから、天候がよい状況で、窓を開けていて聞こえる状態なので、それは聞こえにくい。だからそういう場合には電話で聞けるのですよということで話したのですけれども、電話の番号と、いわゆるくらしのカレンダーに載っているのとかなかなか接点がないので、私考えたのは、ちょっとした紙に、役場で赤でも何でも目立つ色のシールに番号を書いて、防災無線、行政無線を聞きたいときにはこの番号にかけてくださいと電話機に貼っておけるようにシールをつけておく。そしてまた、その小さなカードでもいいから、それを電話機のすぐそばに置いておく。携帯やなんかを持っている人は、そのままそこに登録してもらうということをお勧めしながらやっていけば、結構、定期的に、あっ、時間がある。今日はどんな放送があったのかというふうなことで聞いておく状態で可能かなと思うので、一つの工夫なのですけれども、そういうふうにする。

あとは、結局災害等が発生しやすいようなとき、いわゆる豪雨のときなんかは非常に雨音で聞こえにくい状況にあります。そういうふうなときにも、一応定時に放送、9時、正午、3時、6時とかというような定時的な放送が一応あれば、そういうときに耳を澄ましてもらうようにするのも一つだとも思うのです。

それから、もっと緊急的な場合には、少し「こちらは長瀬町防災」というのではなくて、もっと大きな音を出すような状態での緊急放送、誰もが聞き耳を立てるような、そういうふうな感じ、また電話かけてすぐ確認したくなるような、そういうふうな感じでの一つの緊急音といいますか、そういうものもひとつ導入してみたいはかがかなというふうなことを、これは質問といいますか、提案的になりますけれども、

お願いしたいなと思うのです。

結構、番号を一々探さないとできないというのがあれなので、結局、電話機に番号が書いてあれば、すぐにプッシュできるとかいう状況でありますので、非常に有効になってくるかなと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

では、ご回答お願いいたします。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

昨年度行いました公共交通の実証実験の結果と、その後の検討状況についてでございます。3月議会での答弁と多少重複はするかもしれないのですが、改めて実験の結果の概要をまずお答えさせていただきます。

デマンド乗り合いタクシーにつきましては、事前の登録と前日までの予約が必要な利用形態でございました。事前の登録としては、207名の方にご登録をいただきました。そのうち、実際に使われた方は、実人数で31名、延べでいいますと73回の利用があったところでございます。また、路線バスにつきましては、全部で283回の利用がございました。北側と南側に分けて、2つの巡回ルートで実証実験を行ったのですが、内訳としましては北側が184回、南側が99回という回数でございました。

また、いずれの形態につきましても、高齢者の利用が8割なり9割というような割合を占めておりました。特に75歳以上の後期高齢者の方の利用が多かったということ。また、通勤や通学という目的では、基本的には使われなかったというような結果が出ております。

そのような結果を踏まえまして、当初は3月に公共交通会議を開催し、4月の終わり頃に町民の方向けの説明会を行う予定をしておったのですが、新型コロナウイルスの影響も踏まえまして延期にしております。

公共交通会議につきましては、先日9月4日に役場で開催をさせていただいたところです。また、住民向けの説明会につきましては、あさってですか、19日の土曜日に4か所で開催をする予定になっております。

今、申し上げましたとおり、利用者の数ですとか後期高齢者が多いというところを踏まえますと、町民全体を対象にした公共交通というよりは、移動の支援が必要な方に絞った対策を検討する必要があるかと考えております。公共交通会議でも、その旨、同意を得ているところでございます。住民説明会での意見も踏まえながら、対策を今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、新井議員の防災無線についての質問でございますけれども、やはり関口議員のときにも話しましたが、それぞれお住まいの地理的条件ですとか、建物、あと気象状況、新井議員のおっしゃっていましたが、やはり山に響いて山びこのような感じでハウリングをしてしまうというようなことです。やっぱりそういった地域が長瀬町内幾つかありまして、それと併せて時差放送なんかをしてみているところなのですけれども、なかなかやっぱり思うようにはならないというのが現状です。

先ほど言いましたけれども、ダイヤルですか、フリーアクセスについて岩田議員からも提案をいただいております、やはりよく見えるところに番号を貼っておいたらいいということでしたけれども、新井議

員も言いましたけれども、例えばマグネット式にしまして、マグネットで冷蔵庫ですとか、例えば家とかフリーアクセス番号だけでなく、防災関係の連絡先の電話番号とかを作ったものを貼っておくのもいいのではないかと。それと、新井議員が言いましたようにシール式でフリーアクセスの番号を電話機のそばに貼っておくのもいいのではないかとということですので、今後検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 回答の漏れがありますので、町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、午前中、岩田議員からご質問いただきました件につきまして、お答えさせていただきます。

行政報告書のほうでございましたが、こちらの45ページ、生活環境の美化の中で、その他とはどういったものがあるかというご質問だったかと思いますが、主なものとしたしましては、空き家、空き地の草が伸びているとか、そういったものですか、あと不法投棄に関するものでございます。こちらの草に関しましては、所有者の方に通知を出しまして、適正な管理を行ってくださいということでお願いをしておりますのでございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、健康福祉課のほうで、後で報告するといったものが3点ございましたので、そちらについてご回答させていただきます。

まず初めに、関口議員の質問にございました福祉有償運送とお助け隊の利用状況でございます。まず、順逆になってしまっていますが、お助け隊でございますが、昨年度は478件の利用がありまして、対前年度、平成30年度から比較しまして114件増でございます。しかしながら、ボランティアの協力会員でございますが、2人増えただけということで、今協力できる登録されている会員の方は85というふうになっております。

次に、福祉有償運送のほうでございます。福祉有償運送につきましては、対前年216件で、対前年度29件の減でございます。それでございますので、ちょっと行政報告書のほうが、福祉有償運送等も利用回数が増となっているのですが、ここは福祉有償は減という形になるかと思えます。おわびして訂正を差し上げたいと思えます。

また、岩田議員のご質問にありましたシルバー人材センター助成事業の数字の確認の件でございます。これにつきましては、昨年も岩田議員に数字の間違いをチェックしていただきまして、ご迷惑かけたのですが、この関係で今年はしっかりチェックするということと話をあつたのですが、シルバーから提供された数字を確認せず、そのまま載せてしまっているということで、実は昨年度の数字がずれているようでございまして、いわゆるシルバーは、役場の中でも小学校、第一小とか中学校、公民館に派遣しているのは、いきいき埼玉、シルバー人材センターの元請のところから派遣というような形になっているものと、今までの事業と2つに分かれていまして、去年の数字は今までのほうの数字だけでございまして、いきいき埼玉のほうで形上本社、長瀬のシルバーが支社みたいな形でやっている契約の数字が抜けていたようでございます。それですので、この契約金額7,340万4,752円については合っていて、マイナス5.3%減少も大丈夫でございます。

昨年の数字が7,099万831円でしたが、これに実は派遣の部分の653万5,057円の数字が抜けていたということですので、それを含めた数字7,752万5,888円が昨年の数字として、今回のこの5.3%の根拠となるということでございました。毎年訂正をしまして申し訳ございません。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第54号 令和元年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行いますので、討論はありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） この決算認定の審議をさせていただきました。私は、昨年の決算でも意見をいたしました。今年も不用額が多くなっております。不用額とは、予算額と実際に支出した額の差額、町では使い切り予算を行わず、経費削減などにより不用額を翌年度以降に使えるお金として残す。こういった状況は、私は財政上の見積りの精度の甘さを表すだけで、不用額は必要ないものです。できるだけ減らすことが重要です。去年も同じことを言いました。

一方、財政の弾力性は、災害時など不測の事態に備えるもので、これは必要だと思います。今年の決算は、昨年と比べ不用額が増えています。簡単に言えば、計算ができていないのではないかと疑いをもちます。また、緊張感が欠如した財政感覚で、財政規律の堅持など期待もできないのではないかと思います。

各課でまだまだ住民のために事業をしてあげたい、そういう気持ちは各課長が持っているはずです。町財政は、依然として硬直化から抜け出していない現在、厳しい財政状況の下、取り組むべき課題は多くあり、重要な事業に効率的に財源を使うべき、3月にでも補正を組んでよかったのではないかと、先ほども言いました。来年度の予算編成に必ずやこの意見がつながるよう、今年の決算認定は認定できません。

○議長（野口健二君） 次に、賛成討論を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 私は、賛成の立場で討論をいたします。

毎度のことでございますが、まず決算書などで気になる点は質疑を行い、理由を説明していただきました。

次に、事業を全体的に見ますと、令和元年度の町長施政方針に基づいており、議会で可決した予算がおおむね滞りなく執行されており、それぞれの事業の効果も見えております。しかしながら、平成30年度までには新たな施設等の建設が続いていたからか、令和元年、2年度の予算では新たな施策等が少なくように感じました。

今後は、町独自の魅力ある事業を行うことはもちろん、新型コロナウイルス対策にも力を入れながら、景気、経済の回復や、皆さんが安心して元の日常生活を送れるようにしていかなければなりません。そういったことを踏まえて、令和3年度予算を編成していただければと思います。

また、財政状況につきましては、監査委員からの説明にもありましたが、財務指標の財政力、経常収支比率、経常一般財源比率等も微増、微減であり、少なからずよい傾向となっております。

また、先ほど来、不用額につきましても話が出ております。こちら毎回指摘されております中では、今回、前年度比で約26%増となっておりますので、次回からはさらに積算精度を高めるようにしてください。とはいえ、職員の努力で節減されている部分もあることや、予算現額に対する不用額は4%以下となっております。1億円で400万円、100万円で4万円、100円で4円といったことで考えると、ぎりぎりだったとも言えるのかと思います。

また、実質収支や単年度収支も黒字となっております。実質単年度収支は赤字となっているものの、これは財政調整基金単体で見た場合のものであり、一般会計基金残高の状況を見れば分かるように、基金全体では前年度より2,517万2,906円の増となっております。さらに、町の借金の総額である町債の今年度末現在高は、約1億円減っております。何はともあれ、限られた財源を最大限に有効活用し、住民の要望や住民の福祉等を改善していくことが行政の使命だと思いますので、今後も適正かつ効率的な行政運営を続けていただきたいと思います。

そういったこともしっかりと提言をさせていただきまして、今回の決算認定に賛成をしたいと存じますので、皆様もご賛同をお願いいたします。

○議長（野口健二君） ほかに討論はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 令和元年度の決算については、予算計上された事業が滞りなく行われてはいるかなと思います、予算規模も縮小方向にはあると。将来負担比率も下がったというふうなところは見受けられますが、総務費などの義務的経費が高い。実質公債費比率、財政力指数、経常収支比率、実質単年度収支、歳入未済額は増加とか、こういうものについて改善が見られない。特に教育費が、理由はあれマイナス16%、民生費が1.2%、そのうちの老人福祉がマイナス18%、児童福祉がマイナス4%と教育と福祉の後退が懸念されるのではないかと。特に今年度、コロナの問題がありますので、どこで、どれだけ無理、無駄を省いたかという点が見受けられないと。特に行政執行は、町民の願いを込めた納税を受けて、あらゆる手段を講じて、その実現を図ることが前提となっております。

このことを考えると、住民の意を酌んだ過去の慣例にとらわれない、無理、無駄を省いた行政執行ができてくろうかという跡がうかがえないのではないかと思います、反対の意を表し、ぜひ来年度に生かしていただきたいということです。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号 令和元年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野口健二君） 起立多数。

よって、議案第54号は認定することに決定しました。

次に、議案第55号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号 令和元年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は認定することに決定しました。

次に、議案第56号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。
討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号 令和元年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は認定することに決定しました。

次に、議案第57号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号 令和元年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は認定することに決定しました。

暫時休憩いたします。45分まで。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時45分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第5、議案第58号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第58号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,751万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を42億6,214万1,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第58号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。今回、1億4,751万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を42億6,214万1,000円にしようとするものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、6ページ、7ページを御覧ください。第2表地方債補正は、臨時財政対策債の発行限度額について当初予算の見込みを上回ったため、限度額を8,906万3,000円に補正するものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。12ページ、13ページを御覧ください。まず、歳入の補正のうち主なものについてご説明いたします。

第10款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、第1目地方特例交付金の補正額405万3,000円と、第11款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税の補正額2億1,997万円は、それぞれの交付決定額が当初予算の見込みを上回ったため増額するものです。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金の補正額847万5,000円は、社会保障・税番号制度に対応するシステム整備に係る国庫補助金を増額するものです。

第2目民生費国庫補助金の補正額43万3,000円は、精神保健福祉会への補助金や一時預かりなど子育て支援に関する経費について国庫補助金を増額するものです。

第16款県支出金、第1項県負担金、第1目総務費県負担金の補正額2万6,000円は、旅券発給事務に係る県負担金を増額するものです。

第2項県補助金、第1目民生費県補助金の補正額63万1,000円は、延長保育について対象人数が当初予算の見込みを下回るため12万5,000円の減額となる一方、一時預かりについて基準額の増改定があったことなどから県補助金を増額するものです。

第3目農林水産業費県補助金の補正額1,800万円は、県の里山・平地林整備事業に係る補助金を増額するものです。

第3項県委託金、第3目衛生費県委託金の補正額6,000円は、県立自然公園の管理事務に係る委託金の増額です。

14ページ、15ページを御覧ください。第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金の補正額8,502万8,000円は、令和元年度決算における実質収支額と令和2年度当初予算で見込んでいた繰越金との差額について増

額するものです。

第20款諸収入、第5項雑入、第2目雑入の補正額290万8,000円は、後期高齢者医療特別会計への負担金について、令和元年度決算に基づき精算するものです。

第21款町債、第1項町債、第5目臨時財政対策債の補正額506万3,000円については、先ほど地方債の補正で申し上げたとおりです。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の補正額マイナス1億5,708万3,000円と第2目減災基金繰入金の補正額マイナス3,999万9,000円は、地方交付税が見込みを上回ったことなどにより、当初予算において基金から繰り入れていた財源を繰り戻すものでございます。

続きまして、歳出の補正につきまして主なものをご説明いたします。16ページ、17ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費ですが、一般職の給与について子育て支援等に関する国、県支出金の増額があったことから、財源の組替えを行うものです。

第4目財政調整基金費の補正額7,537万6,000円と、2つ下、第13目公共施設整備基金費の補正額4,000万円ですが、令和元年度決算及び地方交付税等の交付額決定に伴い、積立金を増額するものです。

第6目財産管理費の補正額10万3,000円は、町有地に生えているケヤキの伐採を行うものです。

第2項企画費、第1目企画総務費の補正額410万円は、定住促進事業住宅取得奨励補助金について当初予算の見込みを上回る申請があったため、増額するものです。

第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費の補正額850万2,000円は、社会保障・税番号制度に対応するためのシステム改修委託料と旅券発給事務の委託先である秩父市への負担金を増額するものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の補正額655万3,000円は、障害者自立支援給付費等について令和元年度の実績に基づく国、県への返還金を計上するものです。

第3目社会保険費の補正額マイナス284万8,000円と第4目老人保健費の補正額マイナス72万4,000円は、それぞれ特別会計への繰出金が令和元年度決算の結果、当初予算の見込みを下回ることとなったため減額するものです。

18ページ、19ページを御覧ください。第5目介護保険費の補正額マイナス800万2,000円は、介護保険事業に係る国、県への返還金を増額する一方、介護保険特別会計への繰出金が当初予算の見込みを下回ることとなったため減額するものです。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費の補正額473万2,000円は、保育園での一時預かりに対する補助金の増額や子育て支援に関する国、県への返還金等を計上するものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目環境衛生費の補正額6,000円は、県立自然公園の管理事務に係る需用費を増額するものです。

第4項公衆衛生費、第1目予防費の補正額2万7,000円は、秩父郡市精神保健福祉会への補助金2万1,000円と未熟児養育医療費に係る県への返還金を計上するものです。

次のページにまたがりますが、第6款農林水産業費、第2項林業費、第2目林業振興費の補正額1,800万円は、県の里山・平地林整備事業補助金を活用し、井戸地区及び長瀬地区の山林等において、不良木の伐採や下草刈りなどを実施するものです。

第7款商工費、第1項商工費、第2目観光費の補正額3万1,000円は、観光施設の維持管理に対する協力を募るため、試みとして長瀬駅前の観光トイレに募金箱を設置するための経費でございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費の補正額155万5,000円は、幹線2号線における支障木の抜根と矢那瀬地区にあります町管理の橋の復旧工事を行うため増額するものです。

第9款消防費、第1項消防費、第4目防災対策費の補正額24万1,000円は、防災行政無線の空中線に樹木が接触しているため、伐採を行うものです。

最後に、第12款公債費の補正額マイナス29万円ですが、平成21年度に借り入れた臨時財政対策債について、利率の見直しにより返済額が減額となったものでございます。

以上で、議案第58号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、ただいま説明いただいた21ページの観光費、消耗品費として3万1,000円です。長瀬駅のトイレに募金箱を置かれるというふうな話なのですけれども、私、以前、一般質問で観光協力金を取ってみてはどうかというふうな話をしたことがありますので、多少関連すると、何か自分の言ったことで、そこへ置かれたのかなとか、そんなふうなこともありますから、ちょっとどのような、ただトイレに募金箱を置くということだと全く見えないのです。このトイレを使うのについて協力金を頂きますというふうなことで、どういうふうに書いて、どこに置くのだろうというのがちょっとぴんとこないの、これやっただいて、何だと非常に不評の場合もあるかもしれません。

だから、トイレのところに置くのであれば、トイレの清掃をも兼ねて、きれいにして、皆様のご協力というように名目で書いて置いたりするのかなと。多分、そうしたらそのお金については、やはり事故、事件があっては困るので、どうか観光協会に委託とかするのかなとか。そうすると、また観光協会について、ちょっとお金をまたお願いしたりとかそういうこともあるので、どういう形でというのが見えないから、もう少し詳しく説明、今できればしていただきたいのですけれどもということで。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

こちらの消耗品費3万1,000円につきましては、先ほど議員のおっしゃるとおり、駅前の観光トイレに清掃協力金のお願いをするというふうな方向で検討しております。募金箱につきましては、トイレの入口に、男女の分かれる真ん中辺あたりに、今、おっしゃっていただいたような清掃関係の協力金をお願いしますみたいなものを置きながら、どのぐらい入れていただけるのかというようなものをちょっと検討というか、様子を見たいというふうに考えてございます。

また、回収等につきましては、今後、近くに観光協会さんがいるものですから、ちょっとご相談等をさせていただこうかなんていうのは考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、概略は分かりました。ということは、この長瀬駅の観光トイレについてだけ、これでやってみると。だから試行的にやってみるということですね。それについてはトイレの清掃協力金というふうなことで書いて分かるような形で、どのぐらいの人が、どのぐらいの額を協力してくれるのかなと。そういうことであれば、ほかの観光トイレについても清掃代というふうなことでやってみるかという、とにかくこれをやったから、この事業を続けるとかそういうのではない場合もあると。だから、この

事業はやってみたけれども、例えば来年、再来年に継続していくかどうかとかはまだ定かでないとか、そこまでの道筋は立っていないということで考えていいのですか。

そのところは、何か中途半端になったりということも考えられるような気がするのです。だからこれやることによって、ほかの観光協力金とかいうふうに移行していくとか、そういう可能性をも秘めているような気はするので、そのところしっかりしていないとどうなのかなというところがありますので、長期的に見ていくのかどうか。

あと、観光協会さんにこれを委託すると。これ無償ならいいのですけれども、やはり委託するには委託料を払うということであれば、委託料がまた増えてしまって、ええっとかそういうところもあるので、観光協会、近くにあるのはあるのだけれども、ちょっとそのところをもう少しはっきり見通しをお願いできればと思います。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

このトイレの清掃協力金の募金箱を長期的に見てどのように考えていくのかということでございますが、今回、試行的に置いてみるということで、状況を見ながら検討していきたいと考えております。長期的に見ては、いろんなところで町が管理しているトイレについて、こういった清掃協力金のボックスが置けるといいかなというふうなことでは考えております。

あとは、回収関係につきましては、これから始まることなものですから、ご相談を観光協会さんともさせていただきながら、指定管理の中の業務に入れて、お金を増やさないとかいろいろ工夫はしていきたいなというふうなことも考えてございます。あと清掃関係とかいろんなもので、なるべくお金が余分にかからないで何とかしたいというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、すみません、補足で。多分草津の観光トイレでもそんなものがあつたような気がするのです。あと、上高地のほうに行って、やっぱりあつてと。あとは、お風呂に入るところでもあるのです。それ協力金をお願いします。幾らと書いていないので、幾らでも結構ですというようなものがあるのです。だからそのやり方というのは工夫だと思うので、ぜひ観光協会に委託する場合には、委託料を払ってということではなくやっていただきたいと。長期的な目でやってもらえたらなということ、意見です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 5番議員が言ったことは、大体同じようなことなのですけれども、観光協会のほうで、これで協力金をというので、消耗品費で3万1,000円を取り付けますよね。それで、今、要するに観光協会、何で観光協会が。自分たちが少しぐらい、1週間に1回ぐらい募金を取りにいったら、それで幾らぐらい入っていたかと、試行の期間だったら、なおのことそのくらいのことを考えてもらって、そして今度のこれには、協力金をというのですのだったら、雑入のほうに幾ら入ってくるかという、たとえ1,000円でもその辺にのっけておくべきものだと思うのです。

そうすれば、協力金のそれをつくりました。それで、役場の職員が1週間に1回でも取りにいったら、開けて、その分が雑入で入ったと言え、この事業はこれから続けていくのだなというのが分かるのですけれども、観光協会のほうに頼んで、全部それでやってしまってもらっているという、うちのほうではよ

く分からないのですけれども、すみませんなんて謝ればいいというものでもないのだから、そのところよく考えてもらって、もう一度そのように考えているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

今回、補正の予算の中で歳出だけ見て、歳入を雑入ちょっと見込んでいなかったというのは、私もそこは少し抜けていたかなと思ひまして、大変申し訳ございません。こちらにつきましては、これからやってみて、どのぐらいのものがあるかということが、まず初めてなものですから、全然どのぐらいのことが起こるのだろうということが見込めていない部分があります。

なぜ、この場所を選んだかという、基本的には人の目がないと募金箱等、盗難等いろいろなものが危ない、防犯的なものもあるというようなところもありまして、人が絶えず多くいる場所ということで、長瀬駅の観光トイレ、ここでまず始めてみようということで考えてございます。先ほどあったように観光協会さんをお願い、ご相談をさせてもらおうというふうなことではあるのですけれども、相談内容によっては職員のほうで対応する場合もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

7 番、関口雅敬君。

○7 番（関口雅敬君） すみません、2 点お聞きします。

今の募金箱は、私はスルーしようと思ったのだけれども、今の答弁を聞けば聞くほど、また質問したくなってしまったので、先にそれを質問します。今の観光協会やみんなの目が届くという募金箱をそこに置くという話だけれども、その募金箱は時間になれば撤去するわけなのですか。置きっ放しではなくて、中身だけ取るのなら分かるのだけれども、箱ごと移動するわけね、それがまず 1 点。

それから、もう一点は里山・平地林事業、この前、私が里山・平地林事業を聞いたら、もうこの事業は終わりだという答弁があったので、また今度は 1,800 万円でのっているこの事業、先ほど井戸と長瀬と言いましたけれども、もっと具体的に場所を教えてください。

2 点お願いします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、募金箱について夜間どうするかということでございますが、基本的にはその場所に備付けということで、持っていられないように鎖等で固定するという、鍵等をかけるということで考えてございます。なので、回収するのは入っている中身のお金のみということで考えてございます。

また 2 点目、里山・平地林事業のことでございますが、議員おっしゃるとおりに里山・平地林事業、昨年度で終了するというふうなことで私たちのほうも聞いておりましたが、去年は里山・平地林再生事業ということでお世話になったのですけれども、今年は里山・平地林整備事業ということで、事業がちょっと若干、名称なののですけれども変わって、今年はやるよということで相談、説明がございました。

町内の山林の多くが長期間にわたって人の手が入っておらず、灌木やシノダケなどが生い茂るということで、長瀬の宝登山をはじめとしまして各地区を順々に転々と回ってきてまして、井戸の下郷のところまで来てございます。今年の予定としましては、そこからの続きでございまして、中郷、上郷のほうに行きまして長瀬のほうに行きますけれども、事業が若干変わった関係がございまして、長瀬につきましては上長

瀬駅を下りていきまして、河原の近いところ、ここが有害鳥獣なんかの関係がありまして、なかなか景観も悪いのですけれども、有害鳥獣のすみかになり得ることがございまして、そちらのほうの伐採もできればなということで考えてございます。面積的には21.9ヘクタールを予定してございまして、枯損木、不良木等は57本予定してございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 鎖をつけて置いておくような、こんな昭和の時代のようなことを風光明媚なこの町にそぐわないような気がするのです。ああいうものが盗まれるのは、大体人目がないところで持っていくのだろーと思います。さい銭箱でも何でもそうです。鎖をつければ持っていられないのではなくて、鎖をつけたって持っていられるのは持っていられるのです。もうちょっとこれいろいろ決定をしてからやったほうが、事業をこれからやっていくのにも、テストでやるならこういうふうにやらないで、違うやり方があると思うのです、幾らでも。もうちょっと検討してからのほうがいいような気がするのだけれども、考えはやっぱり今でも鎖をつけて、そこに置いておくという考えですね。

それと、もう一点は里山・平地林事業、ずっとやってきたから、今度は井戸の下郷、中郷、上郷という話ですけれども、まだそれも具体的にここからここまでという範囲も決まっていない。上長瀬の下りていったところのイノシシやそういうのが出るからと、すみかになるからという説明だけれども、そういうのはもう岩田のずっと山側、ほとんどイノシシや鹿や何かかなり出ています。これを決定する委員会みたいなものはあるのですか。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

募金箱につきましては、この予算の中で考える。どこまで手だてをかけても盗もうと思う人には盗まれてしまうというのは考えておりますが、最小限でどの程度できるかということで、まず初めにやっていきたいということで考えて、計画させていただいてございます。

また、里山・平地林の採択要件というか、考え方でございますが、こちらにつきましても、対象地域を県とかのほうにご相談させていただきまして、事前協議させていただきまして、実施場所とか実施予算額というのを決めて、こういうふうに計上させていただいているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 課長、失礼ですけれども、今の答弁で、この募金箱、この程度というけれども、これだって大事な税金です。あなたからすれば、これは大したことはないかもしれないけれども、失礼ですよ、一生懸命みんな働いて納税しているのだから。

それと、里山・平地林事業は、県と相談してというお答えですけれども、長瀬のこの庁舎の中で、職員でも、町民でも、何かどこにするか検討する会議でも持って決めるべきではないですか。合併のときに、私、県庁の市町村課に行って、合併どういうふうにするのだといったら秩父郡市で、もう向こうはテーブルの上で地図を見て言うだけで、長瀬のことなんかそんなに分かっていないですよ、細かくは。課長、今の答弁でいくと、県からあそこをやれと言われたのならしょうがないです。誰にも聞いていなくて、課長が県と相談して、どこかこの山をやるという決め方、これはちょっと失礼ではないですか。では、これが最後なのでしっかり答えてください。税金ですからね、大事な。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど消耗品費 3 万 1,000 円の表現、ちょっと私のほうで足りなかったと思いますので、申し訳ございません。こちらにつきましては必要最小限度の募金箱等で考えた結果、この金額ということとさせていただきます。

それから、里山・平地林の検討を内部でしたのかということですが、こちらにつきましても現地等を見てございます。それから地権者等、地主等の同意をもらった上で、県の農林振興センターの担当者の方とも現地を見ながら場所等を決めていくということとさせていただきます。内部につきましては、過去の事業の実施場所等の考慮などを行いまして、事業の場所を決定させていただいているということとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 58 号 令和 2 年度長瀬町一般会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は原案どおり可決されました。



◎議案第 59 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第 6、議案第 59 号 令和 2 年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第 59 号 令和 2 年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,910 万 5,000 円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を 7 億 8,409 万 6,000 円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第 59 号 令和 2 年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第

2号)についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,910万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,409万6,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容についてご説明申し上げます。6ページ、7ページを御覧ください。初めに歳入でございますが、第5款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目財政調整交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、国の示す基準に基づき保険税を減免した場合に、財政支援として特別調整交付金が交付されるため、増額するものでございます。

次に、第8款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございますが、令和元年度の決算により事務費繰入金及び出産育児一時金等繰入金から生じた不用額を精算し、確定した額を減額するものでございます。

次に、第9款第1項第1目繰越金でございますが、令和元年度の決算額が確定いたしましたので、当初予算額と繰越額の差額分を増額しようとするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費と第2款保険給付費、第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金と、その下の第3款国民健康保険事業費納付金、第1項医療給付費分、第1目一般被保険者療養給付費分は、補正後の額は変わりませんが、財源内訳のとおり、それぞれの項目の財源組替えを行うものでございます。

次に、第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金は、令和元年度決算額の確定により繰越金が生じたので、国保財政に不測の事態が生じた際の備えとして、国民健康保険財政調整基金への積立額を増額しようとするものでございます。

次に、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第1目一般被保険者保険税還付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が減少した被保険者等を対象に、減免申請に基づき保険税の減免を行うため、還付金を増額するものでございます。

次の第6目保険給付費等交付金償還金は、令和元年度の実績報告に基づきまして返還金が生じたので、増額するものでございます。

以上で、議案第59号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。

○議長(野口健二君) これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(野口健二君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(野口健二君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号 令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(野口健二君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。



◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第7、議案第60号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第60号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,270万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億3,058万7,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 議案第60号 令和2年度介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,270万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,058万7,000円とするものでございます。

次に、2ページ、3ページを御覧ください。款、項別の補正額については、御覧のとおりとするものでございます。内容につきましては、予算説明書によりご説明いたします。

歳入につきましては、6ページ、7ページを御覧ください。第3款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金234万8,000円でございますが、事業実績により令和元年度分の不足額が追加交付されるものでございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金818万8,000円三角のほうにつきましては、各目について令和元年度決算に伴い減額をするものでございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1,854万9,000円ですが、令和元年度決算に伴う前年度繰越金で、当初予算との差額を増額するものでございます。

次に、歳出につきましては8ページ、9ページを御覧ください。第1款総務費、第2款保険給付費及び第4款地域支援事業費については、補正額の財源内訳、特定財源その他について歳入の繰入金の減額に伴い財源内訳の組替えを行うものでございます。

次に、8、9ページ下のほうでございますが、第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給費支払基金積立金523万5,000円については、令和元年度決算に伴い保険給費に要する費用の不足額に充てるための基金に積み立てるものでございます。

次に、10、11ページを御覧ください。第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金747万4,000円ですが、国庫等の支出金で精算により超過交付となったため返還する必要が生じたものでござい

ます。

以上で、議案第60号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号 令和2年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。



◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第8、議案第61号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第61号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額のため、歳入歳出予算を補正する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福島俊晴君） それでは、議案第61号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第1条に「補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による」とございますので、1枚おめくりいただきまして2ページ、3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入では、第3款繰入金を72万4,000円減額し、第4款繰越金を同額増額するものでございまして、歳入歳出予算の総額は変わらず1億1,042万6,000円でございます。

次に、補正予算の内容をご説明申し上げます。6ページ、7ページを御覧ください。歳入でございます

が、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金の事務費繰入金は、令和元年度の決算額の確定により72万4,000円を減額し、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は、同じく令和元年度の決算額の確定により72万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款総務費並びに第4款予備費の補正額の財源内訳について、特定財源欄のその他の合計額72万4,000円を一般財源に組み替えるものでございます。

以上で、議案第61号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号 令和2年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。



◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第9、議案第62号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第62号 財産の取得についての提案理由を申し上げます。

学習者用情報機器等を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 議案第62号 財産の取得につきましてご説明いたします。

国が進めるGIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人1台端末の整備を図るため、令和2年第3回臨時会にて補正予算を計上し、ご承認いただいたものでございます。

契約の概要でございますが、議案書を御覧ください。1、購入物品及び数量についてご説明いたします。学習者用端末として、国が示す仕様に基づくキーボードを有するタブレット型端末と、運搬から充電保管

庫への設置、使用開始に必要なクラウド上の設定経費、ラベル作成・貼付け、5年間の物損、自然故障などに対応する有償保証、5年に1回のバッテリー交換、画面保護フィルム、また使用開始から1年間、GIGA運用おまかせヘルプデスク1年版としまして、運用へのアドバイスやアカウントの変更作業、故障時の修理サポートなどへの対応、学習ツールとして授業支援ソフトとインストール、設定、その他としてフィルタリング、タッチペン、インナーバッグ、導入時の利用者向けトレーニングでございます。

2、納入場所ですが、町内3校に児童生徒、教員分を各教室の充電保管庫に設置するものとします。

3、納入期限でございますが、契約の日から令和3年2月26日までとしております。これは、現在、各校で工事を始めております学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事によりWi-Fi環境が整備されたところにおいて端末を納品し、各校ごとに必要な設定をしていくものです。工事の進捗状況を確認しながら、なるべく早い時期に納品されるよう調整をしていく予定です。

4、契約金額でございますが4,956万2,150円、この金額は消費税等を含んでおります。

5、契約の相手方、さいたま市中央区上落合8-1-19、株式会社大塚商会LA事業部北関東LA販売課課長、小堀保夫でございます。

業者の決定方法でございますが、GIGAスクール構想の実現に向けて国が推奨している共同調達方式で業者を決定しました。これは埼玉県が事務局となり、埼玉県端末共同調達連絡協議会を設置し、共同調達に参加する市町村が協力し、情報機器の整備に係る共同調達の事務を執り行うというものです。共同調達をすることで、ICTの専門知識が少ない自治体でも容易な整備が図れること、大量調達になることで産業界との交渉力の向上が見込めることなど効率的に整備できるとして国が勧めていることから、長瀬町では共同調達としたものです。

この協議会において、契約に向けての仕様や調達台数などを取りまとめ、公告を行いまして、契約先候補者の資格、書類審査や企画提案審査を経て、株式会社大塚商会が評価基準の合格ラインを上回る評価となったため、契約候補先となりました。その後、提案内容について株式会社大塚商会と町で協議をし、見積書が提出され、内容が適当であるため、落札者として決定し、仮契約を締結いたしました。現在は仮契約の状態ですので、本会議でご承認をいただきましたら本契約を締結する予定です。

以上が、財産の取得についての議案の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 政府が進める事業で行っていくということで、これだけの予算が組まれるというふうなことで、業者さんもこれでというふうなことで、これは結構だと思うのですけれども、このことに関連してということで、多分ここでそれを言うてもしょうがないのだけれども、G o T o 何とかでも間に入ったところがどうもとか云々がありますが、こういうどうしても国から、県からというふうな共同購入というのですか、ちょっとそういうふうになっているようなのですけれども、例えばタブレット端末1台、仮に1台10万円だとすると。ちょっと価格が1台幾らだか分からないのですけれども、1台のが出ていないので。そうしたら、それを例えば近隣、何か近くにある何とか電機なんていうのに持って行って、これ480台下さいと、こういうふうなことになるば3割ぐらい引くのではないかなと、素人発想ですけれども。そういう購入は、当然こういうところではできないのかもしれませんが、そういうふうにと考えると安いのか高いのかとか全然分からないので、1台当たりの単価が幾らで、これ幾らということは、公表できれば

お聞きしたいということです。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 村田議員の質問にお答えいたします。

このタブレット型端末なのですけれども、国の補助金を使って整備するわけなのですが、1台当たりの補助金が4万5,000円税込みで限度となっております。GIGAスクール構想の実現に向けまして、国がそうした企業のほうに働きかけをしまして、4万5,000円以内で整備をできるものをつくりなさいということで、各社がいろんな国が示す標準の仕様に基きましたそのようなタブレット端末をつくっております。ですので、端末本体は4万5,000円以内のものになっております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、端末自体は4万5,000円以内でということで、そういうことだと。ということだと1台約10万円するので、ほかの云々かんぬんに5万幾らかかっているということですね。ちょっと独り言、信じられないのですけれども、この有償保証5年分というと、これ有償ですから5年間は有償で保証しますよと、そういうことも含まれていますよということですよ。ということは、当然故障したならば保証しますよ、有償でという。いや、5年間無償で保険に入ったというようなことではないわけですよ。バッテリー交換も5年たったら1回交換しますよと、これも有償になっているわけですよ。分かりました。

〔「答えますか」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 答えていただかなくても、もう、はい。

○議長（野口健二君） 質疑はほかにありますか。

10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） なるほどねと思いました。これで、このあれは秩父郡ではどこか入っているとか、どこかの市町村に、どこかでこういうのをやっているとか、こういうものを購入するには組織というのがあるらしいです、いろいろの。だからそういう組織が介入していて、はまってしまったとか、こういうことははまるとか、はまらないとは思いますが、秩父内ではどこかこれを購入しているところはあるのですか。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） 染野議員の質問にお答えいたします。

○10番（染野光谷君） もうちょいでかい声でしてくれない、耳が遠いので。

○教育次長（内田千栄子君） 染野議員の質問にお答えします。

秩父地域でもGIGAスクール構想というのを進めております。全ての市、町で進めております。購入についての手続は、今どこもうちと同じような形で契約に向けて進めているところです。これは国中全体で小中学生にタブレット端末を1台配備するという事業ですので、秩父地域だけに限らず、埼玉県、それから全国にそのようなタブレットの整備を図るような事業をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） よく聞こえなかったけれども、ああ、そうかなと思いました。しかし、国でもそうだけれども、いろいろな教育関係というのは、やはり国が、ある程度地方に出入りしている業者に流して、

またそれにはまってしまうなんていういろいろなことがあるらしいですよ、私は想像とかそういうのは大好きなのです。

それで、だからこれだけのこの額で、こうだよといって、俺は携帯電話も持っていない男だけれども、こういうことは難しいらしいです。だからよっぽどある程度は研究して、私はしたほうがいいのではないかなということでございます。すみません。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。



◎議案第63号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第10、議案第63号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第63号 長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀬町教育委員会委員である齊藤慶子氏の任期が令和2年9月30日で満了となるため、引き続き委員として任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号 長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案どおり同意することに決定しました。



◎議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第11、議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、福島茂氏の任期が令和2年12月31日で満了となります。つきましては、引き続き福島氏を候補者として法務大臣に推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案どおり推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案どおり推薦することに決定しました。



◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第12、議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、林宜子氏の任期が令和2年12月31日で満了となります。つきましては、引き続き林氏を候補者として法務大臣に推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案を原案どおり推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案どおり推薦することに決定しました。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第13、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

議案を事務局に配付いたさせます。

〔議案配付〕

○議長（野口健二君） 発議の内容等について、提出者、板谷定美君の説明を求めます。

〔1番 板谷定美君登壇〕

○1番（板谷定美君） ただいま議長よりご指名いただきましたので、上程されました発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出者として内容の説明を申し上げます。

この意見書については、長瀬町議会会議規則第14条の規定により、別添のとおり本議会に提出するものであります。

提案理由は、新型コロナウイルス感染症により、当町を含め地方自治体の財政は、これまでにない難局を迎えることが想定されます。地方税、交付税などの確保や地方税制の改正といった将来にわたる地方財政の対策を実施していただきますよう、関係機関に送付するものでございます。

なお、詳細につきましては、意見書の原文を朗読することで説明に代えさせていただきたいと思います。朗読します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し

地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたい状況となっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてないほどの厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月16日、長瀬町議会。

意見書の送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣でございます。

皆様のご賛同を切にお願いいたします。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、総務教育常任委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については総務教育常任委員会への付託を省略することに決定しました。

これより本案に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。



◎議会運営委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（野口健二君） 日程第14、議会運営委員会及び経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎字句の整理

○議長（野口健二君） ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会について

○議長（野口健二君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。



◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 閉会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例案など13件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいります。

さて、各学校では2学期が始まり、中学校では臨時休業により延期となっていました体育祭を9月11日の金曜日に時間を短縮して行いました。また、第一、第二小学校の運動会も時間を短縮し、規模も縮小しまして、今週19日の土曜日に行います。例年であれば、議員の皆様にも児童の頑張っている元気な姿を御覧いただくところではございますが、今年度は来賓の方のご招待を見送りさせていただきました。ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

その他、例年10月に開催しております長瀬町敬老会「高齢者の集い」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、式典等の開催を中止し、慶事該当者への記念品の贈呈に限り実施することとなり、毎年観光協会で実施している長瀬紅葉まつりと月の石もみじ公園ライトアップも中止が決定となりました。新型コロナ感染症拡大防止のためとはいえ、毎年恒例の各種イベントが軒並み縮小開催または中止となり、大変寂しい限りではございますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、コロナ禍という例年とは大きく異なる夏を過ごされ、心身ともに大変お疲れのことと存じます。皆様にはくれぐれもご自愛いただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（野口健二君） これをもちまして、令和2年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後4時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月 4日

議 長 野 口 健 二

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 関 口 雅 敬